

教務委員会編

短期大学教務必携

(第十一次改訂版)

日本私立短期大学協会

短期大学教務必携（第十一次改訂版）

日本私立短期大学協会 教務委員会編

序 文

2002（平成14）年8月5日、中央教育審議会は「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」と題する答申を公表した。日短協の常任理事会で初めてこの原案を見たのは約4年前だが、その時の震えるような感動を忘れることはできない。

私が高等教育に関係して約40年だが、その間で最大の衝撃をうけた提言だと言って過言ではない。その最も重要な部分を答申の中から引用しよう。

「・・・国の事前規制である設置認可を弾力化し、大学が自らの判断で社会の変化に対して多様で特色のある教育研究活動を展開できるようにする。それとともに大学設置後の状況について当該大学以外の第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制を整備する。これらのことにより、・・・新たなシステムを構築することとする。」ということになったのである。

教務事務を担当する者も、この激変の方向をしっかりと認識し、対応に誤りなきことを強く期待するものである。

2002年11月、学校教育法が改正された。これを受け、2003年3月には、短期大学設置基準を始めとする各種省令が改正され、併せて、関連の告示が出された。また、2005年10月、学校教育法の一部改正が施行され、「短期大学士」の学位が授与できることになった。

本年度お届けする「短期大学教務必携」第11次改訂版は、2005年10月以降に改正された規則等に関連する箇所を改訂を中心とする見直しを行ったものである。日常の業務を遂行する際の参考とされたい。

本委員会としては、今後ともこれらの改革の方向性をしっかりと見据えながら情報収集につとめ、短期大学の教務事務の充実に貢献したいと考えている。これについて会員校各位の御意見や御助言を切にお待ち申しあげています。

なお、最後になりましたが、「短期大学教務必携」作成について、ご協力いただいた文部科学省大学課 短期大学係並びに大学設置事務室や日本私立短期大学協会事務局の方々に心から感謝の意を表します。

平成18年10月

坂 田 正 二
（教務委員会委員長）
（広島文化短期大学理事長）

目 次

第一部 教務の手引き

I 学 生 編

第 1 章 入学者の選抜	3
1. 入学試験の目的	3
2. 入学資格に関する法的規定	3
(1) 入学資格	3
(2) 外国人留学生の取扱い	13
3. 入学者選抜制度	15
4. 選抜期日	16
5. 調査書	17
6. 学力検査等	17
(1) 個別学力検査	17
(2) 大学入試センター試験の利用	18
(3) 小論文, 面接, 実技検査, 外部資格試験等の活用	18
7. 入学者選抜試験実施における注意事項	18
(1) 健康状況の把握及び障害のある者への配慮	18
(2) 入試情報の取り扱い	19
(3) 入学者選抜の実施に係るミスの防止	19
8. 入学試験に関する諸問題	20
第 2 章 学籍と学籍 (学生) 異動	22
1. 学籍簿と指導要録	22
2. 学籍の記録	22
(1) 入学	23
(2) 卒業	26
(3) 学籍 (学生) の異動	26
3. 学籍に関する諸問題	29
(1) 学生納付金	29
(2) 懲戒	30
(3) 科目等履修生・研究生・委託生	32
4. 学籍に関する証明書	33
5. 学籍簿の編成と保存	34
(1) 学籍簿等の編成	34
(2) 学籍簿等の保存・管理	35

第3章 教育課程と履修登録 37

1. 教育課程（カリキュラム）の意義	37
2. 教育課程に関する法的規制	37
(1) 教育課程の編成方針	37
(2) 教育課程の編成方法	38
(3) 単位・単位数	38
(4) 授業期間	39
(5) 授業時間	40
(6) 授業の方法	40
(7) 昼夜開講制	42
3. 履修指導と履修登録	42
(1) 履修の意義	42
(2) 履修指導	42
(3) 履修登録	43

第4章 授業と試験 46

1. 授業の意義	46
2. クラス規模	46
3. 教育機器	46
4. シラバスの作成	47
5. 授業出席の義務と出欠席調査及び休講に対する補講	47
6. 試験の目的	47
7. 試験の方法と種類	48
8. 試験の実施時期	49
9. 試験の実施手順	49
10. 不正行為	49

第5章 成績評価と単位の認定 51

1. 成績評価と単位認定	51
2. 成績評価の表示方法	51
(1) 点数で表示する方法	51
(2) 記号で表示する方法	51
(3) 合否で表示する方法	52
(4) グレード・ポイント・アベレージ（GPA）で表示する方法	52
3. 成績の記録と保存	52
4. 単位互換制度に伴う単位認定	53
5. 短期大学又は大学以外の教育施設等の学修成果の認定	55

6. 既修得単位の認定	56
7. メディアを利用して行う授業の学修成果の認定	57

第6章 卒業 59

1. 卒業のための最低必要条件	59
2. 卒業要件単位数の上限	60
3. 卒業の期日	60
4. 学年途中での卒業認定	60
5. 大学評価・学位授与機構による学位の授与	61

II 教員・職員編

第1章 教員 67

1. 種類と職務	67
(1) 種類	67
(2) 職務	68
2. 教員数	70
(1) 設置基準上の規定	70
(2) 通信教育の専任教員数	72
3. 資格	74
(1) 教員資格規定の成立	74
(2) 教員の種別資格規定	74
(3) 資格審査	76
(4) 教員の年令制限	76
4. 勤務と研究	77
(1) 勤務	77
(2) 研究	78
(3) FD (ファカルティ・ディベロップメント)	79

第2章 職員 80

1. 種類と職務	80
(1) 種類と職務	80
(2) 専任職員の人数	83
2. 勤務と研修	83
(1) 勤務	83
(2) 研修	83

(3) SD (スタッフ・ディベロップメント)	84
第3章 教授会等	85
1. 教授会	85
2. 代議員会等	86
3. 各種委員会	86

III 運 営 編

第1章 学科・専攻	91
1. 短期大学の成立と学科・専攻課程の概念	91
2. 学科・専攻課程の設置	91
(1) 夜間学科	93
(2) 専攻科・別科	93
(3) 大学評価・学位授与機構が認定した専攻科	103
(4) 名称変更	103
(5) 通信教育学科	104
3. 学科・専攻の現況	104
第2章 学生収容定員	105
1. 定員の概念	105
2. 収容定員変更手続	105
3. 臨定の延長及び恒常化	106
第3章 学 則	107
第4章 大学評価	114
1. 自己点検・評価のスタート	114
2. 自己点検・評価の義務化と大学評価・学位授与機構の発足	114
3. 認証評価機関による第三者評価	115
4. 法令違反状態の大学に対する措置	117
第5章 取得可能な資格等	118
第6章 教務所管事項の記録と整理	119

第二部 教務関係用語の解説

教務関係用語の解説	124
索引	189

第三部 短期大学関係法令 Q & A

短期大学関係法令 Q & A	197
資料 1 短期大学設置基準	207
資料 2 大学（短期大学）関係教育法令（抜粋資料）	231
1) 教育基本法	231
2) 学校教育法	231
3) 学校教育法施行令	256
4) 学校教育法施行規則	259
5) 私立学校法	276
6) 大学への編入学に係る専修学校の専門課程の 総授業時数を定める件	277
資料 3 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）.....	281

〔注〕 不明な用語については， 第二部「教務関係用語の解説」を参考にしてください。

第一部 教務の手引き

I 学 生 編

第1章 入学者の選抜

1. 入学試験の目的

短期大学は、地域の身近かな高等教育機関として、高等教育の普及や実践職業教育などで重要な役割を担っている。各短期大学が、その社会的ニーズや教育的ニーズに応えるべく、それぞれの教育を行うにあたり、その教育目標を達成するためには、そこに学ぶ者に一定の能力と適性が要求されることから、選抜の必要が生じる。そして、その選抜は、公正にして妥当な方法によって受験者の能力・適性を判定しなければならない。

今日、進学率の上昇や社会の多様化等、現実社会の動きによって、高等教育改革推進のために、入学資格の弾力化、選抜方法の多様化が求められている。

2. 入学資格に関する法的規定

(1) 入学資格

短期大学の入学資格は、学校教育法第56条第1項で定められ、さらに学校教育法施行規則第69条及び文部科学省告示により、詳細に規定されている。平成15年9月、学校教育法施行規則並びに関連の告示が改正され、国内の外国人学校卒業者に対する大学入学資格の弾力化が図られた。すなわち、欧米の国際的評価団体（WASC, ECIS, ACSI）の評価を受けたインターナショナルスクール卒業者、及び外国において当該外国の正規の課程（12年）と同等として位置付けられていることが公的に確認できる外国人学校の卒業者については、学校単位で大学入学資格が認められることになった。上記に該当しない外国人学校（朝鮮学校等）の卒業者については、学校単位での大学入学資格は認められないが、各短期大学が、個別の審査により高等学校を卒業した者と同等の学力があると認めた者については、入学資格が認められることになった。

入学資格を規定した法令等は、次に掲げるとおりである。

大学入学資格を規定した法令

○学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）

第56条 大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

2 （略）

○学校教育法施行規則（昭和22年5月23日文部省令第11号）

第 69 条 学校教育法第 56 条第 1 項の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号の 1 に該当する者とする。

- 1 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 2 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 3 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 4 文部科学大臣の指定した者
- 5 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年 1 月 31 日文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第 13 号。以下「旧規程」という。）による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
- 6 学校教育法第 56 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- 7 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

附則（平成 3 年 11 月 14 日文部省令第 45 号）

- 1 （略）
- 2 第 1 条の規定による改正前の学校教育法施行規則第 63 条第 2 号又は第 69 条第 2 号の規定により指定されていた在外教育施設（以下この項において「施設」という。）の当該課程を修了した者（当該施設が第 1 条の規定による改正後の学校教育法施行規則第 63 条第 2 号又は第 69 条第 2 号の規定により認定された場合において、当該施設の当該課程を認定後に修了した者を除く。）は、それぞれ第 1 条の規定による改正後の学校教育法施行規則第 63 条第 2 号又は第 69 条第 2 号に掲げる者とみなす。

○高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年 4 月 1 日施行）

本年度より、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 56 条第 1 項の規定に基づき「高等学校卒業程度認定試験規則」が制定された。

本試験は、高等学校を卒業した者と同等の学力があるかどうかの認定のために試験であり、毎年少なくとも 1 回実施するとされた。受験資格としては、受験しようとする試験の日の属する年度の終わりまでに満 16 歳以上になる者とされている。また、認定試験の合格点を得た者を高等学校卒業程度認定試験合格者とし、18 歳に達しない者は、満 18 歳に達した日の翌日から認定試験合格者とするなど、早期からの受験が可能となった。この認定試験制度により、旧来の大学入学資格検定試験規定（昭和 26 年文部省令第 13 号）は廃止された。

以下に「高等学校卒業認定試験規定」(抜粋)を掲出する。

「高等学校卒業認定試験規定(抜粋)」(平成17年2月1日文部科学省通知 16文科生第580号)

(趣旨)

第1条 学校教育法第56条第1項の規定に基づき、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかの認定のための試験(以下「高等学校卒業程度認定試験」という。)を行う場合は、この省令の定めるところによる。

(試験の施行)

第2条 高等学校卒業程度認定試験は、毎年すくなくとも一回、文部科学大臣が行う。

2 試験の施行期日、場所及び出願の期限は、あらかじめ、官報で告示する。

(受験資格)

第3条 高等学校卒業程度認定試験を受けることができる者は、受験しようとする試験の日の属する年度の終わりまでに満16歳以上になる者とする。

(中略)

(合格)

第8条 試験科目の全部(試験の免除を受けた試験科目を除く。)について合格点を得た者を高等学校卒業程度認定試験の合格者(以下「認定試験合格者」という。)とする。ただし、その者が18歳に達していないときは、その者は、18歳に達した日の翌日から認定試験合格者となるものとする。

以下省略

附則

第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

2 第5条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定は、平成15年4月1日以後に高等学校に入学した生徒(学校教育法施行規則第60条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。)に係る教育課程の科目を修得した者に適用する。

(大学入学資格検定規程の廃止)

第2条 大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 第9条第2項及び第10条から第12条までの規定は、前条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(以下「旧規程」という。)による大学入学資格検定(以下「旧検定」という。)を受検した者についても適用する。この場合において、第10条第1項中「認定試験合格者」とあるのは「附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。)第8条第1項に規定する資格検定合格者(以下「資格検定合格者」という。)」と、同条第2項中「認定試験合格者」とあるのは「資格検定合格者」と、同条第3項中「認定試験科目合格者」とあるのは「旧規程第8条第2項に規定する資格検定科目合格者(以下「資格検定科目合格者」という。)」と、同条第4項中「認定試験科目合格者」とあるのは「旧規程第8条第2項に規定する資格検定科目合格者(以下「資格検定科目合格者」という。)」とする。

とあるのは「資格検定科目合格者」と、同条第5項中「試験科目」とあるのは「受検科目」と、第12条第1項中「高等学校卒業程度認定試験」とあるのは「旧規程による大学入学資格検定」と、「受験」とあるのは「受験」と、「その試験」とあるのは「その資格検定」と、同条第3項中「認定試験合格者及び認定試験科目合格者」とあるのは「資格検定合格者及び資格検定科目合格者」と読み替えるものとする。

(学校教育法施行規則の一部改正)

第8条 学校教育法施行規則の一部を次のように改正する。

第69条第4号を次のように改める。

- 4 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。)による大学入学資格検定(以下「旧検定」という。)に合格した者を含む。
- 5 高等学校卒業程度認定試験規則第4条に定める試験科目の全部(試験の免除を受けた試験科目を除く。)について合格点を得た者(旧規程第4条に規定する受検科目の全部(旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。)について合格点を得た者を含む。)で、17歳に達したもの

以下省略

(平成17年9月9日文部科学省告示第137号)

専修学校の高等課程のうち、当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を次のように定め、平成17年12月1日から施行する。

- 1 修業年限が3年以上であること
- 2 課程の修了に必要な総授業時数が2,590時間以上であること。

○外国において学校教育における12年の課程を修了した者に準ずる者を定める件

(昭和56年10月3日文部省告示第153号)

学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第69条第1号の規定により、外国において学校教育における12年の課程を修了した者に準ずる者を次のように指定する。

外国において学校教育における12年の課程を修了した者に準ずる者の指定(昭和54年文部省告示第143号)は、廃止する。

(平成16年1月19日文部科学省告示第4号)

外国において学校教育における12年の課程を修了した者に準ずる者を定める件(昭和56年10月3日文部省告示第153号)の第3号の次に第4号を加える。

- 1 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者と同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定(国の検定に準ずるものを含む。次号において同じ。)に合格した者で、18歳に達したもの

- 2 外国において、高等学校に対応する学校の課程を修了した者（これと同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定に合格した者を含む。）で、文部科学大臣が別に定めるところにより指定した我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程又は次の表の上欄及び中欄に掲げる施設における研修並びに同表の下欄に掲げる施設における我が国の大学に入学するために必要な教科に係わる教育をもって編成される当該課程を修了し、かつ、18歳に達したもの
- 3 我が国において、高等学校に対応する外国の学校の課程（その修了者が当該外国の学校教育における12年の課程を修了したとされるものに限る。）と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた別表第2に掲げる教育施設の当該課程を修了した者で、18歳に達したもの
- 4 我が国において、高等学校に対応する外国の学校の課程（その修了者が当該外国の学校教育における12年の課程を修了したとされるものを除く。）と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた別表第3に掲げる教育施設の当該課程を修了した者で、第2号の準備教育を行う課程を修了し、かつ、18歳に達したもの

(別表第1略)

別表第2

名 称	位 置
コロンビア・インターナショナルスクール	埼玉県
インドネシア学校東京	東京都
カナディアン・インターナショナルスクール	東京都
東京韓国学校	東京都
東京中華学校	東京都
リセ・フランコ・ジャポネ・ド・トウキョウ	東京都
東京横浜独逸学園	神奈川県
横浜中華学院	神奈川県
京都韓国中学	京都府

別表第3

名 称	位 置
エスコーラ・エ・クレシェ・ド・グルーポ・オピソン	茨城県
エスコーラ・ピング・デ・ジェンテ	茨城県
コレージョ・ピタゴラス・ブラジル 真岡校	栃木県
インスチトゥト・エドカシヨナル・ジェンテ・ミウーダ	群馬県
インスチトゥト・エドカシヨナル・セントロ・ニッポ・ブラジレイロ・デ・オイズミ	群馬県
エスコーラ・パラレロ 伊勢崎校	群馬県
エスコーラ・パラレロ 太田校	群馬県
コレージョ・ピタゴラス・ブラジル 太田校	群馬県
セントロ・エドカシヨナル・カナリーニョ	埼玉県
セントロ・デ・アブレンジザージェン・ロゴス	埼玉県
コレージョ・ピタゴラス・ブラジル 山梨校	山梨県

エスコーラ・パラレロ 伊那校	長野県
コレジオ・エ・クレシェ・サウ・エ・ルス	長野県
コレジオ・ピタゴラス・ブラジル 長野校	長野県
インスチトゥート・エドカシヨナル・エマヌエウ	岐阜県
エスコーラ・ブラジレイラ・プロフェソール・カワセ	岐阜県
セントロ・エドカシヨナル・ノヴァ・エターパ	岐阜県
ソシエダーデ・エドカシヨナル・ブラジリアン・スクール	岐阜県
エスコーラ・アレグリア・デ・サベール 浜松校	静岡県
エスコラ・ウ・デ・エデュカソン・インファンチウ・エンシーノ・ファンダメンタル・エ・エンシーノ・メディア	静岡県
エスコーラ・ニッポ・ブラジレイラ	静岡県
エスコーラ・ブラジレイラ・デ・ハママツ	静岡県
コレジオ・ピタゴラス・ブラジル 浜松校	静岡県
エスコーラ・アレグリア・デ・サベール 豊田校	愛知県
エスコーラ・アレグリア・デ・サベール 豊橋校	愛知県
エスコーラ・アレグリア・デ・サベール 碧南校	愛知県
エスコーラ・サンパウロ	愛知県
エスコーラ・ネクター	愛知県
コレジオ・アウレオ	愛知県
コレジオ・ドン・ボスコ	愛知県
コレジオ・ピタゴラス・ブラジル 愛知校	愛知県
エスコーラ・アレグリア・デ・サベール 鈴鹿校	三重県
コレジオ・ラティーノ・デ・シガ	滋賀県

附則（平成 11 年 9 月 3 日文部省告示第 164 号）

- 1 （略）
- 2 改正前の別表第 1 に掲げる教育施設における我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程（以下「準備教育課程」という。）は、この規定による改正後の第 2 号の規定により指定された準備教育課程とみなす。

○在外教育施設として認定する件（平成 3 年 12 月 13 日文部省告示第 120 号）

在外教育施設の認定等に関する規程（平成 3 年文部省告示第 114 号）第 1 条の規定により、小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有する在外教育施設として、次のとおり認定した。

名 称	位 置	設 置 者
(小学部及び中学部は略)	(略)	(略)
※③ 早稲田大学系属 早稲田渋谷シンガポール校 (高等部)	シンガポール国 シンガポール	早稲田渋谷 プライベートリミテッド
スイス公文学園高等部 (高等部)	スイス国 レザン	スイス公文学園

	トゥレーヌ甲南学園（中学部及び高等部）	フランス国 サン・シール・シュール・ロワール	トゥレーヌ甲南学園
	立教英国学院（小学部，中学部及び高等部）	連合王国 サセックス	公益法人立教英国学院
※①	英国四天王寺学園（小学部，中学部及び高等部）	連合王国 サフォーク	四天王寺アソシエーション
	東海大学附属デンマーク校（中学部及び高等部）	デンマーク王国 プレストー	財団法人東海大学附属 デンマーク校
	サウスクィーンズランドアカデミー（高等部）	オーストラリア国 ジーンズバ	ヒルズ エデュケーション ナルファウンデーション
※②	英国暁星国際学園（小学部，中学部及び高等部）	連合王国 ミルトン・キーンズ	公益法人 英国暁星国際学園
	ドイツ桐蔭学園（中学部及び高等部）	ドイツ国 バーデン・ヴュルテンベルク	財団法人 ドイツ桐蔭学園
	テネシー明治学院（高等部）	アメリカ合衆国 テネシー	米国法人 テネシー明治学院
	アルザス成城学園（中等部及び高等部）	フランス国 オ・ラン	アルザス成城学園
	帝京ロンドン学園（高等部）	連合王国 ウェクサム	帝京英国財団

※① 平成13年文部科学省告示第78号により、平成13年3月31日付けで認定を取り消されているが、それ以前に修了した者は、文部科学大臣が指定したものに該当する。

※② 平成14年文部科学省告示第166号により、平成14年8月14日付けで認定を取り消されているが、それ以前に修了した者は、文部科学大臣が指定したものに該当する。

※③ 平成14年文部科学省告示第169号により、平成14年8月14日付けで名称及び設置者が変更になった（旧名称「渋谷幕張シンガポール校（高等部）」、旧設置者「渋谷教育学園プライベートリミテッド」）

○在外教育施設として定める件（昭和53年7月7日文部省告示第142号）

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条第2号の規定により、高等学校の課程に相当する課程を有する在外教育施設として次のように指定する。

	名 称	所 在 地	
	立教英国学院（高等部）	連合王国	サセックス
※⑤	アルザス成城学園（高等部）	フランス	オ・ラン
※②	英国四天王寺学園（高等部）	連合王国	サフォーク
※③	英国暁星国際学園（高等部）	連合王国	ミルトンキーンズ
	東海大学附属デンマーク校（高等部）	デンマーク王国	プレストー
※①	ブレーメン国際日本学園（高等部）	ドイツ連邦共和国	ブレーメン
	帝京ロンドン学園（高等部）	連合王国	バッキンガムシャー
※④	駿台アイルランド国際学校（高等部）	アイルランド	キルデア
	テネシー明治学院（高等部）	アメリカ合衆国	テネシー
	慶應義塾ニューヨーク学院（高等部）	アメリカ合衆国	ウェストチェスター

- ※① 平成 11 年文部省告示第 201 号により、平成 11 年 12 月 17 日付けで指定を解除されているが、それ以前に修了した者は、文部科学大臣が指定したものに該当する。
- ※② 平成 13 年文部科学省告示第 80 号により、平成 13 年 3 月 31 日付けで指定を解除されているが、それ以前に修了した者は、文部科学大臣が指定したものに該当する。
- ※③ 平成 14 年文部科学省告示第 168 号により、平成 14 年 8 月 14 日付けで指定を解除されているが、それ以前に修了した者は、文部科学大臣が指定したものに該当する。
- ※④ 平成 15 年文部科学省告示第 75 号により、平成 15 年 3 月 31 日付けで指定を解除されているが、それ以前に修了した者は、文部科学大臣が指定したものに該当する。
- ※⑤ 平成 16 年文部科学省告示第 57 号により、平成 17 年 3 月 31 日付けで指定を解除されているが、それ以前に修了した者は、文部科学大臣が指定したものに該当する。

○大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定

(昭和 23 年 5 月 31 日文部省告示第 47 号)

学校教育法施行規則第 69 条第 4 号の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を、次のように指定する。

(1. から 19. までの項目は省略。)

- 20. スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を有する者で 18 歳に達したもの (昭和 54 年 4 月 25 日文部省告示第 70 号追加)
- 21. 専修学校の高等課程の修業年限 3 年以上の課程で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者 (平成 4 年 10 月 12 日文部省告示第 100 号追加)
- 22. ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められているアビトゥア資格を有する者で 18 歳に達したもの (平成 7 年 10 月 3 日文部省告示第 119 号追加)
- 23. フランス共和国において大学入学資格として認められているバカロレア資格を有する者で 18 歳に達したもの (平成 8 年 10 月 7 日文部省告示第 162 号追加)
- 24. 外国人を対象に教育を行うことを目的として我が国において設置された教育施設であって、その教育活動等について、アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ (WASC)、同国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル (ACSI) 又はグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国ハンプシャー市に主たる事務所が所在する団体であるヨーロッパ・カウンスル・オブ・インターナショナル・スクールズ (ECIS) の認定を受けたものに置かれる 12 年の課程を修了した者で、18 歳に達したもの

(注)

① 学校教育法第56条第1項の「通常の課程による12年の学校教育」というのは、学校教育法第1条で規定されている学校-小学校, 中学校, 高等学校, 中等教育学校, 高等専門学校, 盲学校, 聾学校, 養護学校-の12年に相当する課程をさし、学校教育法第83条に規定する各種学校及び日本国内にある外国人学校の課程は該当しない。

② 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者に、「外国において、学校教育における12年の課程を修了した者」の規定があるが、外国の学校制度は各国それぞれ異なる点があり、日本の学校制度と必ずしも一致しないので、十分留意する必要がある。

中等教育の課程の修了までに12年を要しない国については、文部科学大臣が指定した教育施設において、我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程（以下「準備教育課程」という。）を修了し、かつ、18歳に達した者に対し、大学入学資格が与えられている。

③ 学校教育法施行規則第69条第6号については、平成15年9月の改正通知において、留意事項として次のことが指摘されている。

- ・個別の入学資格審査に当たっては、専修学校や各種学校等における学習歴や大学の科目等履修生としての単位の修得などの個人の学習歴、社会における実務経験や取得した資格などに基づいて、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者であるかどうかを審査すること。
- ・個別の入学資格審査に当たっては、適切な体制を設けるとともに、個人の学習歴等を明らかにする書類等に基づいて行うなど適切な審査方法によること。これらの審査体制、審査方法については、適当な方法により公表すること。
- ・各大学においては、個別の入学資格審査が、社会人や様々な学習歴を有する者の大学への入学機会の拡大という今回の改正の趣旨に沿ったものとなるよう、また、大学の教育水準の低下を招くことのないよう、十分配慮すること。
- ・個別の入学資格審査による認定は、入学者選抜とは別個のものであること。
- ・個別の入学資格審査は各大学の判断により導入し実施するものであり、認定の効力は、当該大学にのみ及ぶものであること。
- ・実際の運用に当たっては、学部・学科等ごとに個別の入学資格審査を行うことも差し支えないこと。
- ・各大学において実施する入学者選抜の出願受付前までに、個別の入学資格審査による認定を行うことができるように申請の受付及び審査を行うこと。
- ・今回の改正に伴い、改正前の学校教育法施行規則第69条第6号の対象とされていた者は、改正後の同条第6号の対象になり得るものであること。
- ・その他

④ 「外国において学校教育における12年の課程を修了した者に準ずる者を定める件」については、平成15年9月の改正通知において、留意事項として次のことが指摘されている。

- ・本告示の適用日前に当該課程を修了した者についても、入学資格が認められること。
- ・別表第2の教育施設については、今後追加することがあり得ること。
- ・教育施設の課程が12年未満のものであっても、当該課程が外国の12年未満の学校の課程と同等として位置付けられているものであれば、当該教育施設の課程を修了後、準備教育課程を修了し、18歳に達した者については、今後、文部科学省告示の改正を行い、大学入学資格を認める予定であること。

⑤ 「大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定」については、平成15年9月の改正通知において、留意事項として次のことが指摘されている。

- ・現時点で、告示に指定された団体のいずれかにより認定を受けている我が国に設置された教育施設は、下記のとおりであること。

学 校 名	所在する都道府県
北海道インターナショナルスクール	北 海 道
東北インターナショナル	宮 城 県
コロンビア インターナショナルスクール	埼 玉 県
セント・メリーズ・インターナショナル・スクール	東 京 都
清泉インターナショナル学園	東 京 都
聖心インターナショナルスクール	東 京 都
アメリカンスクール・イン・ジャパン	東 京 都
クリスチャン・アカデミー・イン・ジャパン	東 京 都
サンモール・インターナショナルスクール	神 奈 川 県
横浜インターナショナルスクール	神 奈 川 県
名古屋国際学校	愛 知 県
大阪インターナショナルスクール	大 阪 府
カネディアン・アカデミー	兵 庫 県
マリストブラザーズインターナショナルスクール	兵 庫 県
福岡インターナショナル・スクール	福 岡 県
沖縄クリスチャンスクールインターナショナル	沖 縄 県

- ・各大学においては、入学を希望する者が修了した又は修了見込みである教育施設が、告示に示された団体のいずれかにより認定を受けていることについて、当該教育施設が証明する書類などにより確認することが必要であること。
- ・本告示の適用日前に、告示に示された団体のいずれかにより認定を受けた当該教育施設の課程を修了した者についても大学入学資格が認められること。

(2) 外国人留学生の取扱い

留学生とは、日本の大学・短期大学に入学する目的をもって日本に入国し、在籍している外国人学生のことである。これに対し、すでに日本国に居住していて、主として日本の高等学校等を卒業している外国籍の学生は「留学生以外の外国人」といわれている。留学生の日本への入国については出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号、以下「入管法」という。）の適用を受けることになる。

○出入国管理及び難民認定法

（在留資格及び在留期間）

第2条の2

（第1項略）

② 在留資格は、別表第1又は別表第2の上欄に掲げるとおりとし、別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者は当該在留資格に応じそれぞれ本邦において同表の下欄に掲げる活動を行うことができ、別表第2の上欄の在留資格をもって在留する者は当該在留資格に応じそれぞれ本邦において同表の下欄に掲げる身分若しくは地位を有する者としての活動を行うことができる。

③ （略）

別表第1、第2において、在留資格として次の項目が挙げられている。

○別表第1

1. 外交、公用、教授、芸術、宗教、報道
2. 投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能
3. 文化活動、短期滞在
4. 留学、就学、研修、家族滞在
5. 特定活動

○別表第2

永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

上記別表の在留資格については、それぞれ「本邦において行うことができる活動」の範囲が、また、入管法施行規則第3条別表第2（※）欄においては、在留期間が規定されている。以下、関係するものをいくつか参考として紹介する。

別 表 第 1		(※)
在留資格	本邦において行うことができる活動	在留期間
1	教授 本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究，研究の指導又は教育をする活動	3年又は1年
3	短期滞在 本邦に短期間滞在して行う観，保養，スポーツ，親族の訪問，見学，講習又は会合への参加，業務連絡その他これらに類似する活動	90日又は15日
4	留 学 本邦の大学若しくはこれに準ずる機関，専修学校の専門課程，外国において12年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校において教育を受ける活動	2年又は1年
	就 学 本邦の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは盲学校，聾学校若しくは養護学校の高等部，専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校（この表の留学の項の下欄に規定する機関を除く。）若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において教育を受ける活動	1年又は6月
	研 修 本邦の公私の機関により受け入れられて行う技術，技能又は知識の修得をする活動（この表の留学の項及び就学の項の下欄に掲げる活動を除く。）	1年又は6月

また，入管法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年5月24日法務省令第16号）において在留資格の活動に対する具体的な基準が示され，「留学」については下記のとおりである。

活 動	基 準
法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる活動	<ol style="list-style-type: none"> 1. 申請人が本邦の大学若しくはこれに準ずる機関，専修学校の専門課程，外国において12年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校に入学して教育を受けること（専ら夜間通学して又は通信により教育を受ける場合を除く。）。 2. 申請人がその本邦に在留する期間中の生活に要する費用（以下「生活費用」という。）を支弁する十分な資産，奨学金その他の手段を有すること。ただし，申請人以外の者が申請人の生活費用を支弁する場合は，この限りでない。 3. 申請人が専ら聴講による教育を受ける研究生又は聴講生として教育を受ける場合は，当該教育を受ける教育機関が行う入学選考に基づいて入学の許可を受け，かつ，当該教育機関において1週間につき10時間以上聴講すること。 4. 5.（専修学校専門課程）（略） 6. 申請人が外国において12年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関において教育を受けようとする場合は，当該機関が法務大臣が告示をもって定めるものであること。

なお，入管法施行規則第6条の2別表第3において在留資格認定証明書の交付を受けるための資料（書類等）が示され，「留学」については下記のとおりである。

在留資格	活 動	資 料
留 学	法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる活動	1. 教育を受けようとする機関の入学許可書の写し，研究生又は聴講生として教育を受けようとする場合には，当該機関からの研究内容又は科目及び時間数を証する文書 2. 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書，当該外国人以外の者が経費を支弁する場合には，その収入を証する文書及びその者が支弁するに至った経緯を明らかにする文書

短期大学等の入学試験を受けるために在留資格が「短期滞在」の場合，あるいは高等学校，専修学校の高等課程，各種学校等に在籍していた「就学」の場合は，入学許可を与えるとともに，在留資格変更許可申請書を提出させるよう指導する必要がある。

文部省学術国際等3局長からの通知「入管法の一部を改正する法律等の施行に伴う留学生，就学生，及び外国人教師等の受け入れについて」（平成2年6月29日文学留第168号）において入管法の主な改正点とともに，大学への受入れにあたっての留意事項が次のように記されている。

① 留学生の入学選抜に当たっては，諸外国における教育の実情等勘案しつつ，大学教育を受けるに足る能力，適性等を適切に判定し，入学許可するよう配慮すること。

また，特に，学部段階の留学生受入れに当たっては，入学選抜に係る学力検査の実施に代えて，（財）日本国際教育協会の実施する「私費外国人留学生統一試験」及び「外国人日本語能力検定試験（1級）」の積極的活用について一層の配慮をすることが望ましいこと。

② 科目等履修生，研究生等非正規生として留学生を受け入れるための入学選考を行うに当たっては，十分な面接を行うとともに，適切な配慮の下に専攻分野に関する学力検査を課すなどの方法により，能力，適性，勉学意欲等を的確に判定することが望ましいこと。

③ 留学生の入学後は，勉学状況等の把握に努め，所期の留学目的を達成できるよう，その実態に応じた指導を行うよう配慮すること。

3. 入学選抜制度

入学選抜については，短期大学設置基準第2条の2に「入学者の選抜は，公正かつ妥当な方法により，適当な体制を整えて行うものとする。」と規定している。

また，文部科学省は「入学選抜実施要項」を作成し，大学入学者の選抜は，大学教育を受けるにふさわしい能力・適正等を多面的に判定し，公正かつ妥当な方法で実施するとともに，入学者の選抜のために高等学校の教育を乱すことのないよう配慮すべきである，と各大学・短期大学に通知している。

文部科学省入学選抜実施要項の入学選抜の基本原則は次の3点である。

- ① 大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に判定する。
- ② 公正かつ妥当な方法で実施する。
- ③ 高等学校の教育を乱すことのないよう配慮する。

さらに、平成19年度においては当該大学等における教育理念、教育内容に応じた入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）を明確にするとともに、入学後の教育との関連を十分に踏まえた選抜方法の多様化、評価尺度の多元化に努めることとされた。また、このことを受けて、平成19年度における入学者選抜実施要項の内容の改正が行われ、全体的には簡素化・合理化されている。改正点は以下の通り。

1. 記載内容が詳細かつ具体的過ぎる面も見られたことから、全体的に内容の重複を整理するとともに記載の簡素化が図られた。受験生や高等学校教育への配慮しつつ、各大学の自主性が一層発揮できるよう記載事項が精査された。
2. 変更点としては、調査書書式における記載重複点などを整理され、学力検査に関する教科・科目に関する記載を削除・簡素化されている。また、大学入試センター試験に関する項目の重複点を整理するなど、重複する項目や内容などについて削除すると同時に簡素化され、全体的に整理されている。

よって、以下の項目については、平成18年度大学入学者選抜実施要項（平成17年5月26日文科高第153号文部科学省高等教育局長通知）を基本に記載することとした。

この原則を踏まえた上で、文部科学省入学者選抜実施要項では、選抜方法、選抜期日、調査書、学力検査、小論文、面接、実技検査等について詳細に指示している。

4. 選抜期日

- 1) 入学者選抜の期日を次ぎにより適時定めることとされている。
 - ① 入学者選抜試験期日 平成19年2月1日から4月15日までの間
 - ② 入学願書受付期間 入学者選抜試験日に応じて定める
 - ③ 合格者の決定発表 平成19年4月20日まで
- 2) アドミッション・オフィス入試、推薦に基づく選抜等において、学力検査を課さずに選抜する場合は、上記1)の試験日によることを要しないが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮すること。
- 3) 推薦に基づく選抜による場合は、原則として入学願書受付を平成18年11月1日以降とし判定結果は、選抜方法1)の試験日の10日前までに発表する。
- 4) その他、いわゆる秋季入学試験、帰国子女選抜、社会人選抜については、上記によることを要しない。

つまり、一般入学試験（学力試験）においては、平成19年2月1日以降の実施。推薦入学試

験については、原則11月1日以降の開始。アドミッション・オフィス入試ほか推薦に基づかない入学試験については、高等学校教育に配慮し適時実施することができる。これらは、従来とは、特に変更されていないが、帰国子女選抜・社会人選抜については、高等学校教育に対する配慮の必要性がなく、対象者の優位に立った試験の工夫が求められていると考えられる。

5. 調査書

高等学校の発行する調査書の様式については、書式の変更及び項目の変更などがなされている。これについては、旧教育課程、新教育課程により記入方法が異なることなるほか、既に健康面における表記は削除されており、昨今の自然災害など被災その他の事情により調査書の提出がままならない場合、卒業証明書や成績通信簿などの提出など、それに代わる措置を講ずることが望ましいとされている。また、卒業後20年を経過している場合など保存年限を経過している場合についても指導要録に記録を要しないなど、適切な措置を講ずることとしている。

6. 学力検査等

学力検査等の実施について、大きく3項目が留意事項として指示されている。従来からのものでもあるが、より3項目が明言されている。

(1) 個別学力検査

個別学力検査実施に伴い以下の留意事項および要請がなされている。

- ① 各大学が実施する学力検査は高等学校学習指導要領に準拠し、高等学校教育の正常な発展に障害とならないよう十分留意しつつ、適切な方法により実施するよう求められている。
- ② 個別学力検査を実施する教科・科目は、学習指導要領に定められている教科・科目の中から高等学校に及ぼす影響にも配慮しつつ、当該大学の目的、特色、専門分野等の特性に応じて各大学が定め、複数科目を総合して学力を判断する総合的な問題の出題など工夫することが望ましい。
- ③ 個別学力検査実施科目を定めるにあたっては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、多くの科目を出題し、選択解答できるよう配慮することが望ましい。
- ④ 当該大学の目的、特色などの専門分野の特性から適当と認められる場合には、普通教科に加え、職業に関する教科・科目を出題し、又は普通教科の科目に職業に関する基礎的基本的科目を加え選択解答させることが望ましい。
- ⑤ 個別学力検査は、各種の客観式及び記述式の検査方式を適時組み合わせ、入学志願者の自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力等を適切に判断できるよう工夫すること。また、職業に関する科目の出題にあたっては、職業教育を主とする学科及び総合学科の卒業者が普通教育を主とする学科の卒業者が不利にならないよう特に配慮する必要がある。

(2) 大学入試センター試験の利用

短期大学においても、大学入試センター試験の利用が可能となったことは、周知のことと思われる。これらについては、大学入試センター試験要項において詳細に説明がなされていることから、とくに記載は避けることとした。しかし、今般の入学者選抜実施要項において、新たに加えられた部分であることから、一部のみ、その利用について紹介する。

- ① 大学入試センター試験の利用として、推薦入試やアドミッション・オフィス入試においても利用可能であること。
- ② センター試験の複数年数の成績について多様な利用方法を工夫できるなど、その利用価値が高まっている。

今後、短期大学の大学入試センター試験の活用は広範囲にわたって広がりを持つこととなるであろうと期待できる。

(3) 小論文、面接、実技検査、外部資格試験等の活用

選抜方法の多様化や評価尺度の多元化に努めることを目的として、入学志願者の能力・適性を総合的に判断できるよう、様々な検査方法によって、判定を行えるよう期待されている。

① 小論文及び面接

入学志願者の能力・適性などを多角的に判定するために、当該大学の特性等に応じ小論文を課し、面接を活用することが望ましい。

② 実技検査

主として実技による授業を行う美術、音楽、工芸、体育等に関する学部・学科においては、学力検査のほか、実技に関する検査を課すことが望ましい。

③ 外部試験の活用

外国語におけるコミュニケーション能力を適切に評価する観点から実用英語技能検定やTOEFL等の結果を活用するなど、必要に応じて信頼性の高い外部試験の活用を図ることが望ましい。

7. 入学者選抜試験実施における注意事項

(1) 健康状況の把握及び障害のある者への配慮

既に、平成17年度入学者選抜試験要項により、健康診断の取り扱いなどについて規定されている。また、資格取得条件に関する部分で、欠格条項とされていた部分の改正により、ほとんどの資格取得においては、その条件が取り外されていることを受けて、高等学校の調査における健康状況の欄についてもその項目は削除されている。

- ① 入学志願者の健康状況については、原則として入学者選抜の判定資料とはしない。但し、大

学において健康状況の把握を必要とする特別な事由がある場合は、募集要項に具体的に明記する必要がある。

この場合であっても、健康の状況を理由として不合格の判定を行うことについては、疾病など心身の異常のため志望学部・学科等の教育に目的に即した履修に耐えないことが入学後の保健指導等を考慮してもなお明白な場合に限定し、真に教育上やむをえない場合のほかは、これらの制限を廃止あるいは大幅に緩和する方向で見直すこと。

- ② 障害のある入学志願者の試験にかかる特別措置については、以下を参考とし、「障害者などに係る欠格事由の適正化等を踏むための医師法等の一部を改正する法律の施行」に伴い十分留意する必要がある。

a. 視覚障害者

試験時間の延長、展示・拡大文字による出題、拡大解答用紙、特定試験場の設定

b. 聴覚障害者

注意事項の文書による伝達、座席を前列に指定

c. 肢体不自由者

試験時間の延長、拡大解答用紙、特定試験場の設定、介助者の配置など

これらの措置を講ずるに当たっては必要以上に事前相談を行わないなど入学志願者に負担にならないよう配慮するべきである。また、他の入学志願者と比べて不利にならないよう、相談の時期や方法についても十分配慮することが必要とされている。

(2) 入試情報の取り扱い

- ① 学力検査問題等について、標準的な解答例や出題の意図等を明らかにするよう配慮すること。
- ② 受験者への成績開示や、受験者数、合格者数、入学者数等の入試情報開示に努め、試験の評価・判定方法についても可能な限り情報開示に努める。
- ③ また、平成17年度4月1日より施行された「個人情報の保護に関する法律」の観点からも個人情報等の保護と目的以外の使用防止に努める。

(3) 入学者選抜の実施に係るミスの防止

- ① 入学者選抜業務プロセス全体の把握した上で、ガイドラインの作成、業務全体のチェック体制の確立など、全学的な連携と防止策を確立し、入学者選抜に関わる責務を明確にするなど連携協力体制の確立に努める
- ② 試験問題作成においてはチェック体制の確立とともに、2重3重の点検を行うことにより、ミスの防止及び早期発見に努める。
- ③ 合格者決定プロセスにおけるチェック体制の強化と点検・確認などの実施体制や決定手続き

を明確にするなど、防止に努める

8. 入学試験に関する諸問題

入試体制，広報活動，選抜の種類，募集比率，選抜時期，そして事務処理と，入学試験に関する諸問題は多岐にわたる。それぞれの解決方法は各短期大学・学科の特殊性によって異なり一様ではない。以下，入学者選抜を実施するに際して検討を要する点や留意すべき事項を列挙する。

① 一般入試について

- ・一般入試の時期，回数，入学定員との割合
- ・一般入試の方法（ユニーク・アラカルト方式等）
- ・面接，小論文の取扱い
- ・実技テストの有無
- ・外国語におけるリスニングテストの取扱い
- ・入試得点の公表
- ・歩留まりの予測
- ・合格発表の時期と方法
- ・入学手続後の入学辞退
- ・納付金の返還方式と二段階方式
- ・補欠並びに補欠者からの繰上げ合格

② 推薦入学について

- ・指定校制をとり入れるか，とり入れる場合の指定基準と条件
- ・推薦入学者の割合（入学定員に対する）
- ・同一校からの推薦人数の制限
- ・過年度卒業者の推薦受入れ
- ・推薦基準（指定校制をとらない場合）
- ・推薦入学における選抜方法（一芸一能等）
- ・小論文，面接，実技テスト
- ・推薦入学における専願・併願について
- ・推薦入学の入学辞退
- ・推薦入学者選抜の実施時期

③ アドミッション・オフィス（AO）型入試について

- ・アドミッション・オフィス（AO）型入試（以下 AO 型入試という。）の方法・時期・回数
- ・入学定員に対する AO 型入学者の割合
- ・AO 型入学者への入学後のフォロー体制

- ④ 特別選抜について
 - ・ 社会人の受入れ
 - ・ 帰国子女の受入れ
 - ・ 障害を有する者の受入れ
- ⑤ 外国人留学生の受入れについて
 - ・ 日本留学試験の活用
 - ・ 書類選考の活用などによる渡日前の入学許可
- ⑥ 入試体制について
 - ・ 担当部署
 - ・ 入試委員会
 - ・ 出願者，採点者，試験監督
 - ・ 入試問題作成・チェック機能
 - ・ 出題ミス・合否判定ミス等の防止，対応
 - ・ 自然災害を含む不測の事態における危機管理
 - ・ 入試手当
- ⑦ 事務処理について
 - ・ 願書の受付
 - ・ 判定資料の作成
 - ・ 入試問題の保管
 - ・ 答案，判定資料の保管
 - ・ 入試事務処理の電算化
 - ・ 試験会場，採点会場
 - ・ 個人情報の保護に関する法律への対応
- ⑧ 広報活動について
 - ・ 進学説明会
 - ・ オープンキャンパス
 - ・ 募集要項
 - ・ 学校案内パンフレット
 - ・ 広告・宣伝関係

第2章 学籍と学籍（学生）異動

1. 学籍簿と指導要録

学籍簿は、1900年（明治33年）小学校令施行規則で定められ、その様式は、氏名、生年月日、住所、入学・卒業年月日、退学年月日、理由、保護者氏名、住所、職業、児童との関係、学業成績（学年別、教科別、操行）、在学中出席及欠席（出席日数、欠席日数）、身体状況（身長、体重、胸囲等九項目）、備考等の欄からなっていた。

戦後、学籍簿は、中学校・高等学校の累加記録摘要と一本化され、名称が指導要録に改められた。指導要録は、校長が、入学した生徒等について作成し、学校に備え付け、保存しなければならない表簿であり、進学の際はその抄本（高等学校の調査書に当たる）を、転学の際はその写し及び抄本をそれぞれの進学先に送付しなければならない「指導及び外部に対する証明等のために役立つ原簿としての性格をもつ」ものとされている。

指導要録の内容は、「学籍」の記録と「指導の過程及び結果の要約」の記録の2つの部分からなっており、その様式については、高等学校生徒指導要録では、1葉表裏2面に編成されていたが、平成5年7月の様式例の改訂により、別葉編成となり、学籍の記録を1葉表1面に、指導に関する記録を別葉の表裏2面に記載することになり、卒業後は別とじにして保存することになっている。その保存期間は、「学籍の記録」及びその写しは20年間、他は5年間と改められている（平成6年4月1日以降入学生徒分から適用する。）。

短期大学では、指導要録に相当する表簿として、学籍原簿、成績原簿（単位修得簿）、健康診断簿などを作成し、備え付け保存している。

2. 学籍の記録

指導要録の一部である「学籍の記録」の部分（短期大学の学籍簿に相当する）の具体的内容は、「学校名、所在地、課程名・学科名、生徒（氏名、生年月日、現住所）、保護者（氏名、現住所、生徒との関係）、保証人（氏名、現住所、生徒との関係）入学前の経歴、入学・編入学・転入学年月日、転学・退学年月日、卒業年月日、卒業後の進路、備考」の記録である。したがって、学籍とは、当該学校に在学した者の身上及び在籍に関する記録事項をさしている。

学籍の記録事項に異動を生じたときは、速やかに加除訂正しなければならないことは表簿として当然のことである。

本人の住所、保護者等身上の事項については、その届出によって、休学、退学等在籍に関する事項については、教授会の議を経て、学長の定めるところによって処理されることになる。

在籍に関する異動の年月日は、教授会の議を経て学長の定める日付である。必ずしも教授会開催

日とは限らない。日付は、授業料納付、単位認定等と関連するので明確にしておく必要がある。

以下、在籍に関する記録事項についてとりあげる。

(1) 入学

A. 入学の意義

入学するということは、法的には、短期大学と学生の間における契約の一種、在学契約（在学関係）の締結と考えられ、私立学校の場合は、学校教育をほどこすことを内容とする公的な性格をもつ私法上の契約（関係）であるとされている。

入学は、教授会の議を経て学長が定める事項である。

B. 入学許可と入学（許可）の取消し

入学するためには、学校教育法第56条第1項に規定されている入学資格を有する者が、当該短期大学の実施する入学試験等に合格し、定められた期間内に入学手続を完了し、入学の許可を得ることが必要である。ここで所定の入学手続とは、通常次の・～・をいう。

- ① 学生納付金（入学金、授業料、施設費、その他）を納入すること
- ② 誓約書を提出すること
- ③ 高等学校（出身校）等の卒業証明書を提出すること
- ④ 当該短期大学が指定する書類（例えば、身上書、写真）等を提出すること

入学手続を完了し、入学の許可を得た後、次のような場合は、短期大学の一方的な意思により、入学許可を取消することができる。

- ① 入学資格となる最終学校を卒業できなかったとき
- ② 入学試験に不正な手段を用いたことが判明したとき
- ③ 調査書等に虚偽の記載があったとき

C. 入学の期日・時期

- ① 原則として、入学の時期は学年の始期であり、入学年月日は入学許可の日付である。

入学許可の通知が4月1日より前の場合は、学年の規定により4月1日から発効することとなるので、入学年月日は4月1日である。ただし、入学式への出席を入学許可の条件としている場合は、入学式の日付となる。

- ② 入学許可の通知が4月1日以降の場合は、入学許可通知の日付又は入学式の日付となる。

また、入学試験の実施がやむを得ない事情で遅れた場合、教育課程に編成された年間の教育内容が通常の授業形態で消化し得る程度内で、入学許可を遅らせることは許されることと考えられる。しかし、その場合も4月中が限度と考えられる。

- ③ 短期大学は、学年の途中においても学期区分にしたがい学生を入学・卒業させることができる。

○学校教育法施行規則

第 44 条 小学校の学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

第 72 条 第 28 条及び第 44 条の規定は、大学に、これを準用する。

② 大学は、前項において準用する第 44 条に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させ及び卒業させることができる。

(注) 学年の規定は、教育課程編成上の単位期間を定めたものであって、4 月 1 日を入学期日と定めたものではない。修業年限や在学年限の期間も、民法第 143 条（暦による計算）の規定にしたがって計算するほど厳密な意味での期間を考えているわけではない。

D. 在学と在籍

① 修業年限と在学年限

学校に入学し、教育課程を修了するために必要な最小限の在学すべき年数を法は定めている。これを修業年限といい、短期大学では「2 年又は 3 年」となっている。

学生が、短期大学の修業年限を超えて在学できる年数の限度を在学年限というが、これについては、法的に定められていないので、多くの短期大学では、これを学則で定めている。修業年限の 2 倍としているところが多い。

○学校教育法

第 69 条の 2 大学は、第 52 条に掲げる目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することをおもな目的とすることができる。

② 前項に掲げる目的をその目的とする大学は、第 55 条第 1 項の規定にかかわらず、その修業年限を 2 年又は 3 年とする。

③ 前項の大学は、短期大学と称する。

(④～⑨は略)

② 在学期間と在籍期間

修業年限、在学年限は、最短、最長の在学期間であるが、この在学期間には、休学等学修状態を休止している期間を含めない。ここにいう在学とは、当該学校に在籍し、かつ学修状態に在るという意味で用いられ、在籍は、本人（名前）が学籍に在るという意味で用いられ、在学期間と在籍期間は区別される。休学期間は、在学期間には含めないが、在籍期間には算入する。

例えば、休学期間が 1 年間、単位不足のため 1 年留年して卒業した場合は、在学期間は 3 年、在籍期間は 4 年となる。

◎ 長期履修学生

社会人の様々な学習需要に対応し、短期大学等が多様で柔軟な学習機会を提供し、社会人の受入れを一層促進し得るよう、長期履修学生制度が設けられた。

○短期大学設置基準（平成14年3月28日文部科学省令第11号）

（長期にわたる教育課程の履修）

第16条の2 短期大学は、短期大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

上記短期大学設置基準の改正の留意点は次のとおりである。

計画的な履修を認められた学生（以下「長期履修学生」という。）は、修業年限在学することが予定される学生よりも1年間又は1学期間に修得する単位数が少ないことを踏まえ、在学者数が収容定員を超えているか又は満たしているかを判断する場合には、長期履修学生の在学者数は、その実際の人数に、修業年限を当該学生が計画的に教育課程を履修することを認められた一定の期間で除して得た数を乗じて算定することとする。

ただし、入学者の受入れに当たり同様の算定方法により算定して入学定員を満たす数の入学者を受け入れることとすると、長期履修学生が修業年限を超えて在学する時点で在学者数が収容定員を超える事態を招くことから、入学者数が入学定員を超えているか又は満たしているかを判断する場合には、長期履修学生と修業年限在学することが予定される学生とを区別せず、その実際の人数で算定するものとする。

また、各大学において修業年限在学することが予定される学生と長期履修学生との履修形態の変更を認めるに当たっては、上記在学者数の算定方法によって在学者数を算定した場合に在学者数が収容定員を超えない範囲内で変更を認めることとする。長期履修学生への履修形態の変更は、長期履修学生として履修することが適当であるかどうかを十分に検討した上で適切に行うこと。

このほか、長期履修学生は修業年限を超えて在学することから、その授業料については、修業年限在学することが予定される学生との均衡に配慮しつつ、学生の負担軽減を図る観点から、修業年限分の授業料総額を計画的に履修することを認められた一定の期間の年数で分割して納めることができるようにしたり、履修する単位数に応じて授業料を納めることができるようにするなど、設置者の判断により適切な方法で徴収することが望ましいこと。

(2) 卒業

A. 卒業の意義

入学が、在学契約、在学関係の成立であるとするならば、卒業は在学目的達成による在学契約、在学関係の解除、終了であるといえる。

入学は在学関係の入口であり、卒業はその出口である。

B. 卒業年月日

教育課程の修了の認定、すなわち卒業の認定は、教授会の議を経て学長が定める事項である。

卒業の期日は、形式上は学年の終期 3 月 31 日とされているが、短期大学の事情により、若干早めることは許容され運用されている。

一般に、卒業の期日は、課程の修了を認めた卒業証書に表示される日付とされ、これが、学籍の記録上の卒業年月日となる。

○学校教育法施行規則

第 67 条 学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業は、教授会の議を経て、学長が、これを定める。

(3) 学籍（学生）の異動

A. 休学・復学

休学とは、学生が在籍のまま、一定期間学修状態を休止するということである。休学は教授会の議を経て学長が定める事項である。

休学には、学生が病気などやむを得ない事情により願い出て、許可を得て休学する場合と、疾病のため休学を命ぜられる場合がある。

短期大学の多くが、「休学は修学できない状態がある程度長期にわたることが予想される場合の措置であり、単なる欠席と異なり、通常、その期間中は、授業料が免除され、また、その期間は最長在学年限に含まれないものとしている。したがってあまり短い期間について休学の措置をとる必要はなく、2～3か月以上修業が不可能な場合に休学とすることができる。」ものとしている。

休学期間は、一般的に休学の理由が消滅するまでの期間とし、引き続いて休学できる期間は 1 年、特別の理由があるときは、さらに 1 年程度の延長を認めることができるとしている例が多く、通算して休学できる期間は修業年限と同年数程度としているようである。

休学の理由の消滅した場合には、休学期間にかかわらず願い出て、許可を得て復学することができる。また、期間中に休学理由が消滅しない場合には、改めて期間の延長を願い出て、許可を得なければならない。

なお、病気で休学していた場合には、診断書（治癒証明書）を提出させ、確認する必要がある。

また、復学の時期は、休学期間の設定と同様、修業年限、単位認定、授業料の納入等に関係す

るので、その取扱いに注意する必要がある。

B. 留学

留学とは、通常「海外留学」と解され、外国の短期大学又は大学で学修することをいう。

短期大学生の在学中の留学には2つの場合がある。

1つは、短期大学の定めるところにより、在学のまま外国の短期大学又は大学で学修する場合であり、他は、在学中に休学の許可を得て、外国の短期大学等で学修する場合である。

これらの場合の学生の取扱いは、学籍上、前者は留学であり、後者は休学である。

これらの学修の期間は、前者は在学期間、後者は休学期間に算入されることとなる。

学籍上の留学は、教授会の議を経て学長が定める事項である。

この留学の制度は、昭和57年3月の短期大学設置基準の一部改正によって設けられたものであるが、平成3年6月の基準改正によって、留学分を含めて単位互換による単位認定が30単位まで認められることになったので、在学のまま留学して、修業年限を延長することなく卒業できるようになった。さらに平成11年3月の改正で、留学により修得した単位のみで30単位まで認められるようになり、ますます短期大学における留学制度の活用が期待されている。

○短期大学設置基準（昭和50年4月28日文部省令第21号）

（他の短期大学又は大学における授業科目の履修等）

第14条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が短期大学の定めるところにより他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、修業年限が2年の短期大学にあつては30単位、修業年限が3年の短期大学にあつては46単位（第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあつては30単位）を超えない範囲で当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の短期大学又は大学に留学する場合及び外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（入学前の既修得単位等の認定）

第16条

（第1項、第2項略）

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該短期大学において修得した単位以外のものについては、第14条第1項及び前条第1項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて、修業年限が2年の短期大学にあつては、30単位、修業年限が3年の短期大学にあつては、46単位（第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあつては、30単位）を超えないものとする。この場合において、第14条第2項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、修業年限が2年の短期大学にあつては、

45 単位、修業年限が 3 年の短期大学にあつては、53 単位（第 19 条の規定により卒業の要件として 62 単位以上を修得することとする短期大学にあつては 45 単位）を超えないものとする。

○短期大学設置基準の一部を改正する省令の制定等について（通達）

（昭和 57 年 3 月 23 日文大技第 108 号）

I 改正の趣旨（略）

II 改正の要旨及び留意点

1. 他の短期大学又は大学における授業科目の履修等（略）

2. 外国の短期大学等へ留学する場合の取扱い

(1) 留学とは、教育上有益であるとする短期大学の判断により、その承認を受けて、学生が外国の短期大学等で学修することをいうものであること。

この場合、学生の取扱いは休学とするものではなく、その具体的な取扱いは、教授会の議を経て、学長が定めること。

(2)（略）

(3) 外国の短期大学等とは、外国における正規の高等教育機関で、我が国における短期大学又は大学に相当するものをいうものであること。

(4)（略）

(5) (1) によらないで、学生が在学中に休学を認められ、外国の短期大学等で学修することは、従来どおり差し支えないこと。ただし、この場合における外国の短期大学等における学修については、当該学生の在学する短期大学は、単位の認定を行い、また当該休学期間を在学期間に算入するものではないこと。

(6)（略）

C. 転学・転籍（部・科）

転学とは、他の短期大学へ、あるいは他の短期大学から転入学異動することをいう。

転部、転科は、同一短期大学内での学科・専攻間、第 1 部（昼間）、第 2 部（夜間）間の転籍異動をいう。

転学は、教授会の議を経て学長が定める事項である。

転籍異動については、入学時には異なる入学試験を経て学科等の所属が決定されていることを考慮すれば、一般的には、正規のこととしては認め難く、あくまでも例外的措置である。

これらの場合の異動年月日は、転学・転籍先の受入れ年月日の前日とし、受入れ学校名、部、科・専攻、学年及び理由を記入するのが通例である。

D. 退学・除籍等

退学とは、修業の中途において在籍関係を解除することである。

退学は、教授会の議を経て学長が定める事項である。

退学には、その手続きにより、願出によるもの、命令・処分によるもの及び届出によるものがある。

① 願出による退学

学生の意志により退学願を提出し、許可を得て退学する場合である。これは、学校、学生双方の了解のもとに在籍関係を解除する場合で、後日、退学理由の解消したときは、願い出て、もとの学科・年次へ再入学が許可されることがある。この場合、再入学前の既修得単位、評価、在学年数等は学内規定に基づいて認定・通算されるのが一般的である。

② 命令・処分による退学

① 懲戒による退学

これは、短期大学の学則に基づいて、学長が行う懲戒による退学処分である。

② 除籍による退学

短期大学の学則に基づいて学長が行う退学処分のうち、懲戒による退学を除いたもので、在籍関係の解除が事務処理的に行われるものである。

除籍に該当する項目については法令上の根拠がないので、学則に定めておく必要がある。学則には通常次の事項があげられている。

- ・在学年限を超えた者
- ・休学期間を超えてなお修学できない者
- ・授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- ・長期にわたり行方不明の者

③ 届出による退学

学生が死亡したときは、短期大学の処理（許可、命令）を待つまでもなく在籍関係は消滅するので、学則上特に規定する必要はない。事務処理上は、保証人より死亡届の提出を受け、教授会に報告し、学籍上は、死亡年月日、理由等が記録されることになる。

3. 学籍に関する諸問題

(1) 学生納付金

入学することによって、学校と学生の間には在学関係が成立すると、両者の間に権利義務の関係が生じ、学校の教育の提供に対し学生はその対価（対価）として入学金・授業料等の学生納付金を納入する義務が生じてくる。

したがって、納付金を滞納した場合は、契約の不履行として、契約の解除（退学〈除籍〉）もあり得る。学生にとって納付金を完納することは、在学関係を成立させるための条件であり、単位の修得や修業年限の在学等は、在学目的を成就するために必要な条件である。どちらも、学業を修了

(卒業) するために欠くことのできない要件である。

そのため、授業料等の納付金額と納入方法については、学内規程に明確に定めておく必要がある。ここで問題になるのは、休学期間中と復学に際しての授業料の取扱いである。

A. 休学中の授業料

休学が大学の利用関係を休止することから、休学期間中の授業料は通常免除されることになる。

一般的には「休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料を免除する」が、学期の途中から復学することが困難な場合もあるので、その場合は休学期間の終期を学期の終りに合わせておく都合がよい。

なお、短期大学によっては休学期間中の授業料に代って在籍料という形で学費の一部を徴収する場合もある。

B. 復学者の授業料

一般的には「学期の中途において復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料を、復学した月に納入しなければならない。」となっているが、学期の始めでないと復学が困難な場合が多いと考えられるので、その場合は復学の時期を学期の始めとする旨学内規程で定めておく都合がよい。

なお、休学者・復学者の授業料の納入について上記例のような規程とするときは、細則で延納についてばかりでなく、特別の事情があると認められる場合は月毎の分納を認める旨の規程を設けておく必要があると考えられる。

また、入学に要する経費、納入手続・期限等の取扱いについて、文部科学省高等教育局長から各国公私立大学長等への「平成 17 年度大学入学者選抜実施要項について（通知）」において、次のとおり記載されている。

「入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限等については、募集要項に記載するものとし、これに記載されない寄付金等の納入を条件として入学許可を行うことのないようにするものとする。私立大学の入学手続時における学生納付金の取扱いについては、「私立大学の入学手続時における学生納付金の取扱いについて(昭和 50 年 9 月 1 日文管振第 251 号文部省管理局長・文部省大学局長から文部大臣所轄各学校法人理事長あて通知)」の趣旨を踏まえ、少なくとも入学科以外の学生納付金を納入する期限について、合格発表後、短期間内に納入させるような取扱いは避けるものとする。授業料、施設設備費等の入学者選抜の方式を問わず、授業料等の重複納付を避ける等の観点から、例えば国公立大学の後期日程の合格発表日までにはほぼ全大学の合格発表がなされていることも踏まえ、少なくともそれより後にすることが望ましい。」

(2) 懲戒

学生に対する懲戒については、学長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、一定の定め

られた範囲でこれを加えることが許されている。

一般に学校における懲戒には、2種類があると解されている。その1つは、日常の教育活動における教育効果をあげるために、叱責したり、戒めたり、反省を促したりすることである。もう1つの懲戒とは、学校教育法施行規則第13条第2項にあるように、校長（大学にあっては、学長の委任を受けた学部長を含む。）が行う退学、停学及び訓告の処分である。

法的効果を伴う後者の懲戒は、教授会の議を経て学長が行う事項であり、在籍関係の解除、在学状態の一時停止などを伴う場合は、学籍異動記録の対象となる。

A. 退学

懲戒による退学処分は、在学・在籍関係の強制的解除であり、学生は在学関係・学生としての身分を失うことになる。

退学処分を行うことができる該当者については、学校教育法施行規則第13条第3項で定められている。

B. 停学

停学は、学生に対して一定期間登校を停止し、授業等の受講権利とともに、学校の施設設備の利用権を一時停止するものであるが、学生としての身分（学籍）を失うものではない。停学の細目については内規等で定めておくことが必要である。また、処分の目的・性格等から、卒業要件としての在学期間には停学の期間を算入しないが、最長在学期間（在学年限）には算入する。

ただし、停学期間が短期間の場合には、教育上の見地からその実情に合わせて、卒業要件としての在学期間を延長しないこともあり得る。

なお、停学期間中の退学はあるが、停学期間中に休学することは停学の趣旨から認められない。停学期間と休学期間は明確に分離して許可する事項である。

C. 訓告

訓告は、通常、学生の身分までは影響の及ばない懲戒であり、学生には口頭（又は文書）で行い、必要に応じて告示する。ただし、その回を重ねた場合には停学、退学等の対象となり得るので、単なる教室内での叱責とは異なるものである。

○学校教育法

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

○学校教育法施行規則

第13条 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に應ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

- ② 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあっては、学長の委任を受けた学部長を含む。）がこれを行う。
- ③ 前項の退学は、公立の小学校、中学校（略）、盲学校、聾学校又は養護学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号の1に該当する児童等に対して行うことができる。
1. 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 2. 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
 3. 正当の理由がなくて出席常でない者
 4. 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者
- ④ 第2項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。

(3) 科目等履修生・研究生・委託生

短期大学には、正規の課程の学生以外に、科目等履修生（聴講生を含む）・研究生・委託生を受入れているところもあり、その場合の取扱いは、各短期大学が、受入れに必要な事項を学則で規定しているのが通例である。

A. 科目等履修生

短期大学は、その定めるところにより、科目等履修生（当該短期大学の学生以外の者で1又は複数の授業科目を履修する者）に対して単位を与えることができる制度が、平成3年度に創設された（短期大学設置基準第17条）。

従来聴講生制度では、単位の認定、授与は行われていなかったが、生涯学習の推進を図る上から、パートタイムの履修に対して正規の単位を与えることが適当であるとして設けられた制度である。特に単位の修得を希望せず単位の授与を必要としない者については、単位の修得を伴わない履修も認められる。

科目等履修生に対する単位の授与については、正規の単位の授与であることから、短期大学設置基準第13条に定められる単位授与と同じ手続きによることとされている。

科目等履修生の受入れについては、正規の学生ではないので、短期大学への入学資格の規定は必ずしも適用する必要はない。その受入れについては、各短期大学において、それぞれ定めることとなる。

その他、国の制度としての「大学等委託訓練コース」「教育訓練給付制度」により科目等履修生として講座を受講するケースも増加している。

なお、教職の「聴講生の課程」の認定を受けた短期大学で、聴講により修得した単位は、教員免許状の申請に使うことができるが、「聴講生の課程」の認定の制度は、科目等履修生の制度ができたことにより、自動的に消滅した。

B. 研究生

特定の研究課題について、指導教員のもとで研究のための指導を許される研究生の制度がある。

この場合、授業科目の聴講については、指導教員が必要と認め、かつ正規の学生の授業に支障をきたさない範囲で聴講が許されている。

C. 委託生

学校その他の機関からの委託により、特定の授業科目の聴講、あるいは特定の研究課題についての研究を行うことを許可される委託生の制度がある。委託生の場合も、科目等履修生（聴講生）・研究生同様、正規の学生の授業に支障をきたさない範囲で聴講が許されるのが通例である。

4. 学籍に関する証明書

証明書はその学生の在籍中の事実を証明する公的文書である。その発行にあたり、本人からの交付申請によることを原則とし、使用目的が明確であることが望ましい。

卒業証明書（卒業見込証明書）、在学（在籍）証明書及び成績証明書、単位修得証明書等は原本に基づいて発行されるが、その様式については法令等の規定がなく、各短期大学がそれぞれ様式を定めて発行している。その証明書の記載内容のうち共通の事項は次のようなものである。

氏名、生年月日、学科・専攻名、証明内容・事項、証明書発行年月日、証明書番号、証明者（学長）職氏名、職印

- ① 卒業見込証明書については、単に最終学年に在学しているということだけでなく、履修登録科目の単位を修得した場合に卒業要件を充たすか否かを確認する必要がある。
- ② 在学証明書は現に在学中の者（停学中の者を含む）に対して発行し、在籍証明書は休学中の者及び退学（除籍を含む）した者に対して発行する。通常、休学している場合は、「〇年〇月〇〇学科（専攻等）に入学し、在籍していることを証明する。ただし〇年〇月〇日より休学中である」とし、退学している場合は、「〇年〇月〇〇学科（専攻等）に入学し、〇年〇月〇日付にて退学した者であることを証明する」というように記載するのがよいと思われる。
- ③ 成績証明書は、すでに修得している科目の成績（単位）を証明するものである。なお、就職活動及び編入学等に必要な場合は、現在履修中の授業科目についても表示することが望ましい。

なお、退学（除籍を含む）した者又は休学中の学生の成績証明書にも退学の期日、休学の期間等を記載することがよいと思われる。

- ④ 最近、外国の大学へ編入学（留学）する学生が多くなっているが、その場合、短期大学で発行する欧文の証明書には学長又は証明書の管理責任者のサイン、短期大学の刻印等が必要である。この場合、外務省に登録済みの刻印が必要とされる国もある。また、成績証明書等については履修した授業科目の内容が受入れ側に十分理解されるような方法を考えることも必要である。

5. 学籍簿の編成と保存

(1) 学籍簿等の編成

学校教育法施行規則第12条の3及び第15条において、指導要録、その写し及び抄本の作成・保存について定めている。

指導要録は、児童等の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録した表簿であり、戦前の学籍簿の名称を変更したものである。

短期大学では、これに相当する備付表簿として、学籍簿、成績原簿（単位修得簿等）、健康診断簿等をそれぞれ別に編成して保管している。

短期大学における学籍簿の記載内容は、指導要録のうち「学籍の記録」に相当するものであり、その様式については、特に画一されたものはないのが現状であるが、一般的な記録事項は、次のとおりである。

- ① 氏名、生年月日、性別
- ② 短期大学・学科・専攻名、学籍番号
- ③ 入学・卒業年月日
- ④ 在学中の異動（事項・年月日・事由等）

休学、復学、留学、退学、除籍、再入学、転入学、転籍、取得資格

- ⑤ 本人の写真
- ⑥ 本籍地（都道府県名）及び現住所
- ⑦ 出身高等学校名、卒業年月日
- ⑧ 保証人・保護者氏名、住所等
- ⑨ 備考欄

なお、外国人の氏名については、「外国人登録証明書」（外国人登録法）に記載されている氏名とするのが適切である。ただし、「通称名」が記載されている場合は、学生の不利益にならないよう可能な範囲において配慮する必要がある。

学籍簿の記録事項に異動・変更が生じた場合には、速やかに加除訂正する。なお、学生からの届出による訂正については、所定の変更届を提出させる必要がある。

○学校教育法施行規則

第15条 学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。

- 1 学校に関係のある法令
- 2 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌
- 3 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表

- 4 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿
 - 5 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿
 - 6 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録
 - 7 往復文書処理簿
- ② 前項の表簿（第12条の3第2項の抄本又は写しを除く。）は、別に定めるもののほか、5年間、これを保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、20年間とする。
- ③ （略）

(2) 学籍簿等の保存・管理

学校の備付表簿の保存期間については、学校教育法施行規則第15条第2項に定めている。

これまで指導要録及びその写しは20年間、その他の表簿（指導要録の抄本を除く。）にあっては5年間これを保存しなければならないことになっていた。これが改正され、指導要録及びその写しのうち、入学、卒業等の学籍に関する記録の部分だけがその保存期間が20年間、その他の部分は5年間に改められた（平成6年4月1日以降作成分から適用する。）。

短期大学の学籍簿は、学籍の記録の部分に相当するので、その保存期間は20年間、健康診断簿等はすべてその他の部分に相当するので、その保存期間は5年間ということになるが、多くの短期大学では、学籍簿等は永久保存に近い扱いをしているのが実状のようである。

学籍簿等備付表簿は、いつでも利用できるように分類（入学年度、卒業年度、学科、専攻、課程、氏名の50音順、学籍番号、異動種別等）しておく必要がある。

学籍簿等の記録内容は、学生ひとりひとりのプライバシーにかかわる事項でもあるので、その利用及び保管にあたっては、特にプライバシー保護の観点から、格別の配慮が必要であることはいうまでもない。

特に、保存期間経過後の取扱いについては、「学校教育法施行規則の一部の改正について（通達）」（平成5年7月29日文初高第202号）において、「大学、短期大学及び高等専門学校の指導要録の保存期間経過後の取扱いに関しては、学生の進路の状況等に配慮しつつ、学籍に関する記録として卒業、成績等の証明に必要な記録を保存し、その他の記録については、プライバシー保護の観点から廃棄するなど、適切な措置がとられることが望ましいこと。」を留意事項としてあげている。

また、従来は手書きによって原本が作成されてきたが、最近はコンピュータを導入して成績処理を行っている短期大学が殆んどで、出力した資料や、入力した資料をそのまま永久保存することも工夫されているが、フィルムやレーザーディスク等の記録媒体と同時に、保存管理の面で技術的に未だ若干の問題があるようである。

保管については、細心の注意を要すると同時に不時の災害に備える工夫も必要である。耐震、耐

火の構造の書庫や、コンパクトな記録媒体に転写したり、原本と副本を作成するなど、万一に備えて安全対策をたてておくことが大切である。

○学校教育法施行規則の一部改正について（通達）（平成5年7月29日文初高第202号）

1 改正の趣旨

今回の改正は、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成3年3月15日文部省令第1号）の附則（以下「附則」という。）を改正し、高等学校（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。）、大学、短期大学及び高等専門学校の指導要録の進学の際の取扱い及びその保存期間について改善を行ったものであること。

2 改正の内容

(1) 生徒等が進学した場合において、従前は指導要録の抄本を進学先の校長に送付することとしていたが、これを抄本又は写しを送付するよう改め、平成6年4月1日以降に生徒等が進学又は転学した場合から適用すること。（第12条の3第2項及び第3項、附則第2項関係）

(2) 指導要録の保存期間について、従前は20年間としていたが、これを入学、卒業等の学籍に関する記録以外の記録については5年間に改め、高等学校については平成6年4月1日以降に第1学年に入学した生徒（学校教育法施行規則第64条の3第1項に規定する学年による教育課程の区分を設けない場合にあっては、同日以降に入学した生徒（同規則第60条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る指導要録及びその写しから、大学、短期大学、高等専門学校については、平成6年4月1日以降に作成された指導要録及びその写しから、それぞれ適用すること。（第15条第2項、附則第3項関係）

3 留意事項

(1) 上記2の(1)については、進学先における利用等に配慮して適切に運用されることが望ましいこと。

(2) 上記2の(2)については、平成5年7月29日付け文初高第162号「高等学校生徒指導要録並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部生徒指導要録の様式例等の改訂について（通知）」により高等学校の指導要録について、学籍に関する記録と指導に関する記録とを別業として編成する様式例を示したところであり、高等学校の指導要録の指導に関する記録については、保存期間経過後は生徒の進路の状況等に配慮しつつ、プライバシー保護の観点から適切な時期に廃棄などの措置がとられることが望ましいこと。

また、大学、短期大学及び高等専門学校の指導要録の保存期間経過後の取扱いに関しては、学生の進路の状況等に配慮しつつ、学籍に関する記録として卒業、成績等の証明に必要な記録を保存し、その他の記録については、プライバシー保護の観点から廃棄するなど、適切な措置がとられることが望ましいこと。

第3章 教育課程と履修登録

1. 教育課程（カリキュラム）の意義

教育課程とは、学校の教育の目的や目標を達成するため、法の定める基準に基づいて、どのような教育内容（授業科目）を、どれだけ（単位数）、どのような方法（履修区分・年次、授業期間・方法等）で教授するかを総合的に組織した学校の教育計画であると定義することができる。

教育課程は、教育内容の領域を教科活動中心に構成するか、教科活動と教科外の経験領域を含めて構成するかによって、教科カリキュラムと経験カリキュラムに区別されている。高等学校までの学校では、後者の立場をとっている。ここでは前者の立場をとる。

2. 教育課程に関する法的規制

(1) 教育課程の編成方針

教育課程を編成する上で最も重要な課題は、教育目的を達成するためにどのような授業科目を開設し、どのように編成するかである。

旧短期大学設置基準においては、授業科目の開設及び編成について、授業科目の内容に関する区分（一般教育科目、外国語科目、保健体育科目及び専門教育科目）を設け、これらの区分が各短期大学の授業科目の開設・編成上の基準となり、同時に学生の授業科目履修上の基準ともなっていた。

平成3年の短期大学設置基準の大綱化で、各短期大学において特色のある教育課程が編成できるように、授業科目の内容に関する区分による規制を廃止し、教育課程の編成方針について規定している。

すなわち、短期大学はその教育目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成することを原則的に義務づけるとともに、体系的に教育課程を編成するに当たっては、教育内容の上で、短期大学が大学教育として必要な専門教育と一般教育等のそれぞれの教育がめざすところに配慮しなければならないことを義務づけている。

○短期大学設置基準

（教育課程の編成方針）

第5条 短期大学は、当該短期大学及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、短期大学は、学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は实际生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(2) 教育課程の編成方法

短期大学の教育課程の編成方法については、短期大学設置基準第6条で「教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。」と規定し、授業科目の履修上の区分を設けて教育課程を編成することを義務づけている。

A. 必修科目と選択科目の区分

必修科目は、教育目的を達成するために、学科・専攻等に所属する全学生が履修し、修得することを義務づけている授業科目である。これは、学科・専攻等に必要な共通・基礎的な知識・技能の修得、基礎的能力の育成、体系的学修の達成等をめざすものである。

選択科目は、教育目的を達成するために、特定の科目の中から選択して履修し、修得することを義務づけている授業科目である。これは、個性に応じて選択させ、特殊・多様な学修や能力の展開を期待するものである。

なお、必修科目、選択科目の開設比率については特に規制はないので、教育目的に照らして各短期大学で定めることになる。

B. 授業科目の履修年次の区分

各授業科目を各年次に配当して教育課程を編成することを義務づけている。この規定の趣旨は、修業年限の2年間（又は3年間）において、卒業要件単位数を修得するために必要な授業科目の学修時間を各年次に適切に配分するとともに、各授業科目間の内容的継続性・関連性・体系性等（初級・上級、概論・各論、講義・演習又は実習、専門・教養等）に応じて適切に学修できるようにするためであると考えられる。

(3) 単位・単位数

短期大学設置基準は、授業科目の内容に必要とする学修量を示す単位・単位数の計算方法について規定している。

A. 授業科目の単位数

「各授業科目の単位数は、短期大学において定めるものとする。」（第7条）と定めている。

B. 単位数の計算方法

短期大学が単位数を定めるに当たっては、「1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して」（第7条）1単位の授業時間数を、短期大学設置基準に定める範囲において、各短期大学が弾力的に定めることができる。

○短期大学設置基準

(単位)

第7条 各授業科目の単位数は、短期大学において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、短期大学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

C. 卒業の要件

「修業年限が2年の短期大学の卒業の要件は、短期大学に2年以上在学し、62単位以上を修得することとする。修業年限が3年の短期大学の卒業の要件は、短期大学に3年以上在学し、93単位以上を修得することとする。」(第18条)と規定している。

D. 単位制と学年制

卒業認定制度に関して、所定の単位数の修得を卒業認定の要件とする制度を単位制といい、学年の区分ごとに学年の課程を定め、全学年の課程の修了を卒業認定の要件とする制度を学年制という。

通常、中学校までは学年制を、高等学校では単位制と学年制を併用し、短期大学では単位制をとっている。

なお、短期大学においても、体系的・段階的学修ができるよう授業科目を年次に配当するとともに、年次ごとに必修単位数や必要修得単位数に限度を設定して指導し、教育効果をあげているところもある。この場合においても単位制のもとでは、原則として留年の制度はない。

(4) 授業期間

「1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。」(第8条)と規定して、従来の210日という日数の規定がなくなった。これは、学校5日制の導入を可能とするためとされている。

「各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。」(第9条)とし、これは3学期制又は2学期制に対応するものである。

しかしながら、各短期大学では、このほかにオリエンテーション、定期試験、追試験、再試験、休講のための補講、文化祭、体育祭等を行うので、1年間に35週程度を用意する必要があるということになる。すなわち、単位計算基準からは30週でよいものを、「35週にわたることを原則とする」としているのはそのためである。

「ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。」(第9条)と規定し、これは例外として、外国語の演習、体育実技、芸術における個人指導による実技指導など短期間の履修で高い効果が期待できる授業について、集中講義や実技合宿など短期間での授業の実施を可能とするための規定であるとされている。

○短期大学設置基準

(1年間の授業期間)

第8条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第9条 各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(5) 授業時間

各授業科目を通じて学生を指導する際の単位時間は、休憩時間を含め1時間をもって算定の基準としている。

この単位時間については、学校教育法施行規則別表第1及び第2の備考1に、また、学習指導要領の「常例」においても、小学校が45分、中・高等学校が50分と正味授業時間が示されているが、これは長年の教育経験や研究成果から割り出されたものと思われる。

ところで、短期大学における1時間を何分とするかについては法令上の定めはないが、時間割の編成上、2時間(90分あるいは100分)単位とし、それを1コマとしている短期大学が多い。

(6) 授業の方法

授業の方法については、短期大学設置基準第11条第1項において、「授業の方法は、講義、演習、実験、実習又は実技とする。」と規定している。

一般的に言えば、講義は教員が学生に対し一方的に説明することにより知識を授ける授業方法、演習(ゼミナール)は教員の指導のもとに共同して研究、調査、報告、討論等を行う授業方法、実験、実習又は実技は、それぞれ実験、実習又は実技を主として行う授業方法である。

授業の方法は、授業科目の単位数計算の拠りどころとなっている。

1単位の授業時間数は、授業方法に応じ、その授業における教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、短期大学設置基準に定める時間の範囲で、短期大学が弾力的に定めることができる。

授業方法の運用に伴う教育効果や授業時間外に必要な学修などが、単位数計算上正当に評価されるので、授業の教育効果を高めるために、授業方法の併用や演習形式の授業などの積極的な活用が期待されている。

また、短期大学設置基準第11条第2項では、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業（講義、演習、実験、実習又は実技）を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができることとしている。更に、第3項では、第1項の授業を、外国において履修させることができる。第2項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合も、同様であると規定している。

次に、第4項において、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができると規定している。

これは、社会人の再教育の推進や地域社会や産業界との連携交流の強化など、教育研究の多様な取り組みが求められている状況において、これらの要請に短期大学が応えていくためには、活動の拠点をキャンパスの中だけに求めるのではなく、教育研究の内容によってはキャンパス外での展開（サテライト教室）が教育的に有効であるという観点から規定されたものである。

この第4項の規定に基づき、文部科学省告示第51号（平成15年3月31日）において、社会人等を対象とした授業であること等、次のとおり定められている。

○文部科学省告示第51号

短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第11条第4項の規定に基づき、大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について次のように定める。

平成15年3月31日

文部科学大臣 遠山 敦子

短期大学設置基準第11条第4項の規定に基づき、短期大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 1 実務の経験を有する者等を対象とした授業を行うものであること
- 2 校舎及び附属施設において十分な教育研究を行い、その一部を校舎及び附属施設以外の場所において行うものであること
- 3 当該授業を行う校舎及び附属施設以外の場所は、実務の経験を有する者等の利便及び教員等の移動等に配慮し、教育研究上支障がない位置にあること
- 4 当該授業を行う校舎及び附属施設以外の場所は、教育にふさわしい環境を有し、当該場所には、学生自習

室その他の施設及び図書等の設備が適切に整備されていること

附 則

この告示は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(7) 昼夜開講制

社会人の短期大学教育の履修を容易にするため、夜間学科の学生が一部昼間や週末を利用して履修ができるようにするために「教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制（同一学科において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うことをいう。）により授業を行うことができる。」（第 12 条）という規定が新たに設けられた。

昼夜開講制は、夜間学科の学生に対し昼間の学修機会を提供するため昼間学科の履修形態の弾力化を制度化したものである。

なお、昼夜開講制を実施する場合には、専任教員数及び校地面積については、教育に支障のない限度において、面積及び教員数を減ずることができるとされている。

3. 履修指導と履修登録

(1) 履修の意義

学生は入学（在学関係の成立）することによって学修する権利を取得する。短期大学は学生に対し教授（教育）する義務を負う。短期大学の行う教授は教育課程に基づいて行う授業である。学生は学修する権利の行使として、短期大学の行う授業を受けて学修する。授業を受けて学修することを履修という。

学生の在学目的である学修は、短期大学の行う授業を履修することによって実現し、短期大学の行う授業は、学生がこれを履修することによって、その目的を果たすことができる。履修は、学生の行う学修と短期大学の行う授業を成立・実現させる原理的意義をもつ。履修は、学生と短期大学間の在学関係の実現・実践であるともいえる。

短期大学は、授業を履修した者に対してのみ試験の上単位を与えることができるのである。履修は、授業科目の単位修得の前提条件である。

短期大学が、教育課程に基づいて行う授業を適切に計画・実施するとともに、学生にこれを適切に履修させるため、入学時及び学年（学期）の始めに実施している重要な業務に履修指導及び履修登録がある。

(2) 履修指導

履修指導には、当該短期大学及び学科・専攻の教育課程とその履修に関する全般にわたる指導・案内と、当面の授業実施計画・時間割及び履修科目の登録に関する具体的・実務的な指導・案内が

ある。

これらの履修指導を含め、学生生活全般にわたって、入学時又は学年始めに集中的・計画的に行っている指導・案内がオリエンテーションである。

A. オリエンテーション

各短期大学は、入学式直後（又は直前）に新入生に対し学生生活全般について指導を行う。これをオリエンテーションと呼んでいる。その目的は、新入生を一日も早く大学生活に適応させるとともに、学修に関する諸事項を理解させることにある。また、この期間に、オリエンテーション・キャンプや校外宿泊などを実施して教育効果をあげている短期大学もある。

また、オリエンテーションは、教員・職員・学生会代表が共同してあたるのが通例である。

B. 履修指導の内容

オリエンテーション等で行われている学修・履修に関する指導・案内で、一般的にとりあげられている事項は次のとおりである。

- ① 短期大学，学科・専攻の教育目的・目標
- ② 教育課程（授業科目，単位数，必修・選択，年次配当，授業期間等）
- ③ 卒業要件
- ④ 開設授業科目の概要（講義要項）
- ⑤ 履修に関する規程
- ⑥ 試験・成績評価に関する規程
- ⑦ 図書館利用に関する事項
- ⑧ 免許・資格取得に関する事項
- ⑨ 授業実施計画・時間割と履修登録
- ⑩ その他

これらの事項は、学生必携、履修要項、講義要項、学内諸規程、短期大学要覧等の印刷物を配布して説明が行われるのが通例である。これらの指導・案内の担当は、教員・職員がその内容により分担しているところが多い。

(3) 履修登録

履修登録とは、学生が短期大学の作成する授業実施計画・時間割の中から、その学年又は学期に履修する授業科目を申請（届出）し、短期大学がそれを確認・承認する手続きである。短期大学にとって、それは授業科目の履修者を確定する手続きである。学生はこれによって授業科目に対する学修意志を表明し、承認を得てはじめて、授業科目の履修が可能となる。学生にとっては履修登録が単位修得への出発点である。

短期大学は、これによって各授業科目の履修者及び人数を把握・調整・確定するとともに、履修

者名簿を作成し、教室配当を適正に行うことができる。また、未登録者、登録ミス等処理し、授業科目に対する学生のニーズを把握することができるなど、履修登録は短期大学が授業を適切に実施・運営し、計画する上で極めて重要な業務である。

A. 登録の方法・時期

履修登録は、通常、年度又はセメスターの初めの定められた期間（約1~2週間）に当該年度に開設されている授業科目の中から履修しようとする授業科目のすべてを本人自身で登録することが原則である。

その時期については、授業開始前に手続きをする方法と、授業開始後一定期間をおいて手続きをする方法とがある。どちらがよいかは一概にいえませんが、1~2回程度受講して、講義内容の概要あるいは知識を得てから手続きをする後者の方法をとっている短期大学が多い。

B. 登録の変更・訂正

履修登録を受け付けた後は、正当な理由がない限り科目の追加や取消しを認めるべきではない。しかし、履修登録を相当慎重に行った場合でも、学生の思い違いや書き違いによる登録ミスがどうしても発生する。したがって、履修規程に照らして、誤記入あるいは記入内容に誤りがないかどうかを点検する必要がある。特に卒業年次の学生に対しては、卒業要件を満たしているか否かについて十分な点検を要する。この他、授業になじめないとか、ついていけない等の理由で変更を申し出る学生もいるが、いずれにしても履修登録に関する諸規程に照らしてできるだけ速やかに指導し、変更手続を行なう必要がある。

なお、未登録者については、速やかに該当者を調査・把握することにつとめ（掲示、文書あるいは電話等による呼出し）、学修継続意志の確認をするなど適切な対応と措置を講じなければならない。

C. 登録の制限

授業を適切に運営・実施するため、履修登録上制限されている事項に、授業科目、単位数及び学生数に関するものがある。

① 授業科目に関する制限

授業の実施計画・時間割は、学科・専攻ごとに、年次別・学期別・クラス別に編成される場合が多い。この場合において、他クラス、他学科、他年次に開設される授業科目の登録は、原則として認められないのが通常である。

また、同一時間帯に開設されている複数の授業科目の登録、いわゆる二重登録は認められていない。

② 履修単位数の制限

授業科目の単位修得に必要な学修時間の確保の観点から、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならないと短期大学

設置基準（第13条の2）に示されている。

③ 履修学生数の制限

授業科目の内容、授業の方法等により、小人数の授業を必要とする授業科目の場合や、選択科目において受講学生数の調整を必要とする場合などにおいて、履修学生数を制限することがある。

これらの場合、学生数の制限・調整の方法として、先着順、抽選、クラス指定、面接、試験等があり、学生間の公平を期すこととともに教育効果をあげるという観点を重視して行われている。

D. 登録後の調査と処理

授業運営を適切に行うために、履修登録の完了を待って次の事項を処理する。

① 授業科目・教員別の受講者数調査

受講者名簿作成の基礎資料となるので、的確・迅速に処理する必要がある。

② 教室の適正な配当

当初の教室配当は、ある程度の予測で計画・立案されたものである。したがって、履修登録により受講者数が明らかになったら、教育効果や教室の有効利用の観点から見直し、変更を要する場合には早急に措置する。

この他、付帯施設・設備、教育機器等の貸出と管理、教材や資材の作成等についても同様である。

③ 未登録者への対応

未登録者は、単なる本人の忘失とか届出ミスの場合と、何らかの理由があって登録手続きを行っていない場合とがある。前者については、改めて履修指導の上必要があれば変更登録をさせることになる。後者については、事情聴取の上学修継続意志の確認をし、場合によっては休・退学を勧告することになるが、その指導にあたっては次のような留意が肝要である。

1つは、その理由が身体的・精神的なものによる場合である。医師・カウンセラーによる診断をもとに、クラス担任・保証人と連携をとりながら、学修の継続について協議する。

いま1つは、経済的理由により学修の継続が阻害されている場合である。各種奨学金貸与や授業料徴収猶予の可否、アルバイトの斡旋など、学生課や厚生課と連携をとって指導にあたらなければならない。

第4章 授業と試験

1. 授業の意義

短期大学における教育は、正規の授業と課外活動との相乗効果によってその目的が達成されることはいままでもないが、大学生活の諸活動のうち、授業は学校教育の根幹であり、その占める割合は最も大きく、大学生活の中心となっている。

このように、大学生活の中心である授業は、教員と学生が学問を通じて人格的に触れ合う場であるとともに、人間形成上必要とされている知識・技能・態度などを、教員の研究成果を通して計画的に伝達し、教育し、訓練し、開発していくことがその目的である。したがって、教員の熱意と学生の自主的な探究心とがあいまって、その成果が得られることになる。そのために必要とされる施設・設備等を整備することは、授業を補完する上で重要な要件となる。

授業は、授業科目の性質・内容により、さまざまな形態で行われるが、短期大学設置基準第11条で「授業の方法は、講義、演習、実験、実習又は実技とする」としている。実際には、これら単一的な方法ばかりでなく、それらの組合せ（併用）による場合も多い。

授業の期間、方法等については、「第3章2. 教育課程に関する法的規制」(4)～(6)参照。

2. クラス規模

1つの授業科目について同時に授業を行う学生数、すなわちクラスの適正規模については、短期大学設置基準では人数を明示していない。これは授業の方法や教室の広さ、視聴覚機器等の整備状況その他教育上の諸条件をそれぞれの短期大学が慎重に考慮し、教育の効果がより一層高められるような適当な人数とするよう、自主的な判断が求められているものと考えられる。

○短期大学設置基準

(授業を行う学生数)

第10条 一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。

3. 教育機器

最近、教育工学の発達に伴って板書も大いに改善されるとともに、教員が教育機器を利用する機会がますます多くなってきた。一般的な教育機器で保有台数の多いものは、パーソナルコンピュータ、スライド投映機、映写機、OHP、教材提示装置、テレビ、VTR、LLなどである。

これら単体又は組合せにより、

- ① 学生の学習意欲を向上させることができる
- ② 教授内容を、早く、正しく理解させることができる
- ③ 授業運営の効率・向上が図れる

などの効果が期待できる。

今後、ますます各種の教育ソフトが開発されるであろうから、語学教育センター、AVセンターなどを設置し、専任の教員・職員を配置することなどが考えられる。

4. シラバスの作成

シラバスは、学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となり、授業・学習内容の充実を図るためには不可欠なものである。また、学生が講義の履修を決める際の資料になるとともに、教員相互の授業内容の調整、学生による授業評価等にも使われる。

一般に、授業名、担当教員名、講義目的、各回ごとの授業内容、成績評価方法・基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記されている。

5. 授業出席の義務と出欠席調査及び休講に対する補講

学修のために学生は授業に出席しなければならない。出席は単位修得の大前提であり、授業実施時間数の3分の2以上の出席を義務づけている短期大学が多い。成績との相関がきわめて高いことを考えあわせれば当然のことといえよう。

なお、遅刻・早退についても教育上の観点から厳しく指導している短期大学もある。

出欠席調査は各短期大学によってそれぞれ異なるが、

- ① 全科目とも担当教員
- ② 人数学級は担当教員
- ③ 多人数学級は助手又は教務職員

など種々の方法がある。

また、教員は、やむを得ない事情により休講した場合には、短期大学設置基準で定められている授業時間の確保のために、当該休講に対する補講を必ず実施すべきである。

6. 試験の目的

試験は、単位制度の趣旨に基づくものであり、短期大学は授業科目の種類にかかわらず、原則として、試験の上単位を与えることになっている。

試験は、教員にとっては学生の授業の理解度及び到達度を測り評価する手段であり、学生はその評価により学修成果を知ることになる。しかも、その評価は短期大学が社会的に責任を持つものであり、その意義は大きい。

○短期大学設置基準

(単位の授与)

第13条 短期大学は、一の授業科目を履修した学生に対し、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第7条第3項の授業科目については、短期大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

7. 試験の方法と種類

試験は、通常多くの短期大学で、筆記、レポート、口述、実技、作品等によって行われている。「設置基準では、短期大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとしているが、この場合の〈試験〉とは、履修した授業科目についての到達度を判定するための方法の意味であり筆記試験のみならず、レポート、実技テスト等も含まれる。いずれにしても何らかの判定方法が必要であって、単に日ごろの授業態度や出席状況だけで単位を与えることはできない。」と考えられる。

試験には、定期試験、平常の授業時間中の試験、追試験、再試験などがある。

① 定期試験

学年暦に定められた学期末・学年末の一定期間に行う試験であり、現状では最も重要な試験である。

② 平常の授業時間中の試験

授業担当教員が必要に応じ、随時行う試験である。

③ 追試験

病気その他やむを得ない理由で定期試験を受験できなかった学生に対して実施する試験であって、診断書など欠席の理由を証明できる書類を添えた願書によって許可される試験である。やむを得ない理由ということについては、予想される事柄をあらかじめ指導しておくことが必要である。

④ 再試験

試験の結果不合格になった科目について、再度試験を行う制度である。この試験は、学生に権利があるのではなく、あくまでも科目担当者の判断であり、教授会の判断である。したがって、再試験については、何らかの制限を付している短期大学が多い。

本来、不合格科目は次年度等に再履修が望ましい。その意味からも再試験については、試験規程にその資格や基準を定めておく必要がある。

8. 試験の実施時期

定期試験を行う時期は、学年暦で定められているのが通常である。従来、前期定期試験は9月下旬頃実施されてきたが、最近、夏期休暇前に実施している短期大学が多くなってきている。また、後期定期試験は入学試験日程との関係もあり、1月末から2月上旬に実施する短期大学が多い。ただし、半期開講科目の多いカリキュラムの場合、前・後期の授業時間数の確保を十分配慮した学年暦策定が必要である。

9. 試験の実施手順（定期試験を中心に）

定期試験の日程は学年暦に定められており、その期間は1~2週間、1日当たりの実施科目は3科目、1科目の試験時間は60~90分という短期大学が多い。

① 試験実施の方法

試験実施の約1か月前に、科目担当者に日程を通知し、試験方法について文書で照会する。照会内容は、試験の有無（平常試験もあるので）、筆記試験・レポートの別、テキスト・ノート等の持ち込みの可否、試験時間、その他特定事項である。

② 試験問題の作成、印刷及び保管

レポートによる場合は、課題、枚数、提出期日について指示をもとめる。また、筆記試験による場合は、一定期間内に試験問題を提出してもらい、これを印刷し、安全な場所に保管する。

④ 試験時間割の作成

筆記試験を実施する科目について、試験時間割を編成し、試験実施の約2週間前までに発表する。この際、レポートによる試験についても、課題、枚数、提出期日を発表する。

⑤ 試験監督の決定

試験は授業の一環であることから、その監督には科目担当者があたるのが原則である。しかし、多人数教室の場合、教室を分けて試験する場合、特殊の事情がある場合は、他の教員や職員が協力することになるので、受験者数や監督方法を考慮の上監督者を決定する。

短期大学によっては、教員に代わって助手や職員が試験監督に当たることもあるが、授業の一環という観点から、科目担当者を軸にした協力態勢があるべき姿であろう。

⑤ 試験答案の処理

試験終了後、答案を確認・整理した上でそれを綴り、採点簿、採点日程とともに科目担当者に手渡すか郵送する。

10. 不正行為

試験監督者は、試験中の巡回を十分に行うなどの方法により、不正行為の未然防止に留意することが肝要であるが、不正行為が発生した場合に備え、あらかじめその内容については学生に明示し

ておく必要がある。万一不正行為があった場合は、その事実を確認したうえで、厳正かつ適切な処分が求められ、時には懲戒とすることもある。処分内容は、不正行為の程度の軽重及び各短期大学の教育方針等により異なるが、常に教育的な配慮の元に行われるべきものである。

第5章 成績評価と単位の認定

成績は、学生が履修（学修）した授業科目について、理解の程度を具体的に知るために試験を行った結果の評価であり、その学生の理解の程度（到達度）を表わすものである。

科目担当者が評価したものは、公的な記録として書類（成績原簿）に記載される。

1. 成績評価と単位認定

単位の授与について、短期大学設置基準第13条では、「一の授業科目を履修した学生に対し、試験の上単位を与えるものとする」と定めている。

短期大学は、必要な授業科目を履修した者に対して試験を行って成績を評価する。短期大学における評価方法は絶対評価である。これは単位制度の趣旨からいって当然と考えられる。

各授業科目の単位の認定は、科目担当者の評価が合格点に達していることによって原則的に認定される。

各授業科目の単位が認定され累積されて卒業要件単位を充足した学生は、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

2. 成績評価の表示方法

学生の成績評価は点数や記号等で表示されているが、法的には規制はなく、各短期大学によって異なっている。現在、以下に述べる4つの表示方法がとられていると思われる。

(1) 点数で表示する方法

この方法には、次の2つの場合が考えられる。

- ① 科目担当者から事務担当者に点数で報告される。原簿にも点数で記入（コンピュータに入力）し、成績証明書、成績通知書にも点数で表示する方法。
- ② 点数から記号にかえて表示する方法であるが、科目担当者から事務担当者には点数で報告され、原簿への転記（コンピュータ入力）の際、又は成績証明書及び成績通知書発行のとき記号に変える（優、良、可又はA、B、C等）。

(2) 記号で表示する方法

科目担当者から事務担当者に記号で報告され処理される方法。記号は、優、良、可又はA、B、C等である。

この方法は、点数による表示方法と比較して事務処理が能率的であると思われる。

(3) 合否で表示する方法

単位が修得できたか否かを「合・否」で表示する方法で、一般に言われるような成績評価の表示とは異なる。短期大学では単位制をとっていることから最も簡明であるが、学修の成果をはっきり表わしているとは言えない。

(4) グレード・ポイント・アベレージ（GPA）で表示する方法

アメリカで一般的に普及している成績評価制度で、大学審議会でも厳格な成績評価の具体策としてあげている。A、B、C、D等にランク付けされた評価に、そのランクに配された点数をもとに総合的な平均成績（GPA）を計算する方法。

この制度では、一般的に3セメスター（1年半）連続してGPAが2.0未満の学生に対しては退学勧告がなされるため、厳格な成績評価が可能となり、最低限の質を確保できるというメリットがある。ただし、退学勧告がなされるまでに、当該学生に対する学習指導・生活指導等のきめ細かいケアが不可欠となる。

3. 成績の記録と保存

それぞれの科目担当者から報告された評価は記録し保存されなければならない。成績原簿に記録するなど、事後の作業は各短期大学の組織、規模、所管部署等により、また、電算化の程度によって異なるが、各短期大学で十分工夫されなければならない。

保存については、各短期大学の文書保存規程等によって保存・管理すべきである。

保存の方法としては、各部署で関係書類を保存する方法、集中して防火設備等を有する場所に一括保存する方法がある。しかし、これもまた各短期大学の施設・設備等によって異なるが、いずれにせよ保存に万全を期すことが必要である。そのためには複本（マイクロフィルム、フロッピーディスク）などにより別途保存することも1つの方法である。また保存期間については、学校教育法施行規則に次のように定められている。

○学校教育法施行規則

第15条 学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。

（第1～3号略）

4 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿

（第5～7号略）

② 前項の表簿（第12条の3第2項の抄本又は写しを除く。）は、別に定めるもののほか、5年間、これを保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、20年間とする。

③ (略)

4. 単位互換制度に伴う単位認定

他の短期大学又は大学との単位互換は、短期大学設置基準の改正（昭和57年3月23日文部省令第2号）により実施されることとなり、さらに、同基準の改正（平成3年6月3日文部省令第28号、平成11年3月31日文部省令第19号及び平成13年3月30日文部科学省令第46号）がなされた。その条文は次のとおりである。

○短期大学設置基準

（他の短期大学又は大学における授業科目の履修等）

第14条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が短期大学の定めるところにより他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、修業年限が2年の短期大学にあつては30単位、修業年限が3年の短期大学にあつては46単位（第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあつては30単位）を超えない範囲で当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の短期大学又は大学に留学する場合及び外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

また、「短期大学設置基準の一部を改正する省令の制定等について（通達）」（昭和57年3月23日日文大技第108号）の「Ⅱ 改正の要旨及び留意点」には、次のとおり記されている。

○短期大学設置基準の一部を改正する省令の制定等について（通達）

1. 他の短期大学又は大学における授業科目の履修等

(1) (略)

(2) 今回の改正による措置は、学生が他の短期大学等において授業科目を履修することが教育上有益であると短期大学が判断した場合に実施できるものであり、そのような教育上の配慮なしに実施したり、あるいは学科において通常必要とされる授業科目を開設することなく、他の短期大学等の授業科目をもって代替させるような取扱いを容認するものではないこと。

(3) 短期大学は実施に当たっては、あらかじめ当該他の短期大学等との間に、履修できる授業科目の範囲、対象とする学生数、単位の認定の方法、その他実施上必要とされる具体的な措置について協議するものとする。

(4) 学生の他の短期大学等での履修に係る単位の修得の認定を行うに当たっては、短期大学は、当該他の短期大学等において認定された単位について、相互に協議しその定めるところにより認定するものとする。

(5) 学生が他の短期大学等において履修している場合における当該他の短期大学等での学生の身分の取扱い等については、当該他の短期大学等において「特別聴講学生」としてその取扱いを定めることが適当であること。

(6) (略)

2. 外国の短期大学等へ留学する場合の取扱い

(1) 留学とは、教育上有益であるとする短期大学の判断により、その承認を受けて、学生が外国の短期大学等で学修することをいうものであること。

この場合、学生の取扱いは休学とするものではなく、その具体的な取扱いは、教授会の議を経て、学長が定めること。

(2) (略)

(3) 外国の短期大学等とは、外国における正規の高等教育機関で、我が国における短期大学又は大学に相当するものをいうものであること。

(4) 学生の留学に関する取扱いについては、原則として1の(2)及び(3)に準ずるものとする。ただし、やむを得ない事情により、外国の短期大学等との事前の協議を行うことが困難な場合には、当該短期大学等との事前の協議を欠くことも差し支えないこと。

(5) (1)によらないで、学生が在学中に休学を認められ、外国の短期大学等で学修することは、従来どおり差し支えないこと。ただし、この場合における外国の短期大学等における学修については、当該学生の在学する短期大学は、単位の認定を行い、また、当該休学期間を在学期間に算入するものではないこと。

(6) (略)

○大学間相互単位互換協定に基づき国立大学における授業科目を履修する公立又は私立の特別聴講学生に対する授業料の取扱いについて（通知）

国立大学において授業科目を履修する公立又は私立の学生に対する学生納付金については、昭和57年4月1日付け文大生第124号文部事務次官通達「国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令の制定等について」により、入学料及び検定料は徴収せず、授業料は聴講生と同額を徴収することとして取り扱われていたが、「大学間相互単位互換協定に基づく特別聴講学生に対する授業料の相互不徴収実施要項」による場合は、授業料も徴収しないものとするができることとなった。

この取扱いは、大学間相互単位互換協定に基づき、他の大学の授業科目を履修する者に対し、授業料を相互に不徴収とすることにより、大学間の交流と協力を促進し、大学教育の充実に資することを目的としたもので、次の事項に留意して行われることとなった。

① 国立大学が公立又は私立の大学と締結する大学間相互単位互換協定によるものを対象とすること。

② 授業料が相互に不徴収であるものを対象とすること。

③ この実施要項による不徴収の取扱は、平成9年度から実施するものであること。

5. 短期大学又は大学以外の教育施設等の学修成果の認定

短期大学設置基準第14条における短期大学・大学の正規課程での学修によるいわゆる単位互換のほかに、新たにこれ以外の教育施設等における学修に対しても単位の認定が可能である。

○短期大学設置基準

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第15条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該短期大学における授業科目の履修とみなし、短期大学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、修業年限が2年の短期大学にあつては前条第1項及び第2項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位、修業年限が3年の短期大学にあつては前条第1項及び第2項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて46単位(第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあつては30単位)を超えないものとする。

○短期大学設置基準第15条第1項の規定により短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件

(平成3年6月5日文部省告示第69号)[改正]平成11年文部省告示第65号、平成12年文部省告示第43号(略)

- ① 大学の専攻科における学修
- ② 高等専門学校の課程における学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- ③ 専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- ④ 教育職員免許法第6条別表第3備考第4号の規定により文部科学大臣の認定を受けて短期大学、大学等が行う講習又は公開講座における学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- ⑤ 社会教育法第9条の5の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて短期大学、大学その他の教育機関が行う社会教育主事の講習における学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- ⑥ 図書館法第6条の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて短期大学又は大学が行う司書及び司書補の講習における学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- ⑦ 学校図書館法第5条第3項の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて短期大学又は大学が行う司書教諭の講習における学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- ⑧ 青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則(平成12年文部省令第25号)

又は技能審査の認定に関する規則（昭和 42 年文部省告示第 237 号）による文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修で、短期大学において短期大学教育に担当する水準を有すると認めたもの

- ⑨ アメリカ合衆国の営利を目的としない法人であるエデュケーショナル・テストング・サービスが英語の能力を判定するために実施するトフル及びトイック又は次に掲げる要件を備えた知識及び技能に関する審査であってこれらと同等以上の社会的評価を有するものにおける成果に係る学修で、短期大学において、短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの

イ 審査を行うものが国又は民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条の規定による法人その他の団体であること。

ロ 審査の内容が、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 69 条の 2 第 1 項に規定する短期大学の目的に照らし適切なものであること。

ハ 審査が全国的な規模において、毎年 1 回以上行われるものであること。

ニ 審査の実施の方法が、適切かつ公正であること。

附則（平成 12 年文部省告示第 43 号）（抄）

（施行期日）

- ① この告示は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- ② この告示の施行前に、技能審査の認定に関する規則（昭和 42 年文部省告示第 237 号）により認定された技能審査については、平成 13 年 3 月 31 日までの間、従前の例による。

ただし、当該技能審査が青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則（平成 12 年文部省令第 25 号）により認定を受けた場合は、この限りではない。

6. 既修得単位の認定

大学又は短期大学を卒業又は中途退学した者が、新たに短期大学の第 1 年次に入学した学生の既修得単位の取扱いについて、短期大学設置基準では次のとおり定めている。

○短期大学設置基準

（入学前の既修得単位等の認定）

第 16 条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該短期大学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（次条の規定により修得した単位を含む。）を、当該短期大学に入学した後の当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該短期大学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、当該短期大学における授業科目の履修とみなし、短期大学の定めるところにより単位を与えるこ

とができる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該短期大学において修得した単位以外のものについては、第14条第1項及び前条第1項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて、修業年限が2年の短期大学にあつては、30単位、修業年限が3年の短期大学にあつては、46単位（第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあつては、30単位）を超えないものとする。この場合において、第14条第2項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、修業年限が2年の短期大学にあつては、45単位、修業年限が3年の短期大学にあつては、53単位（第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあつては45単位）を超えないものとする。

これを実際に施行するに当たっては、ガイダンスの際に、当該学生にこの制度を周知させるとともに、認定ができるということであつて、認定しなければならないということではないので、教育上有益であるかどうかについて十分配慮しなければならない。

7. メディアを利用して行う授業の学修成果の認定

通信情報技術の進展に伴い、短期大学は、面接授業を多様なメディアを高度に利用して、教室等以外の場所で履修させることができ、また、単位の認定が可能となった。

○短期大学設置基準

（授業の方法）

第11条 授業の方法は、講義、演習、実験、実習又は実技とする。

- 2 短期大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 短期大学は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 短期大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

（卒業の要件）

第18条 修業年限が2年の短期大学の卒業の要件は、短期大学に2年以上在学し、62単位以上を修得することとする。

- 2 修業年限が3年の短期大学の卒業の要件は、短期大学に3年以上在学し、93単位以上を修得することとする。
- 3 前2項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第11条第2項の授業の方法により修得する単位数は、修業年限が2年の短期大学にあつては30単位、修業年限が3年の短期大学にあつては46単

位（第 19 条の規定により卒業の要件として 62 単位以上を修得することとする短期大学にあつては 30 単位）
を超えないものとする。

第6章 卒 業

1. 卒業のための最低必要条件

卒業の認定について、学校教育法施行規則は次のとおり定めている。

○学校教育法施行規則

第67条 学生の入学，退学，転学，留学，休学及び卒業は，教授会の議を経て，学長が，これを定める。

これまで短期大学卒業者に対しては称号がなかったが，平成4年度から「準学士」という称号が創設された。また，この条・項は，附則（平成3年4月2日法律第25号抄）により過去の卒業者についても適用されることとなった。

その後，平成17年に学校教育法の一部改正があり，平成17年10月1日から短期大学卒業者にも，「短期大学士」の学位を授与することができることになった。

○学校教育法

第68条の2（略）

短期大学は，文部科学大臣の定めるところにより，短期大学を卒業した者に対し短期大学士の学位を授与するものとする。

附則（平成17年7月15日法律 第83号）

1 （略）

2 （略）

（短期大学士の学位に関する経過措置）

3 この法律による改正前の学校教育法第69条の2第7項の規定による準学士の称号は，この法律による改正後の学校教育法第68条の2第3項の規定による短期大学士の学位とみなす。

また，卒業の要件については，短期大学設置基準に次の定めがある。第3章の「教育課程と履修登録」でも関係条文としてとりあげたが，ここに改めて掲げる。

○短期大学設置基準

（卒業の要件）

第18条 修業年限が2年の短期大学の卒業の要件は，短期大学に2年以上在学し，62単位以上を修得することとする。

- 2 修業年限が3年の短期大学の卒業の要件は、短期大学に3年以上在学し、93単位以上を修得することとする。
- 3 (略)

(卒業の要件の特例)

第19条 夜間において授業を行う学科その他授業を行う時間について教育上特別の配慮を必要とする学科(以下「夜間学科等」という。)に係る修業年限が3年の短期大学の卒業の要件は、前条第2項の規定にかかわらず、短期大学に3年以上在学し、62単位以上を修得することとすることができる。

2. 卒業要件単位数の上限

卒業要件単位数の上限については、次のように考えられる。

短期大学の卒業要件は62単位以上を修得することとされているが、卒業要件単位は何単位まで増加できるか、卒業要件単位の上限については設置基準上規定されていないが、単位制の建前からいっておのずから限界がある。学習時間との関係から問題があろう。すなわち講義、演習、実験・実習の別にかかわらず1単位は教室外の学習時間を含めて45時間と定められており、教室内の学習時間が余りに過密になれば自学自習の余裕がなくなり設置基準で定める単位制の趣旨に沿わないことになる。

各短期大学で具体的な卒業要件単位を定める場合には、教育目標とともに、設置基準にのっとって適切な自学自習の時間が確保されるよう慎重を期すことが望ましい。通常は2年制短期大学の場合にはおおむね8単位、3年制の場合には、おおむね12単位までを増加単位の限度とするのが適当であろう。

3. 卒業の期日

卒業の認定は学長が行うこととされているが(学校教育法施行規則第67条)、その認定の効果が発生する日は、通常、卒業証書の日付と考えられる。また、学籍簿に記入するのもこの日であるといえる。卒業期日をいつにするかについては、原則として3月31日となるが、各短期大学の事情によってある程度早めても差し支えないと考えられる(「第2章2. 学籍の記録(2)卒業」参照)。

4. 学年途中での卒業認定

学校教育法施行規則第72条は次のとおりとなっている。

○学校教育法施行規則

第72条 第28条及び第44条の規定は、大学に、これを準用する。

2 大学は、前項において準用する第44条に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させ及び卒業させることができる。

すなわち、留学生や帰国子女の場合は、学年の途中であっても、学期始めでの入学や学期末での卒業を認めることができる。なお、これを行う場合は、学則にその旨を規定する必要がある。また、通年科目が多いカリキュラムの時はこの面での対応を考えておかなければならない。

5. 大学評価・学位授与機構による学位の授与

大学評価・学位授与機構は、国立学校設置法（昭和24年法律第150号）に基づき平成3年7月1日に学位授与機構が設置され、平成12年4月1日から大学評価・学位授与機構と改められた国の機関であった。

その後、高等教育改革の一環として、独立行政法人大学評価・学位授与機構法及び独立行政法人通則法の定めるところにより、平成15年10月1日に名称を独立行政法人大学評価・学位授与機構とする独立行政法人となった。

この機構の業務は、次の5点である。

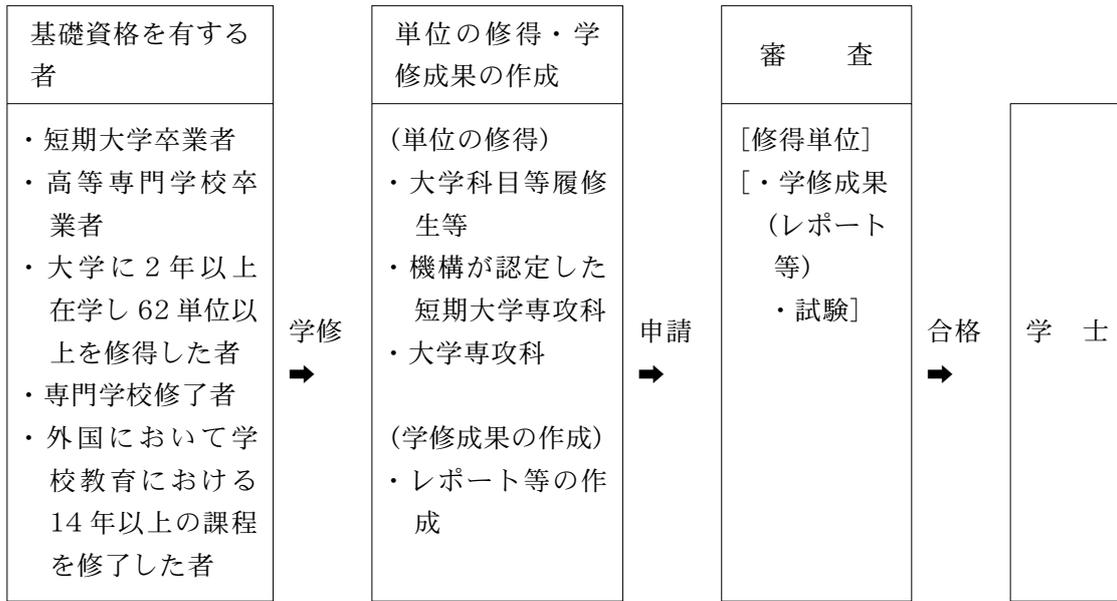
- 1 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。
- 2 学校教育法の規定により、学位を授与すること。
- 3 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。
- 4 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。
- 5 1から4までの業務に附帯する業務を行うこと。

上記業務のうち、学位の授与に関する概要は、以下のとおりである。（大学等の評価に関しては、「Ⅲ運営編・第4章大学評価」で後述する。）

機構の行う学位の授与には次の2種類がある。

- ① 短期大学・高等専門学校卒業生及び専門学校修了者（専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第82条の10の規定により大学に編入学することができるもの。）等が大学等において更に一定の学修を行った場合の学士の学位の授与。
- ② 大学評価・学位授与機構の認定する教育施設の課程の修了者に対する学士、修士、博士の学位の授与。

①の場合の学位の流れ（②は省略）



○学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規程（平成4年1月14日規程第5号，平成11年1月12日，平成12年12月27日改正）

（趣旨）

第1条 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第6条第1項の規定に基づき，大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が行う学士の学位の授与については，この規程の定めるところによる。

（学士の学位授与の要件）

第2条 学士の学位は，次の各号の1に該当する者（大学（短期大学を除く。以下同じ。）に在学する者を除く。）で，機構の行う修得単位及び学修成果（専攻に係る特定の課題についての学修の成果をいう。以下同じ。）についての審査並びに試験に合格した者に授与するものとする。ただし，機構が適当と認めるときは，試験を行わないことができる。

- (1) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (2) 大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者
- (3) 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第82条の10の規定により大学に編入学することができるもの
- (4) 外国において学校教育における14年の課程を修了した者
- (5) その他前各号に掲げる者と同等以上の学力がある者として文部科学大臣が定める者

（単位の修得方法等）

第3条 学士の学位の授与を受けようとする者は，前条各号の1に該当した後，次の各号に定めるところにより単位を修得しなければならない。

- (1) 2年以上にわたって，大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条の規定による単位等大学に

における単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち機構が認定したものにおける学修その他文部科学大臣が定める学修を行い、62単位以上を修得すること。ただし、前条各号に掲げる者のうち、修業年限3年の短期大学（短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第19条に規定する短期大学を除く。）を卒業した者並びに修業年限3年以上で課程の修了に必要な総授業時数が2,550時間以上の専修学校の専門課程を修了した者又はこれと同等以上と機構が認める者の場合にあっては、1年以上にわたって、31単位以上を修得すること。

(2) 単位の修得に当たっては、専攻に係る専門の学芸を体系的に履修するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮して履修すること。

(3) 前号の専攻に係る単位数は、第1号により修得する単位数のうち専攻に係るものと、前条各号に掲げる短期大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程等において修得した単位数のうち専攻に係るものとを合わせて、62単位以上となるよう修得すること。この場合において、単位の修得は、専攻に係る一般的包括的な内容を含む授業科目及び専門的な内容を含む授業科目にわたって、専攻に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技によるものを適切に含めて行うこと。

2 専攻分野により、学士の学位の授与を受けようとする場合の単位の修得方法等が前項の規定によることが適当でないと機構が認めるときは、単位の修得方法等を別に定めることができる。

（学士の学位授与の申請）

第4条 第2条の規定により学士の学位の授与を受けようとする者は、機構が別に定めるところにより、学位授与申請書に次の各号に掲げる書類等及び学位審査手数料21,000円を添え、4月又は10月の機構が別に定める期間に大学評価・学位授与機構長（以下「機構長」という。）に申請するものとする。

(1) 第2条各号の1に該当する者である旨の学（校）長の発行する証明書

(2) 単位修得状況等申告書及び学（校）長の発行する単位修得証明書

(3) 学修成果

2 機構長は、審査のため必要があるときは、前項に掲げる書類等以外の書類を提出させることができる。

3 受理した学位授与申請書等の書類及び学位審査手数料はいかなる理由があっても返還しない。

（審査の付託）

第5条 前条の規定により学士の学位授与の申請があったときは、機構長は、審査会に学位授与の可否について審査を付託するものとする。

（学士の学位授与の審査）

第6条 前条の規定により審査の付託があったときは、審査会は、申請者に係る修得単位及び学修成果についての審査並びに試験を行わせるべき専門委員会を指定し、当該専門委員会に審査及び試験を付託する。

2 前項の試験は、小論文又は面接により行う。

3 専門委員会は、第1項の審査及び試験が終了したときは、その結果を審査会に文書により報告する。

4 審査会は、前項の報告に基づいて学士の学位授与の可否について審査し、その結果を機構長に文書により

報告する。

(学士の学位の授与)

第7条 機構長は、前条第4項の審査会の報告に基づき、学士の学位授与の申請があったときから6月以内に、学士の学位を授与すべき者には別記様式〔省略〕による学位記を授与し、学士の学位を授与しない者にはその旨を通知するものとする。

以下、第8条 (専攻分野の名称) (略)

第9条 (学位の名称) (略)

第10条 (学位授与の取消し) (略)

第11条 (その他) (略)

II 教員・職員編

第1章 教 員

1. 種類と職務

(1) 種類

A. 必ず置かなければならない教員と置くことができる教員

学校教育法第58条第1項に「大学には学長，教授，准教授，助教，助手及び事務職員を置かなければならない。」，第2項に「大学には，前項のほか，副学長，学部長，講師，技術職員その他必要な職員を置くことができる。」とあるので，短期大学の教員は，①必ず置かなければならない教員と，②置くことができる教員とに分けられる。

①の教員として，教授，准教授，助教，助手がある。②の教員として，講師がある。したがって，講師は必ずしも置かなくてもよいことになるが，実際にはどの短期大学でも置かれているところである。

なお，教員の種類とは別であるが「名誉教授」がある。これは，学校教育法第68条の3に「大学は，当該大学に学長，副学長，学部長，教授，准教授又は講師として勤務した者であって，教育上又は学術上特に功績のあった者に対し，当該大学の定めるところにより，名誉教授の称号を授与することができる。」の規定があり，この規定は短期大学にも準用されるので，各短期大学でそれぞれ規程を定めて称号を授与することができることになっている。名誉教授の称号は，該当する教員に対して，定年等退職時に授与されるのが通例である。

B. 専任教員と兼任教員

短期大学設置基準第20条の2第1項に「短期大学は，教育上主要と認められる授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に，主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授，准教授，講師又は助教に担当するものとする。」，第2項に「短期大学は，演習，実験，実習又は実技を伴う授業科目については，なるべく助手に補助させるものとする。」という規定があり，主要授業科目の担当に関しては専任教員，兼任教員の区別がなされている。

専任教員とは当該短期大学での勤務を本務としている教員をいい，兼任教員とは他に本務をもつ教員をいう。兼任教員は一般に非常勤教員又は非常勤講師と呼ばれている。

C. 兼任教員

教員の区別には専任，兼任の他に兼担がある。兼任教員の定義は，「大学の設置等の認可申請書その他の書類の様式及び提出部数」（平成15年3月31日文部省告示第54号）の様式第3号の（注）4に規定されている。以下は，その引用である。

注 4. 「専任・兼担・兼任の別」の欄については、当該大学の専任の教員が 2 以上の学部の学科、短期大学の学科若しくは大学院の専攻にわたり授業を行う場合には、1 の学科等に限り専任とし、その他は兼担とすること。なお、「専任」の場合にあつては、「専」を記入すること。

上記の規定に明らかなように、専任の教員が 2 つ以上の学科等にわたって授業を担当する場合には 1 つの学科等に限って「専任」の扱いとし、その他は「兼担」の扱いとなる。なお、短期大学の専任教員が併設の大学の授業を担当する場合は、大学の「兼任」教員として扱うことになる。

(2) 職務

A. 学校教育法の規定による教員等の組織

学校教育法第 58 条第 3 項から第 9 項によれば、第 1 項及び第 2 項で分類された教員等の職務は次のとおりである。

- ① 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- ② 副学長は、学長の職務を助ける。
- ③ 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。
- ④ 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有するものであって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- ⑤ 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有するものであって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- ⑥ 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有するものであって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- ⑦ 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- ⑧ 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

B. 授業科目の担当

学長、副学長を除く教員の職務内容は具体的に短期大学設置基準第 20 条の 2 第 1 項に「短期大学は、教育上主要と認められる授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教に担当させるものとする。」、第 2 項に「短期大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。」という規定している。

したがって、すべての授業科目の担当は、教員の主要な職務であるが、主要授業科目については原則として専任者が、それ以外の授業科目についてもなるべく専任者が担当することとなっているが、やむを得ない場合は兼担又は兼任者が担当することになる。

助手については、前記第 2 項に規定されているように、教授、准教授、講師又は助教等の担当

する演習，実験，実習又は実技を補助するのが主な職務ということになる。

C. 授業を担当しない教員の職務

短期大学設置基準第21条は「短期大学には、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができる。」となっており、授業を担当しない教員というものがある。授業を担当しない教員にあたるのは、大学附属の研究所の研究職員、学生の厚生補導をもつばら担当する教員、図書館長等が考えられる。

D. 学長の資格

短期大学設置基準第22条の2に、「学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者とする。」とある。

学長の資格については、従来「大学設置審査基準要項細則」に示されていたが、同細則が廃止されたのに伴い、上記のように短期大学設置基準中に規定されることになった。

従来細則には「学長は大学における教育、研究の経験者であることが望ましい」との文言があるように、学長は大学人が望まれていたが、短期大学設置基準の条文は、大学人のみならず企業人が学長となることを念頭に置いたものといえる。

E. 副学長の職務

教員の職務としてではないが、副学長の職務として文部次官通達に副学長の設置とその職務について述べているので引用する。

○国立学校設置法等の一部を改正する法律の施行について（昭和48年10月5日文大大第434号）

第1の③ 副学長の設置（学校教育法第58条の改正）

(1) 大学に、その運営を円滑かつ適切に遂行するため、必要に応じ、学長の職務を助けることを任務とする副学長を置きうることとされた。

(2) 副学長は、学長・教授等と異なりすべての大学に必ず置かなければならない職ではなく、大学の運営上の必要性を勘案し、各大学の判断に基づき置くことができるものであり、また、その数についても1人に限らず必要数置くことができるものである。

(3) 副学長の職務は、「学長の職務を助ける」こととされているが（同条第4項）、その具体的な職務内容については各大学の学内規程等によって定められるところによる。

また、副学長はその職務の内容から学長・教授等とならぶ独立の職として置かれるものであり、原則として専任者をもって充てる職であるが、特別の事情のある場合には他の職にあるものを充てることもさしつかえない。（以下略）

したがって、具体的な職務内容については各大学の学内規程等によって定められることになる。

2. 教員数

(1) 設置基準上の規定

短期大学設置基準第 22 条に「専任教員の数は、別表第 1 に定める教授，准教授，講師又は助教の数以上とする。」と規定されているが，兼任教員の数の規定はない。これは，主要科目について必要な専任教員が確保されれば，兼任教員については特に制限する必要はないという考えからである。しかし，このことは兼任教員の数や担当時間数を無制限に増やして良いというわけではない。教育課程編成上兼任教員の担当する授業時間の割合が多くなりすぎることは教育上好ましくないと考えられる。

また，短期大学設置基準附則第 5 項は，「昭和 61 年度から平成 4 年度までの間に期間（昭和 61 年度から平成 11 年度までの間の年度間に限る。）を付して入学定員を増加する短期大学の専任教員数については，第 22 条の規定により算定し，当該入学定員の増加に伴い必要とされる専任教員数が増加することとなるときは，当該増加することとなる専任教員数は，教育に支障のない限度において，兼任の教員をもって充てることができるものとする。」となっていて，いわゆる期間を付して入学定員を増加する場合には，第 22 条の専任教員数の規定充足数のままで，兼任教員数を増やすことによってまかなうことができるとしている。

「教育に支障のない限度」とは何かについては昭和 59 年 9 月 7 日大学設置審議会決定「期間を付して収容定員を増加する場合に関する取扱方針」の 2 の・の注に規定している。つまり，「設置基準の附則に規定する『教育に支障のない限度』の取扱いについては，当該増加することとなる専任教員数の全部又は一部について，兼任の教員をもって充てた場合において，期間を付して入学定員を増加しようとする学科・専攻（以下「学科等」という。）における兼任の教員全員の担当する授業時間の合計数が，当該学科等の全授業時間数のおおむね 2 分の 1 を超えないことになるものであるときは，原則として，教育に支障がないものと認めるものとする。また，小規模な学科等については，前記の兼任教員の担当する授業時間数の割合により，教育に支障がないと認められるかどうかを判定するにあたっては，弾力的に取扱うことができるものとする。」とある。

この取扱方針は，いわゆる臨時定員増の方針であるが，兼任教員数についてはかなり弾力的な取扱いになっていることがうかがえる。

いずれにしても，短期大学設置基準には兼任教員数についての明確な規定はないので，短期大学設置に必要な専任教員数が問題になる。専任教員数については短期大学設置基準第 22 条に規定があり，その具体的な数については別表第一のイとロの表に明示されている。

短期大学設置基準別表第一のイの表，備考及びロの表，備考は次のとおりである。

○短期大学設置基準別表第一（第 22 条関係）

イ 学科の種類及び規模に応じ定める専任教員数

学科の属する分野の区分	一学科の入学定員	同一分野に属する学科が一学科の場合の教員数	同一分野に属する学科を二以上置く場合の一学科の教員数	一学科の入学定員	同一分野に属する学科が一学科の場合の教員数	同一分野に属する学科を二以上置く場合の一学科の教員数	一学科の入学定員	同一分野に属する学科が一学科の場合の教員数	同一分野に属する学科を二以上置く場合の一学科の教員数
文学関係	100人まで	5	4	101人～200人	7	6			
教育学・保育学関係	50人まで	6	4	51人～100人	8	6	101人～150人	10	8
法学関係	100人まで	7	4	101人～150人	7	4	151人～200人	9	6
経済学関係	100人まで	7	4	101人～150人	7	4	151人～200人	9	6
社会学・社会福祉学関係	100人まで	7	4	101人～150人	7	4	151人～200人	9	6
理学関係	100人まで	7	4	101人～150人	9	6			
工学関係	100人まで	7	4	101人～150人	9	6			
農学関係	100人まで	7	4	101人～150人	9	6			
家政関係	100人まで	5	4	101人～200人	7	6			
美術関係	50人まで	5	3	51人～100人	7	4	101人～150人	8	5
音楽関係	50人まで	5	5	51人～100人	7	7	101人～150人	8	8
体育関係	50人まで	6	4	51人～100人	8	6	101人～150人	9	7
保健衛生学関係 (看護学関係)	100人まで	7	—	101人～150人	9	—			
保健衛生学関係 (看護学関係を除く。)	100人まで	7	4	101人～150人	9	6			

備考

- この表に定める教員数の3割以上は教授とする（口の表において同じ。）。
- この表に定める教員数には、第21条の授業を担当しない教員を含まないものとする（口の表において同じ。）。
- この表の入学定員及び教員数は、学科に専攻課程を置く場合については、専攻課程の入学定員及び教員数とする。
- 入学定員が、この表に定める数を超える場合には、文学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福

祉学関係及び家政関係にあつては、同一分野に属する学科が一学科の場合については100人につき1人を、同一分野に属する学科を二以上置く場合については150人につき1人を増加するものとし、教育学・保育学関係、理学関係、工学関係、農学関係、美術関係、体育関係及び保健衛生学関係にあつては、同一分野に属する学科が一学科の場合については50人につき1人を、同一分野に属する学科を二以上置く場合については80人につき1人を増加するものとし、音楽関係にあつては、同一分野に属する学科が一学科の場合及び同一分野に属する学科を二以上置く場合については50人につき1人を、それぞれ増加するものとする。

- 5 第18条第2項の短期大学の学科については、この表に定める教員数（入学定員がこの表に定める数を超える場合には、前号の規定により算定した教員数とする。以下この号において同じ。）にこの表に定める教員数の3割に相当する数を加えたものとする。
- 6 教育課程が同一又は類似の夜間学科等を併せ置く場合の当該夜間学科等の教員数は、この表に定める教員数の3分の1以上とする。ただし、夜間学科等の入学定員が昼間学科等の入学定員を超える場合には、当該夜間学科等の教員数はこの表に定める教員数とし、当該昼間学科等の教員数はこの表に定める教員数の3分の1以上とする（ロの表において同じ。）。
- 7 昼夜開講制を実施する場合は、これに係る学生定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める教員数を減ずることができる（ロの表において同じ。）。
- 8 看護に関する学科において第18条第1項に定める学科と同条第2項に定める学科とを併せ置く場合は、同条第1項に定める学科にあつては、入学定員が100人までの場合は2人を、100人を超える場合は3人を、同条第2項に定める学科にあつては、第4号により算定した教員数から3人を減ずることができる。
- 9 この表に掲げる分野以外の分野に属する学科の教員数については、当該学科の属する分野に類似するこの表に掲げる分野の例によるものとする。ただし、教員養成に関する学科については、免許状の種類に応じ、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に規定する教科及び教職に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な数の教員を置くものとするほか、この表によることが適当でない場合については、別に定める。

ロ 短期大学全体の入学定員に応じ定める専任教員数

入学定員	50人まで	150人まで	250人まで	400人まで	600人まで
教員数	2	3	4	5	6

備考

入学定員が600人を超える場合には、この表に定める教員数に、入学定員200人につき教員1人を加えるものとする。

(2) 通信教育の専任教員数

短期大学通信教育設置基準では、専任教員数について第9条で規定している。

○短期大学通信教育設置基準（昭和57年3月23日文部省令第3号）

（専任教員数）

第9条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第69条の2第6項に規定する通信による教育を行う学科（以下「通信教育学科」という。）における専任教員の数、別表第1により定める教授、准教授、講師又は助教の数以上とする。

2 昼間又は夜間において授業を行う学科が通信教育を併せ行う場合においては、短期大学設置基準第22条の規定による専任教員の数に当該学科が行う通信教育に係る入学定員1,000人につき2人の専任教員を加えたものとする。ただし、当該加える専任教員の数が当該学科における同条の規定による専任教員数の2割に満たない場合には、当該専任教員数の2割の専任教員数を加えたものとする。

3 短期大学は、短期大学設置基準第17条の科目等履修生を前2項の学科の収容定員を超えて相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう前2項の規定による専任教員の数に相当数の専任教員を加えたものとする。

別表第一（第9条関係）

学科の属する分野の区分	一学科の入学定員 2,000人までの場 合の専任教員数	一学科の入学定員 3,000人までの場 合の専任教員数	一学科の入学定員 4,000人までの場 合の専任教員数
文学関係	8	10	12
教育学・保育学関係	8	10	12
法学関係	10	11	13
経済学関係	10	11	13
社会学・社会福祉学関係	10	11	13
理学関係	10	11	13
工学関係	10	11	13
家政関係	8	10	12
美術関係	8	10	12
音楽関係	8	10	12

備考

- この表に定める入学定員及び教員数は、学科に専攻課程を置く場合については、専攻課程の入学定員及び教員数とする。
- この表に定める教員数は3割以上は原則として教授とする。
- 入学定員がこの表に定める数を超える場合には、その超える入学定員に応じて、1,000人につき教員2人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。
- 修業年限3年の短期大学（短期大学設置基準第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学を除く。）の学科については、この表に定める教員数（入学定員がこの表に定める

数を超える場合には、前号の規定により算定した教員数とする。)にこの表に定める教員数の3割に相当する数を加えたものとする。

5 学科又は専攻課程を二以上置く場合にあっては、共通する授業科目を勘案して、それぞれ相当数の教員数を減ずるものとする。

6 この表に掲げる分野以外の分野に属する学科の教員数については、当該学科の属する分野に類似するこの表に掲げる分野の例によるものとする。ただし、これにより難しい場合は別に定める。

3. 資格

(1) 教員資格規定の成立

短期大学は昭和25年に発足した大学であり、長い間いわゆる4年制大学の枠の中で暫定的な位置に置かれてきた後、昭和39年に制度上も恒久化(学校教育法の一部を改正する法律昭和39年法律第110号)をみることとなり、さらに昭和50年「短期大学設置基準」(昭和50年4月28日文部省令第21号)の制定によって従来からの暫定的な“設置基準”からようやく脱皮し、今日の短期大学のよりどころが定まったといえる。

このような歴史的経過から、短期大学の「教員資格」については、従来、昭和24年に出された大学設置審議会決定の基準によってきたが、昭和50年に上記の新しい短期大学設置基準によって4年制大学の教員資格とは一線を画することとなった。すなわち、短期大学の特性として、「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成する。」(学校教育法第69条の2)ことが主な目的であることに適合するような教員資格が整えられたといえよう。

さて、短期大学の教員とは、前述のように、教育及び研究の両面における直接の担当者をいうのであって、教授、准教授、講師又は助教の総称である。

(2) 教員の種別資格規定

○短期大学設置基準

(教授の資格)

第23条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 1 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者
- 2 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- 3 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- 4 芸術上の優れた業績を有すると認められる者及び実際的な技術の修得を主とする分野にあっては実際的な技術に秀でていると認められる者

5 大学（短期大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

6 研究所、試験所、病院等に在職し、研究上の業績を有する者

7 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

（准教授の資格）

第24条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

1 前条各号のいずれかに該当する者

2 大学又は高等専門学校において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者

3 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

4 特定の分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

（講師の資格）

第25条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

1 第23条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者

2 特定の分野について短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

（助教の資格）

第25条の2 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

1 第23条各号又は第24条各号のいずれかに該当する者

2 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

4 特定の分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

（助手の資格）

第26条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

1 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者

2 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

(3) 資格審査

高等教育機関の役割としては、研究機能だけでなく教育機能を有していることが挙げられる。しかし、我が国の大学、短期大学等においては、伝統的に教育機能よりも研究機能が重視される傾向にあり、その教員に対する評価についても、研究業績を中心として行われてきた。しかし、高等教育のユニバーサル化が進み、入学者の学力や価値観が多様化する中、大学、短期大学の教員の教育能力の向上が、今まで以上に求められてきている。

平成12年11月に出された大学審議会答申「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について」の中でも、ファカルティ・ディベロップメントの推進により、教員の教育能力を向上の必要性を指摘するとともに、「大学設置基準等における教員の資格については、教育能力や実践的能力を従来以上に重視する方向で見直す必要がある。大学設置基準等の運用についても、同様の方向で見直すことが必要である。」と述べている。また、各大学、短期大学等における教員の採用選考に際しても、「教員が作成した教科書、教材等、授業科目に関するシラバス案、あるいは模擬授業などにより、対象となる教員の職務内容に応じて、教育能力や実践的能力を具体的に評価することが必要である。」と指摘している。

この答申を受け、平成13年3月、短期大学設置基準が改正された。教員の資格については、従来の「教育研究上の能力があると認められる者」との表現が、上記のように「大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者」に改められ、教育能力重視の方針が明確化された。

短期大学の設置等の認可申請に当たって、認可申請書とともに提出することが求められている「教育研究業績書」は、「著書、学術論文等」、「職務上の実績に関する事項」の他、「教育方法の実践例」「作成した教科書・教材」「当該教員の教育上の能力に関する大学等の評価」等に関する事項を記入する欄が設けられており、こうしたことから、審査に当たっては、教育上の能力を重視されていることをうかがい知ることができる。

(4) 教員の年齢制限

従来、教員の年齢制限については、「大学設置審査基準要項細則」に設置基準上の必要専任教員としてカウントできる年齢の上限を定めていた。

しかし、平成15年3月に短期大学設置基準が改正されたのに伴い、同細則そのものが廃止となったため、上記の年齢制限は撤廃された。ただし、新短期大学設置基準には、年齢構成について、教育研究活動の維持向上及びその活性化の観点から、「特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする」（第20条第3項）との規定が新たに盛り込まれた。

4. 勤務と研究

(1) 勤務

私立学校に勤務する教員は、それぞれの学校法人の定めた就業規則にしたがって勤務することになる。専任教員の中には、短期大学設置基準第21条（授業を担当しない教員）にも明記されているように、いわゆる役職（学長等）についたり、附属施設に勤務したりする場合もあるが、大部分の教員は、短期大学に勤務して学生の教育・指導や研究に従事している。

講師以上の専任教員に対しては、1週間の担当授業時間数を、いわゆる専任担当時間数として、その出勤すべき日数とあわせて、それぞれの大学において規定している例が多い。短期大学によってその規定の内容はさまざまであるが、1週間5コマから6コマと規定している大学が多いようである。また、それらに定められたコマ数は、講義科目、演習科目及び実験・実習・実技科目と大別して、それぞれ別々に時間数を定めている場合もある。

なお、専任教員については、出勤すべき日数についても規定されている例が多く1週間に4日から5日が一般的であるが、各大学がそれぞれ独自に定めている。

教員の職務としては、この他にもクラス担任等としての学生指導の任務があり、これには、教務的履修指導、厚生面を主とした生活指導、就職などの進路指導などがあり、非常に多岐にわたって重要な仕事である。

短期大学によっては、全専任教員がいずれかの課外活動団体（各種クラブ等）の顧問として指導を行うよう規定している例もある。

また、教員は上記のほか、教授会及び各種会議への出席も重要な任務である。多くの短期大学では、全専任教員が教授会傘下の各種委員会のいずれかに所属することで短期大学運営の一翼を担っているというのが実情である。

研究活動、教育活動、ともに短期大学教員として重要な職務であるが、とりわけ教育活動は、学生が質的にも多様化しつつある現状を考えると、その重要性は、いっそう高まってきていると言える。

兼任教員については、特にその勤務を規定した法令はないが、それぞれの短期大学において、兼任教員の担当時間数、勤務日数の上限、給与等を定める規程を設けているところが多い。一般に兼任教員はある特定の分野の授業科目を担当するだけであるので、その時間数は少ないのが普通であり、勤務の内容もおおむね教育の分野に限られている。

なお、勤務と関係の深い定年については、各短期大学が独自に定年に関する規程を定めているが、おおむね65歳~70歳の範囲である。

人間の活動は必ずしも暦年に従うものではないが、肉体的又は頭脳的状况に応じて、適切な定年制と個人差又は必要度等を考慮しての特別措置も明確にしておく必要がある。

また、定年を高く定めておくと人件費の増大を招き経営面での支障もでるおそれがある。そこで

定年は低く押さえ、健康と必要度等を考慮して再雇用するという方法も考えられる。

(2) 研究

学校教育法第 58 条に示されているように、教員は職務として学生の教育と合わせて研究に従事すべきことは明らかである。

各教員の研究領域により、短期大学の研究室等で設備されている機器等を使用しなければ研究が遂行できない場合と、短期大学外においても研究が可能な場合、あるいは、短期大学外で研究をしなければならない場合等さまざまな態様が考えられる。これらの日常の研究活動については、各短期大学において独自の制度を定めて実施しているのが一般的である。そして研究を遂行するための経費についても予算措置を講じているところが多い。

教員の研究に対しては、国の補助金の助成対象にもなっており、また、地方公共団体、私学研修福祉会等さまざまな団体からの独自の研究助成策がとられている。

教員個人を対象にした研究費に関する事務（申請、報告、経理処理等）に関しては、教務部（課）その他の学内事務局が取り扱う場合が多いので、教員との連絡を十分にとる必要がある。

一方、国内外の短期大学又は研究機関などへの、勤務している短期大学を一定期間離れた研究も行われている。その形式も、短期大学（法人理事長、学長）の命令によるもの、本人の申請により許可されたもの等があり、その期間も 1 年又はそれ以上から、6 か月、3 か月、1 か月等さまざまであり、経費も受入れ側によっても異なっている。これら学外研修についても規程を定めておくことが望まれる。特に長期間の学外研修の場合には、その間の授業体制・研修後の一定期間の勤務の義務制など明確にしておく必要がある。また、経費に関しては助成の対象となることは前述のとおりである。

なお、研修に関しては私学研修福祉会を窓口とする次に示すような各種研修がある。

- ① 海外研修 私立大学等経常費補助金特別補助（海外研修派遣）として実施されており、具体的な処理については日本私立学校振興・共済事業団より学校法人あて連絡がある。
- ② 国内研修 専任者で在職 2 年以上の者が対象であり、国内の大学（国公私立大学）又は研究所等の機関で、研修期間は 3 か月から 1 年である。
- ③ 在校研修 専任者で在職 2 年以上の者（個人研修又は共同研修）又は設置認可後 3 年以上の学校（機関）で研修期間は 1 年以内である。
- ④ 研修成果刊行 専任者で在職 2 年以上の者が対象である。

②、③及び④については理事長、学長の推薦を受け、申込書を私学研修福祉会に提出し、審査の上決定されることになっている。

(3) FD（ファカルティ・ディベロップメント）

平成10年の大学審議会の答申では、「各大学は個々の教員の教育内容・方法の改善のため、全学的にあるいは学部・学科全体で、それぞれ大学等の理念・目標や教育内容・方法について組織的な研究・研修（ファカルティ・ディベロップメント）の実施に努めるものとする旨を大学設置基準において明確にすることが必要である。」と述べており、これを受けて、平成12年10月、短期大学設置基準が改正された。

こうした事情を踏まえ、近年、多くの大学・短期大学で、学生による授業評価あるいは公開授業等、より効果的な「教授法」を開発してゆくための組織的な取り組みが行われている。

第2章 職 員

1. 種類と職務

(1) 種類と職務

A. 必ず置かなければならない職員と置くことができる職員

教員の場合と同様に、学校教育法第58条第1項及び第2項によれば、学長、教員を除く職員については、①必ず置かなければならない事務職員と・置くことができる技術職員及びその他の必要な職員に分けられる。

したがって、職員は職種上、事務職員、技術職員及びその他の必要な職員の3種に区分することができる。

B. 事務職員の職務組織

学校教育法の規定に基づく3種の職員のうち、事務職員については短期大学設置基準第29条第3項、第34条及び第35条の規定によって職務上次の3種に分けられる。

- ① 図書館の専任職員（専門職員を含む。）（第29条第3項）
- ② 事務処理のための組織（事務局等）の専任職員（第34条）
- ③ 学生の厚生補導を行うための組織（学生部等）の専任職員（第35条）

教員の場合と異なり、すべて専任の職員となっている。参考のため上記設置基準の条文を掲げると次のとおりである。

○短期大学設置基準

（図書等の資料及び図書館）

第29条 3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。

（事務組織）

第34条 短期大学には、その事務を処理するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。

（厚生補導の組織）

第35条 短期大学には、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。

第29条第3項の専門的職員とは、司書のような専門的資格を有する職員のことをいう。第34条関係の事務組織としては、教務部（課）、学務部（課）のような名称の組織が多い。また、第35条関係の組織としては、学生部（課）、就職部（課）と学生補導部（課）などの名称が多いようである。

C. 技術職員，その他の必要な職員

前述の「大学の設置等の認可申請に係る書類の様式及び提出部数」の様式第2号「大学等の概要を記載した書類」の「教員以外の職員の概要」欄が事務職員，技術職員，図書館専門職員，その他の職員となっている。記載事項の（注）3に「『図書館専門職員』とは，図書館の機能を十分発揮させるために必要な専門的職員その他の職員をいい，『その他の職員』とは，守衛，自動車運転手，作業員等の技能労務職員をいう。」となっている。

D. 職務の系統による分類

毎年文部科学省から各短期大学に依頼される「学校基本調査」の「学生教職員等状況票」の裏面の「記入上の注意」の6の職員数という項目に職員が職務の系統によって分類されており，その具体的内容がかなり明確になるので次に示す。

○「学校基本調査」の「学生教職員等状況票」の裏面の「記入上の注意」

事務系 庶務，会計，人事等の事務に従事している者をいい，学部，研究室等に勤務していても事務に従事している者は，この欄に記入する。図書職員で司書職務に従事している者も含める。

技術技能系 技術，技能に関する職務に従事している者（機器の運転操作及びこれらに準ずる業務に従事している者で建築技術者，電気技術者，自動車運転手，工具，電話交換手等）の数を記入する。

医療系 学生の健康管理の業務に従事している医師（教員は除く），看護師，准看護師，助産師，薬剤師，栄養士並びに附属病院等に勤務する前記の職務に従事する者及びマッサージ，はり，あん摩，診療放射線技師，歯科衛生士，歯科技工士等の数を記入する。

教務系 学生の実験，実習，実技若しくは演習の指導をしている者などで，教員でない者の数を記入する。したがって，実際の職務内容は助手又はこれに準ずる者で助手として発令されていない者の数を記入する。なお，教務課などで事務に従事している者は，「事務系」欄に記入する。

その他 前記以外の者で，守衛，巡視，用務員，労務作業員，調理師等の業務に従事している者等の数を記入する。

[医療系のうち（再掲）]

看護師 この欄は，「医療系」に記入された者のうち，看護師又は准看護師の免許を有し，かつ，看護師としての職務に従事している者の数を，「学生の健康管理」に従事する看護師と，「附属病院」（短期大学には該当がない。）に勤務する看護師とに分けて記入する。

学生の健康管理 学生診療所等に勤務する看護師の数を記入する。

附属病院 附属病院（国立大学の附置研究所に設置されている病院を含む。）に勤務する看護師の数を記入する。

以上の引用によれば，いわゆる教務部（課）の職員は「事務系」であり，「教務系」ではないこ

とに注意する必要がある。

E. 「私立大学等経常費補助金配分基準」による分類

日本私立学校振興・共済事業団発行の表題の手引書の「補助金算定の基礎となる専任職員の認定基準（平成 16 年度）」に職務内容による分類があるので引用する。

○補助金算定の基礎となる専任職員の認定基準（平成 17 年度）

Ⅲ 勤務関係

当該学校法人本部又は私立大学等に所属している者で、次の各号のすべてに該当する者であること

- (1) 当該私立大学等に係る職務に従事している者であること
- (2) 職務内容が主として下記の範囲に属している者であること

記

1. 事 務

- (1) 庶務、会計等の事務に従事している者（教室、研究室等で事務系の事務に従事している者を含む。）。
- (2) 図書館で、司書・司書補のように司書的事務に従事している者。
- (3) 建築技師、電気技師等で、技術に関する企画、管理的事務に従事している者。
- (4) 授業時間割表の編成、学籍簿、成績簿の作成、管理等の教務関係事務に従事している者。

2. 教 務

- (1) 学生の実験、実習、実技、演習等を直接担当し、又は補助する業務に従事している者。
- (2) 教室、研究室等における資料の整理、実験の補助等教育研究の補助的事務に従事している者。

3. 厚生補導

- (1) 学生のオリエンテーション、課外教育、適応相談、奨学、援護、厚生福祉、保健、職業指導、学寮又は学生会館の運営その他学生の厚生補導の事務に従事している者。
- (2) 学生の健康管理に従事している医師、看護師等。

4. 技術・技能

- (1) 建築技師、電気技師、自動車運転手、ボイラーマン、工員、電話交換手等の機器の運転操作及びこれらに準ずる業務に従事している者。
- (2) コンピュータのシステムエンジニアリング又はプログラミングに従事している者。

以上の分類によっても、教務部（課）の職員は、「1. 事務」の（4）に該当することになり、「2. 教務」の（1）と（2）には該当しないことになる。この分類によっても技術と技能は分けられないので「技術職員」だけを分離することは困難である。このことより、各種申請・調査書類の提出の際は関係当局に問い合わせをすることになるのであろう。

(2) 専任職員の人数

職員の数については、学校教育法、短期大学設置基準には規定がなく、参考例としては、「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」（昭和50年3月24日文科省告示第32号）がある。これは、経営に必要な経常経費の算出に適用する数字であるが、それによると、専任職員数は短期大学設置基準に定める専任教員数の5分の3という表記がみられる。

2. 勤務と研修

(1) 勤務

職員についても、前述の教員と同様、各学校法人の就業規則に従って勤務しなければならないことは勿論である。

教務関係部局の職員についても、他の事務局関係部局の職員と勤務に関しての著しい相違はないが、その事務の性質上、学年（学期）始めや学年（学期）末には、学生の履修指導、学内試験関係の事務量が增加する時期であり、繁忙期となる。これに対して、学生の休業中は比較的事務量は減少する。このように年間の事務量は時期により一定ではないので、比較的事務量の少ない時期に繁忙期のための準備等しておくように配慮することが必要である。

直接学生と接触する担当者は、学生の履修等に関して重要な役割を演じており、その事務内容を十分理解しておくことが肝要であり、学生との対応が少なくなる休業期間に学生に関する基本的な資料を整備するなどしておくことが、その後の学生の指導を円滑にするために有効である。

教員との連絡等についても、その結果が学生の教育に影響を及ぼすことになる場合もあるので、これらの人間関係を良好に保つ必要がある。特に、授業実施の状況を把握しておくことは重要であり、このためには次のような事項を整理して置くことが必要である。

- ① 休講の際の願又は届の提出及び補講の確認
- ② 他大学等への出講など学外業務についての確認
- ③ 学会出席、調査等のための出張又は旅行

なお、以上の事項については、出退勤管理という面からも庶務課等と連携の上、事前に願又は届を提出し、許可又は承認するという形式をとるようにするのがよいと考えられる。

(2) 研修

教務関係事務の効率化等に関してはたえず各人が自己研修すべきであるが、これらの問題に関して、私学研修福祉会主催、日本私立短期大学協会実施の“教務担当者研修会”その他学外の諸団体に催される研修会等に進んで出席し、向上を図ることが必要である。このためには、不在の場合の事務処理など課内における連携を密にしておくことが必要であり、また、短期大学においても、これら研修会参加のための経費等について予め予算措置を講じておくなどのことが望まれる。

また、研修に関しては、前述の教員の場合と同様に私学研修福祉会による研修員の募集が実施されている。内容等は教員についてのもと同様である。

(3) SD（スタッフ・ディベロップメント）

大学運営を組織的に行うために教員と事務職員の機能分担と連携協力が不可欠であり、教員組織がFDに積極的に取り組んでいる中、事務職員の資質開発、すなわちSD（スタッフ・ディベロップメント）の重要性も指摘されるようになった。

事務職員は、アドミニストレーター（大学行政管理職員）として、大学の運営に係る意思決定過程に積極的に参加し得る能力が、いっそう求められている。

第3章 教授会等

1. 教授会

短期大学には、学校運営上の重要事項を審議するために、教授会を置かなければならないことになっており(学校教育法第59条第1項)、教授会は学長及び専任教授をもって組織されるが、准教授、その他の職員を加えることができるようになっている(同条第2項)。

教授会の構成に関しては、審議事項によって異なる場合も考えられるが、これらの点に関しては、予め規程を定めておく必要がある。

○学校教育法

第59条 大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。

② 教授会の組織には、准教授、その他の職員を加えることができる。

教授会の運営については、前述の構成のほか、教授会の招集、定足数、議長、審議事項、議決などについての規程を整備しておく必要がある。これらのうち、学則に規定するもの及び教授会規程として整備するものに分けておくのが適当であろう。一般に、学則では、教授会の設置、その構成及び審議する事項等を規定し、その他は教授会規程として整備しているのが通例のようである。

教授会の事務を取り扱う部署は、一般に教務部(課)であることが多く、この場合、会場の準備、資料の作成及び配布、議事録の作成及び保管等を行うことが必要である。このため、教授会の開催に当たっては、教務部(課)長又は担当責任者は文書等をもって、教授会の開催日時、場所、議題等を教授会構成員に通知し、出席者の確認をする必要がある。

教務部(課)長が教授会の構成員でない場合でも、教授会に出席することが教授会の意向を理解することになり、円滑な学校運営に有効であると考えられる。

教授会を公開とするか否かは教授会が自主的に決すべき事項であって、審議事項によって非公開とする場合がある。

教授会は、民主的な審議機関として大学等の教育研究活動及び管理運営に関して重要な役割を果たしてきた。しかし一方では、教授会そのものが、その「自治」の名の下に、急速な社会の変化に対応した改革の推進にとって障害となっている、との指摘もある。社会の変化に迅速に対応し、その社会的責務を果たしてゆくためにも、大学、短期大学等における意思決定に際しての教授会のあり方、役割を再検討することが望まれる。

2. 代議員会等

こうした事情を背景として、平成7年9月18日、大学審議会答申「大学運営の円滑化」が出され、これを受けて、学校教育法施行規則第66条の教授会に関する条文を改正し（平成7年12月26日文部省令第26号）、教授会運営の一層の充実を図るため、教授会は代議員会等を置くことができ、代議員会等の決議をもって教授会の議決とすることができることを、制度上明らかにした。

教授会は、その定めるところにより、教授会に属する職員のうち一部の者をもって構成される代議員会等（代議員会、専門委員会等）を置くことができ、また、この代議員会等の議決を持って、教授会の議決とすることができるようになった。ただし、教授会に代えて代議員会等を設けることはできず、代議員会を設置した場合でも、代議員会にかかわる事項は学内規程等において明確にしておくことが必要であり、代議員会の審議事項についても教授会が最終的な権限と責任を有しているのである。

○学校教育法施行規則

第66条の2 教授会は、その定めるところにより、教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等（次項において「代議員会等」という。）を置くことができる。

② 教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって教授会の議決とすることができる。

3. 各種委員会

教授会には、各種委員会を設けることが多い。委員会には常設、臨時及び特別委員会等がある。委員会の性格として、教授会の議題に関し予め審議検討するものと、教授会より権限を委譲され、その決定事項等を執行するものがあるが、いずれの場合も、目的、審議事項及び運営等についての規程を作成して置く必要がある。

各種委員会の事務を所管する部署は、各短期大学によってさまざまであるが、教務部（課）に関係すると思われるものには教務委員会等がある。教務委員会は、普通教務部（課）長と教授会代表委員とで構成されるが、さらに教務事務職員が加わる場合もある。

教務委員会の取り扱う事項は、およそ次のような事項が考えられる。

- ① 学科に関する事項
- ② 教育課程に関する事項
- ③ 試験に関する事項
- ④ 学籍の異動に関する事項
- ⑤ その他

その他の委員会としては、次のようなものが設けられている。

- ① 入学者選抜委員会（入試委員会）
- ② 教職課程委員会（及びその他資格取得に関する委員会）

- ③ 海外（国際）交流委員会
- ④ 広報委員会
- ⑤ 学生委員会
- ⑥ 保健委員会
- ⑦ 紀要・論集編集委員会
- ⑧ 教員資格審査委員会（人事委員会）
- ⑨ 自己点検評価委員会
- ⑩ その他（予算委員会，図書委員会，視聴覚教育委員会，安全委員会等）

編 宮 運 Ⅲ

第1章 学科・専攻

1. 短期大学の成立と学科・専攻課程の概念

短期大学は、大学（学校教育法第52条）の特例として、その目的の一部を「職業又は实际生活に必要な能力を育成すること」（同法第69条の2）とした大学で、第1次的な教育研究組織として学科を置くこととなっている（同法第69条の2第5項）。

短期大学は、昭和22年の新学制制定で教員組織や施設・設備等が不十分で新制大学に転換できなかった専門学校などを対象に当時の教育刷新委員会が暫定的な処置として、短期大学と称する2年制又は3年制の大学を設けることを昭和24年1月に決定し、同年に学校教育法を改正して翌25年4月から暫定的な制度として発足した。短期大学に学部や大学院を置かない理由はこうした成立の由来が大きく影響しているものと思われる。

短期大学の「学科」は第1次組織であるため、第2次組織となる大学の「学科」とでは、その性格が必ずしも同じとはいえない。

すなわち短期大学設置基準第3条では、「①学科は、教育研究上の必要に応じ組織されるものであって、教員組織その他が学科として適当な規模内容をもつと認められるものとする。・学科には、教育上特に必要があるときは、専攻課程を置くことができる。」と、短期大学における学科の位置付けと性格を明らかにしている。

これに対して大学の「学科」は学部の中に設けられ、学部内のそれぞれの専攻分野を教育研究に必要な組織を備えたものとされている。なお、平成3年6月の大学設置基準の改正で学科に「専攻課程」を置く規定は廃止された。

短期大学の専攻課程は、「学科」の中に設けられる組織であるので当該学科の専門分野を超えた設置はできない。

したがって、「専攻課程」は、「○○学科□□専攻、△△専攻」のように呼称されている。

2. 学科・専攻課程の設置

短期大学及び短期大学の学科を設置する際は、学校教育法第4条の規定により、原則として、文部科学大臣の認可を受けなければならないと定められている。ただし、同条第2項で、短期大学の学科については、既設学科の分野の変更を伴わない場合に限り、文部科学大臣の認可を必要とせず、あらかじめ届けることにより設置が可能であるとされている。この第2項のただし書きは、平成14年11月の改正により新たに加えられたものである。

既設学科の分野とは異なる分野の学科を新たに設置する場合は、従来どおり認可事項となる。認可申請の際に提出すべき書類については同法施行規則第3条その他に、書類の様式、提出部数及

び提出の時期 については「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則」（平成18年文部科学省令第12号）に、定められている。申請を受けた文部科学大臣は、大学設置・学校法人審議会に諮問し（学校教育法第60条の2及び私立学校法第8条第2項）、その答申を受けて認可することになっている。

また、認可に際しては、短期大学設置基準等で定められている基準を満たしていることが原則であるが、教員組織、校舎等の施設設備については、完成年次まで段階的に整備することが認められている。これについては、平成15年3月の短期大学設置基準改正の際に、第37条として規定されている。段階的整備を行うための条件等については、平成15年文科省告示第52号に定められている。

また、認可に際しては、入学定員超過率も条件に加えられている。すなわち、短期大学の場合、過去2年間（3年制短期大学にあっては過去3年間）の学科ごとの入学定員超過率が1.3倍以上の場合には設置は認められない。ただし、平成19年度までの開設にかかる入学定員超過率については経過措置が設けられており、この間は、年度ごとに定められた超過率の範囲内であれば設置が認められる（平成15年文科省告示第45号）。

ところで、学科の新增設の審査に当たっては、特定の分野を除き、従来から原則抑制の方針が採られていたが、大学間の自由な競争により各大学が社会的な需要等に柔軟に対応することができるよう、平成14年11月の学校教育法改正を機に、抑制方針は撤廃されることになった。同時に、工業（工場）等制限区域・準制限区域内の短期大学等の設置等についても、その抑制方針が撤廃された。

こうして学科の設置が、一部届出化され、又は抑制方針が撤廃されるなど、様々な形で自由化されたことにより、いわゆる改組転換（既設の学部・学科等を廃止し、その教員組織、施設設備を基に同種の学部・学科等を新設するもの）の概念は、提出書類が一部省略できること等を除いては、特別な意味あいを失ったことになる。

既に述べたように、学科の設置は原則として認可事項であるが、新設する学科が既設学科の分野の範囲内であれば、届出事項となる。学科の分野の変更に関する基準は、平成15年文科省告示第39号において示されている。同告示に示されている学科の分野のいずれにも該当しない学科を新たに設置する場合で、当該新学科の教員基準数の2分の1以上が、既設の学科から移行する場合には、届出事項になる。

なお、今回の学校教育法改正にともない、各短期大学は、正式な届出に先立って、当該案件が届出事項に該当するか否かについて、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会に、事前に相談することができることとされている。

学科の設置が、届出事項に該当する場合であっても、その内容が短期大学設置基準等の法令に適合していなければいけないことは言うまでもないことであり、仮に届出内容が法令に適合しない場合は、文部科学大臣は、変更命令等を出すことができるものとされている（学校教育法第4条第3項）。

(1) 夜間学科

短期大学は、夜間において授業を行う学科を設けることができる（学校教育法第69条の2第6項）。また、夜間において授業を行う学科のみを置く短期大学の設置も可能である。

夜間の学科を設置する場合は、原則として文部科学大臣の認可を受けなければならないが、既設学科の分野の変更をとまなわない場合には、届出事項となる。

なお、夜間学科とは、もっぱら夜間に授業を行う学科をいい、昼夜開講制の学科における夜間主コースとは別のものである。

(2) 専攻科・別科

短期大学は、専攻科及び別科を設けることができる（学校教育法第57条）。専攻科・別科の設置は届出事項で、届出期限は設置しようとする年度の前年度の12月31日とされている。また、専攻科の入学資格については学校教育法施行規則第70条第2項に、別科の入学資格については学校教育法第56条第1項・第57条第3項に規定されている。

○専攻科、別科の名称に関する申し合せ（昭和29年3月6日大学設置審議会常任委員会）

専攻科、別科は原則として学部又は学科を基礎とし、その名称は次の標準による。

一、専攻科

- 1 ○○大学○○専攻科（○○専攻）
- 2 ○○大学専攻科○○専攻

二、別科

- 1 ○○大学○○別科（○○専攻）
- 2 ○○大学別科○○専攻

○短期大学及び高等専門学校専攻科の認定に関する規程（平成3年12月25日規程第4号、最終改正平成12年4月1日）

（趣旨）

第1条 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第6条第1項に規定する短期大学又は高等専門学校に置かれる専攻科のうち学位授与機構（以下「機構」という。）が定める要件を満たすもの（以下「学位規則第6条第1項に規定する専攻科」という。）の認定については、この規程の定めるところによる。

（専攻科の認定の要件等）

第2条 機構は、短期大学又は高等専門学校に置かれる専攻科で、次の各号に該当すると認められるものを、学位規則第6条第1項に規定する専攻科として認定する。

- 一 教育課程は、大学教育に相当する水準を有するものであること。
 - 二 授業科目は、短期大学又は高等専門学校等の学科等とは別個に設けられていること。
 - 三 授業科目は、原則として専任の教員が担当するものとし、主要な授業科目は教授又は助教授が担当するなど教員が適切に配置されていること。
 - 四 授業科目を担当する教員は、大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）に定める教授、助教授又は講師の資格に相当する資格を有する者であること。
 - 五 学生数等に応じて、専攻科の教育を行うのに必要な教員組織、施設設備等が十分整備されていること。
- 2 前項の認定は、専攻科に置かれる専攻ごとに行うものとする。
- (以下略)

○学校教育法

第 4 条 国立学校、この法律によって設置義務を負う者の設置する学校及び都道府県の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）のほか、学校（高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下全日制の課程という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下定時制の課程という。）及び通信による教育を行う課程（以下通信制の課程という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第 69 条の 2 第 2 項の大学の学科についても同様とする。）の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。

- 1 公立又は私立の大学及び高等専門学校並びに放送大学学園の設置する大学文部科学大臣
 - 2 市町村の設置する高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園都道府県の教育委員会
 - 3 私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園都道府県知事
- ② 前項の規定にかかわらず、同項第 1 号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを要しない。この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。
- 1 大学の学部又は大学院の研究科の設置であって、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの
 - 2 第 69 条の 2 第 2 項の大学の学科の設置であって、当該大学が設置する学科の分野の変更を伴わないもの
 - 3 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第 69 条の 2 第 2 項の大学の学科の廃止
 - 4 前 3 号に掲げるもののほか、政令で定める事項
- ③ 文部科学大臣は、前項の届出があつた場合において、その届出に係る事項が、設備、授業その他の事項に関する法令の規定に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- ④ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の設置する幼稚園については、第 1 項の規定は適用しない。この場合において、当該幼稚園を設置する者は、同項に規定する事項を行おう

とするときは、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

- ⑤ 第2項第1号の学位の種類及び分野の変更並びに同項第2号の学科の分野の変更に関する基準は、文部科学大臣が、これを定める。

○文部科学省告示第39号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第5項及び学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第23条の2第2項の規定に基づき、学位の種類及び分野の変更等に関する基準を次のように定める。

平成15年3月31日

文部科学大臣 遠山 敦子

学位の種類及び分野の変更等に関する基準

(学位の種類及び分野の変更に関する基準)

第1条 大学の学部、学部の学科、大学院の研究科若しくは研究科の専攻の設置又は専攻に係る課程の変更（以下この項において「設置等」という。）であって、学校教育法（以下「法」という。）第4条第2項第1号又は学校教育法施行令（以下「令」という。）第23条の2第1項第1号に該当するものは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する設置等とする。

- 一 設置等の前後において、当該大学が授与する別表第1の上欄に掲げる学位の種類の変更を伴わないこと
 - 二 設置等の前後において、別表第1の上欄に掲げる学位の種類に応じ同表の下欄に掲げる学位の分野の変更を伴わないこと。
- 2 法第52条の大学における通信教育の開設（以下この項において「開設」という。）であって、令第23条の2第1項第3号に該当するものは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する開設とする。

- 一 開設の前後において、当該大学が授与する別表第1の上欄に掲げる学位の種類の変更を伴わないこと
- 二 開設の前後において、別表第1の上欄に掲げる学位の種類に応じ同表の下欄に掲げる学位の分野の変更を伴わないこと

(学科の分野の変更に関する基準)

第2条 短期大学又は高等専門学校等の学科の設置であって、法第4条第2項第2号又は令第23条の2第1項第2号に該当するものは、当該設置の前後において、別表第2の上欄に掲げる学科の種類に応じ同表の下欄に掲げる学科の分野の変更を伴わないものとする。

- 2 短期大学における通信教育の開設であって、令第23条の2第1項第4号に該当するものは、開設の前後において、別表第2短期大学の学科の項の下欄に掲げる分野の変更を伴わないものとする。

附則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

別表第 1

学位の種類	学位の分野
学士，修士及び博士	文学関係，教育学・保育学関係，法学関係，経済学関係，社会学・社会福祉学関係，理学関係，工学関係，農学関係，獣医学関係，医学関係，歯学関係，薬学関係，家政関係，美術関係，音楽関係，体育関係，保健衛生学関係
専門職学位	文学関係，教育学・保育学関係，法学関係（法曹養成関係を除く。），法曹養成関係，経済学関係，社会学・社会福祉学関係，理学関係，工学関係，農学関係，獣医学関係，医学関係，歯学関係，薬学関係，家政関係，美術関係，音楽関係，体育関係，保健衛生学関係
備考	学際領域等右記の区分により難い学位の分野の判定に当たっては，設置等又は開設に係る学部等の教員数（大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）その他の法令の規定に基づき必要とされる教員数をいう。以下同じ。）の半数以上が既設の学部等に所属していた教員で占められる場合に限り，第 1 条第 1 項第 2 号又は第 2 項第 2 号の規定に該当するものとして取り扱う。

別表第 2

学位の種類	学科の分野
短期大学の学科	文学関係，教育学・保育学関係，法学関係，経済学関係，社会学・社会福祉学関係，理学関係，工学関係，農学関係，家政関係，美術関係，音楽関係，体育関係，保健衛生学関係
高等専門学校の学科	文学関係，教育学・保育学関係，法学関係，経済学関係，社会学・社会福祉学関係，理学関係，工学関係，農学関係，家政関係，美術関係，音楽関係，体育関係，保健衛生学関係
備考	学際領域等右記の区分により難い学科の分野の判定に当たっては，設置又は開設に係る学科の教員数の半数以上が既設の学科に所属していた教員で占められる場合に限り，第 2 条第 1 項又は第 2 項の規定に該当するものとして取り扱う。

○短期大学設置基準

第 37 条 新たに短期大学等を設置する場合の教員組織，校舎等の施設及び設備については，別に定めるところにより，段階的に整備することができる。

○文部科学省告示第 52 号

短期大学設置基準（昭和 50 年文部省令第 21 号）第 37 条の規定に基づき，新たに短期大学等を設置する場

合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について次のように定める。

平成 15 年 3 月 31 日

文部科学大臣 遠山 敦子

- 1 教員組織の段階的な整備については、次の各号に該当する場合において認めるものとする。
 - 一 短期大学全体の整備に係る計画が確立し、かつ、教育研究に支障のない限度において、各年次にわたって行うものであること。
 - 二 各授業科目を開設する年次において当該授業科目の授業を担当する教員を置くことを原則として、次の表の上欄に掲げる各年次においてそれぞれ同表の下欄に掲げる必要とする教員数に占める割合以上の数の教員を置くものであること

年 次	必要とする教員数に占める割合	
	2 年 制	3 年 制
開設時	5 0 %	3 4 %
第 1 年次中	5 0 %	3 3 %
第 2 年次中	—	3 3 %

- 三 整備に係る計画の期間中に、原則として教員が異動しないこと
- 2 校舎等の施設及び設備（以下「校舎等」という。）の段階的な整備については、次の各号に該当する場合において認めるものとする。
 - 一 短期大学全体の整備に係る計画が確立し、かつ、教育研究に支障のない限度において、各年次にわたって行うものであること。
 - 二 各授業科目を開設する年次において当該授業科目に必要な教室を備えることを原則として、次の表の上欄に掲げる各年次においてそれぞれ同表の下欄に掲げる必要とする校舎等の占める割合以上の施設等を置くものであること

年 次	必要とする校舎等に占める割合
開設時まで	6 0 %
第 1 年次中	4 0 %

- 3 文部科学大臣は、短期大学等の設置を認可した後、当該認可時における留意事項、授業科目の開設状況、教員組織の整備状況その他の年次計画の履行状況について報告を求め、必要に応じ、書類、面接又は実地により調査することができるものとする。

附 則

この告示は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

○文部科学省告示第 45 号

○大学，大学院，短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準

(平成 15 年 3 月 31 日)
(文科省告示第 45 号)

最終改正平 18・3・31 告示 51

大学，大学院，短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準

第 1 条 文部科学大臣は，大学，短期大学及び高等専門学校（以下この条及び附則第 2 条において「大学等」という。）並びに大学院に関する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項の認可（設置者の変更及び廃止に係るものを除く。次条第 1 号を除き、以下同じ。）の申請の審査に関しては，法，大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号），高等専門学校設置基準（昭和 36 年文部省令第 23 号），大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号），短期大学設置基準（昭和 50 年文部省令第 21 号），大学通信教育設置基準（昭和 56 年文部省令第 33 号），短期大学通信教育設置基準（昭和 57 年文部省令第 3 号），専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）その他の法令に適合すること及び次に掲げる要件を満たすことを審査の基準とする。

一 大学及び大学院に関する法第 4 条第 1 項の認可の申請を行った者（以下「認可申請者」という。）が設置する大学等における開設前年度から過去 4 年間（修業年限が 6 年の学部にあつては過去 6 年間，短期大学において修業年限が 2 年の学科にあつては過去 2 年間，修業年限が 3 年の学科にあつては過去 3 年間，高等専門学校にあつては過去 5 年間）の入学定員に対する入学者の割合の平均（以下「平均入学定員超過率」という。）が一定値未満（大学にあつては学部単位（学部の学科ごとに修業年限が異なる場合には学科単位）で 1.3 倍未満，短期大学及び高等専門学校にあつては学科単位（学科の専攻課程ごとに修業年限が異なる場合には専攻課程単位）で 1.3 倍未満）であること。

二 医師，歯科医師，獣医師，及び船舶職員の養成に係る大学等の設置又は収容定員増でないこと。

第 2 条 文部科学大臣は，大学，大学院，短期大学及び高等専門学校（以下この条において「大学等」という。）に関する法第 4 条第 1 項の認可の申請を審査する場合において，認可申請者が次の各号のいずれかに該当するときは，当該認可をしないものとする。

一 大学等に関する法第 4 条第 1 項の認可の申請又は同条第 2 項の届出において，偽りその他不正の行為があつた者であつて，当該行為が判明した日から起算して 5 年以内で相当と認める期間を経過していない者

二 認可申請者が設置する大学等について，法第 4 条第 3 項に規定する命令，法第 15 条第 1 項に規定する勸告又は同条第 2 項及び第 3 項に規定する命令（以下この号において「命令等」という。）を受けたにもかかわらず，当該命令等に係る事項の改善が認められない者

三 補助金の交付条件に違反し又は偽りその他不正の手段をもって私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第

61号)の規定に基づく交付を受けたことにより、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条の規定による返還を命ぜられ、その履行を完了していない者

四 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成18年文部科学省令第12号)第13条に規定する設置計画の履行の状況が著しく不相当と認められる大学等を設置する者

附 則

- 1 この告示は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 大学等及び大学院の設置又は収容定員増の認可の申請のうち、平成16年度から平成19年度までの間に開設しようとするものに対する審査についての平均入学定員超過率に係る要件については、平成19年度までの間、第1条第1号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる開設年度の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。

附 則(平18・3・31文科告51)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

開設年度	平均入学定員超過率に係る要件					
	大 学		短期 大学		高等専門学校	
平成十六年度	平均入学定員超過率が一・五〇倍未満であること。	平均入学定員超過率が一・七五倍未満であり、かつ、開設前年度から過去四年間（修業年限が六年の学部）にあっては過去六年間（学部全体の入学者数の平均が三〇〇人未満であること）。	平均入学定員超過率が一・五〇倍未満であること。	平均入学定員超過率が一・七五倍未満であり、かつ、開設前年度から過去二年間（修業年限が三年の学科）にあっては過去三年間（学部全体の入学者数の平均が一五〇人未満であること）。	平均入学定員超過率が一・五〇倍未満であること。	平均入学定員超過率が一・五〇倍未満であること。
平成十七年度	平均入学定員超過率が一・四五倍未満であること。	平均入学定員超過率が一・六四倍未満であり、かつ、開設前年度から過去四年間（修業年限が六年の学部）にあっては過去六年間（学部全体の入学者数の平均が二九〇人未満であること）。	平均入学定員超過率が一・四五倍未満であること。	平均入学定員超過率が一・六四倍未満であり、かつ、開設前年度から過去二年間（修業年限が三年の学科）にあっては過去三年間（学部全体の入学者数の平均が一四五人未満であること）。	平均入学定員超過率が一・四五倍未満であること。	平均入学定員超過率が一・四五倍未満であること。
平成十八年度	平均入学定員超過率が一・四〇倍未満であること。	平均入学定員超過率が一・五三倍未満であり、かつ、開設前年度から過去四年間（修業年限が六年の学部）にあっては過去六年間（学部全体の入学者数の平均が二八〇人未満であること）。	平均入学定員超過率が一・四〇倍未満であること。	平均入学定員超過率が一・五三倍未満であり、かつ、開設前年度から過去二年間（修業年限が三年の学科）にあっては過去三年間（学部全体の入学者数の平均が一四〇人未満であること）。	平均入学定員超過率が一・四〇倍未満であること。	平均入学定員超過率が一・四〇倍未満であること。
平成十九年度	平均入学定員超過率が一・三五倍未満であること。	平均入学定員超過率が一・四二倍未満であり、かつ、開設前年度から過去四年間（修業年限が六年の学部）にあっては過去六年間（学部全体の入学者数の平均が二七〇人未満であること）。	平均入学定員超過率が一・三五倍未満であること。	平均入学定員超過率が一・四二倍未満であり、かつ、開設前年度から過去二年間（修業年限が三年の学科）にあっては過去三年間（学部全体の入学者数の平均が一三五人未満であること）。	平均入学定員超過率が一・三五倍未満であること。	平均入学定員超過率が一・三五倍未満であること。

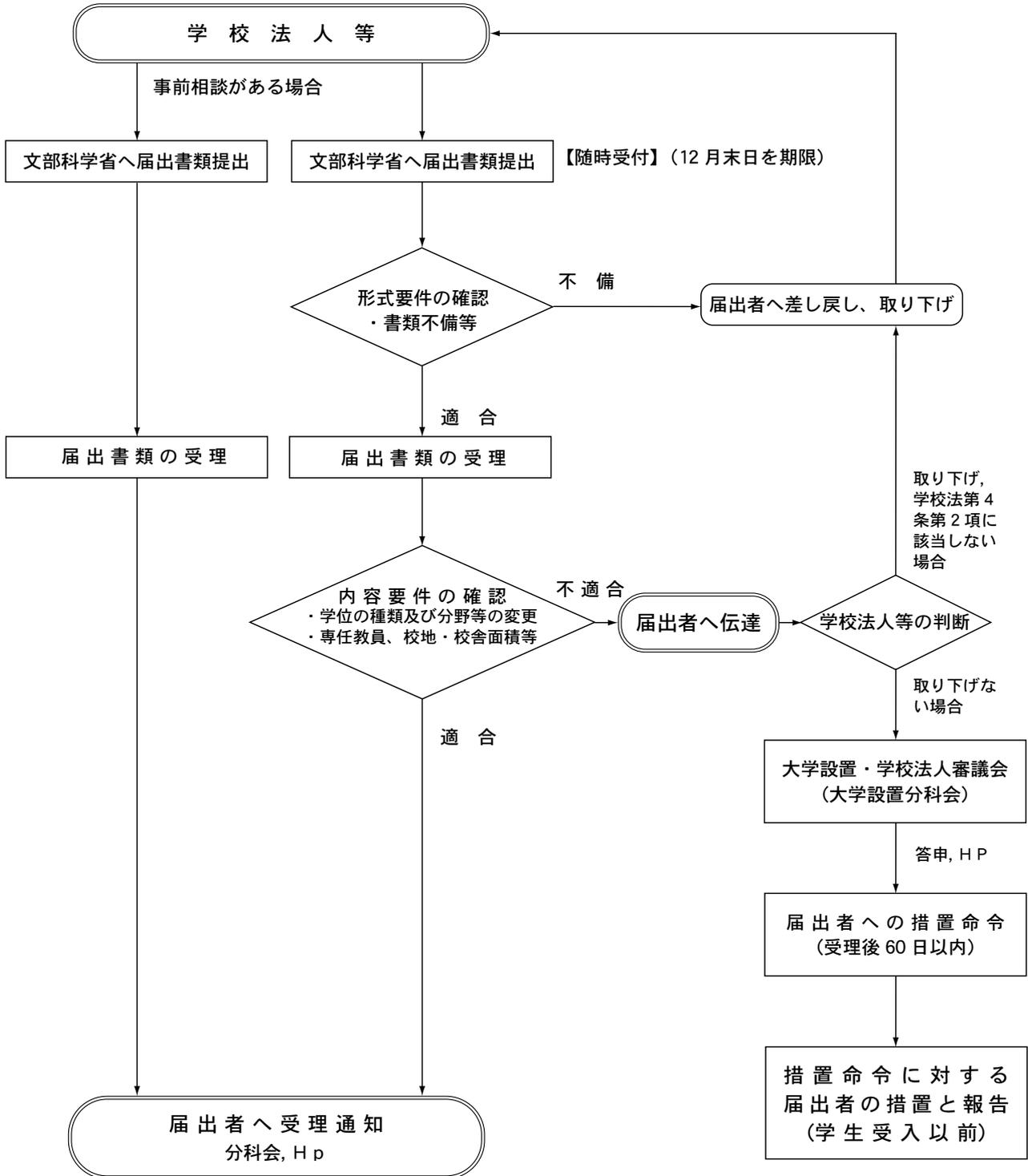
大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等について

別表

認可の申請又は届出の区分	大学又は高等専門学校等の設置(第2条)		学部等の設置(第3条)、 大学の大学院の設置、 又は大学の大学院の 課程の変更(第4条) 高等専門学校等の学 科の設置(第5条)		大学における通信教育 の開設(第6条)		私立の大学又は高等 専門学校に係る学則 の変更(第7条)		大学等の廃止 (第9条)	
	認可を受けようとする場合	届出を行う場合	認可を受けようとする場合	届出を行う場合	認可を受けようとする場合	届出を行う場合	認可を受けようとする場合	届出を行う場合	認可を受けようとする場合	届出を行う場合
提出書類	届出時期	提出すべき書類(別記様式)	提出時期	届出時期	提出時期	届出時期	提出時期	提出時期	提出時期	提出時期
認可申請書	提出時期	(様式第1号の1)	前年度の7月31日まで	前年度の6月30日まで	前年度の6月30日まで	前年度の6月30日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで
届出書	提出時期	(様式第1号の2)	前年度の7月31日まで	前年度の6月30日まで	前年度の6月30日まで	前年度の6月30日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで
基本計画書	提出時期	(様式第2号の1) (様式第2号の2) (様式第2号の3)	前年度の7月31日まで	前年度の6月30日まで	前年度の6月30日まで	前年度の6月30日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで
校地校舎等の図面	提出時期		前年度の7月31日まで	前年度の6月30日まで	前年度の6月30日まで	前年度の6月30日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで
学則	提出時期		前年度の7月31日まで	前年度の6月30日まで	前年度の6月30日まで	前年度の6月30日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで
学則(変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。)	提出時期		前年度の7月31日まで	前年度の6月30日まで	前年度の6月30日まで	前年度の6月30日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで
意思の決定を証する書類	提出時期		前年度の7月31日まで	前年度の6月30日まで	前年度の6月30日まで	前年度の6月30日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで
大学の設置の趣旨等を記載した書類	提出時期		前年度の7月31日まで	前年度の6月30日まで	前年度の6月30日まで	前年度の6月30日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで
学部等の設置の趣旨等を記載した書類	提出時期		前年度の7月31日まで	前年度の6月30日まで	前年度の6月30日まで	前年度の6月30日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで
大学における通信教育の開設の趣旨等を記載した書類	提出時期		前年度の7月31日まで	前年度の6月30日まで	前年度の6月30日まで	前年度の6月30日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで
変更の事由及び時期を記載した書類	提出時期		前年度の7月31日まで	前年度の6月30日まで	前年度の6月30日まで	前年度の6月30日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで
学則の変更の趣旨等を記載した書類	提出時期		前年度の7月31日まで	前年度の6月30日まで	前年度の6月30日まで	前年度の6月30日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで
廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類	提出時期		前年度の7月31日まで	前年度の6月30日まで	前年度の6月30日まで	前年度の6月30日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで
教員名簿	提出時期	(様式第3号の1) (様式第3号の2)	前年度の7月31日まで	前年度の6月30日まで	前年度の6月30日まで	前年度の6月30日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで
教員個人調書	提出時期	(様式第4号)	前年度の7月31日まで	前年度の6月30日まで	前年度の6月30日まで	前年度の6月30日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで
教員就任承諾書	提出時期	(様式第5号)	前年度の7月31日まで	前年度の6月30日まで	前年度の6月30日まで	前年度の6月30日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで
附属病院所在地の概況説明書	提出時期	(様式第6号)	前年度の7月31日まで	前年度の6月30日まで	前年度の6月30日まで	前年度の6月30日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで
附属病院の医師、歯科医師、看護師等の配置計画書	提出時期	(様式第7号)	前年度の7月31日まで	前年度の6月30日まで	前年度の6月30日まで	前年度の6月30日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで
関連教育病院の概要等を記載した書類	提出時期		前年度の7月31日まで	前年度の6月30日まで	前年度の6月30日まで	前年度の6月30日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで
薬学実務実習施設概要書類	提出時期		前年度の7月31日まで	前年度の6月30日まで	前年度の6月30日まで	前年度の6月30日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで
通信教育実施方法説明書	提出時期		前年度の7月31日まで	前年度の6月30日まで	前年度の6月30日まで	前年度の6月30日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで
通信教育に係る規程	提出時期		前年度の7月31日まで	前年度の6月30日まで	前年度の6月30日まで	前年度の6月30日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで	前年度の7月31日まで
提出部数			1	3	5	1	3	5	1	3

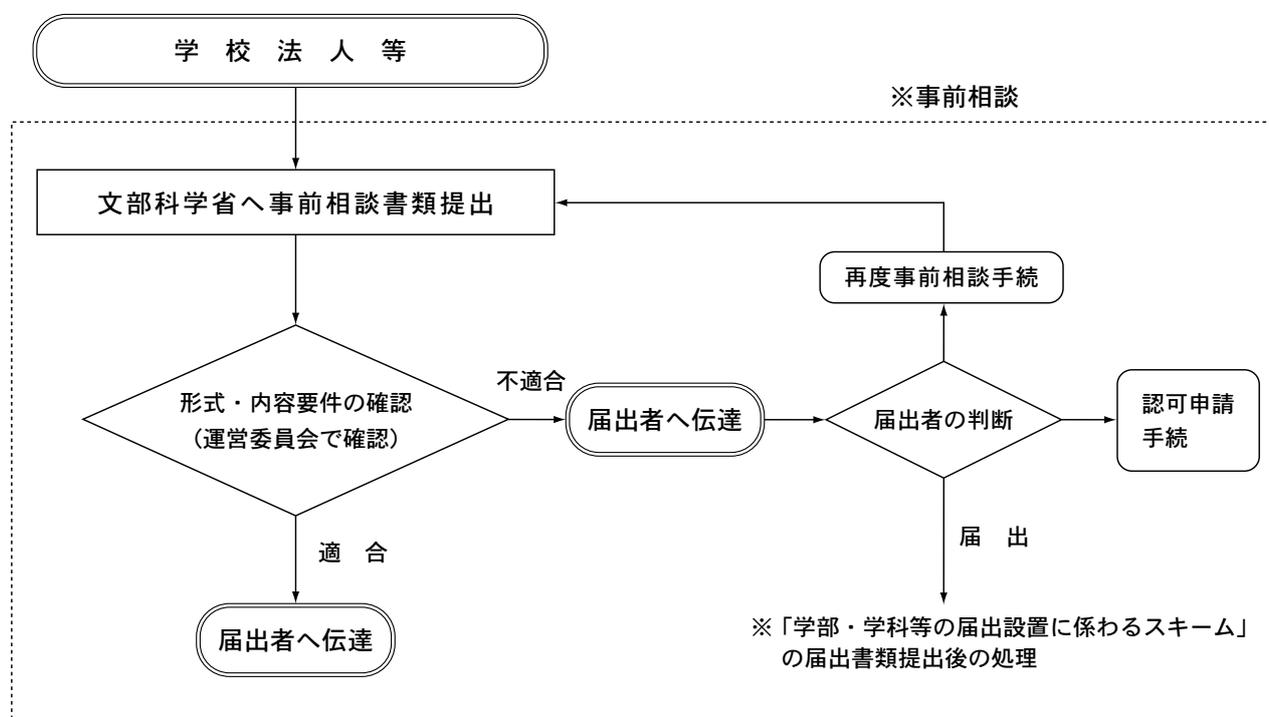
(注) 1 ※1は、医学部若しくは歯学部に関する学部若しくは学科を新設する場合に添付すること。
 2 ※2は、保健衛生学に関する学部若しくは学科を新設する場合に添付すること。
 3 ※3は、医療従事者の養成を目的とする専攻を開設する場合には添付すること。
 4 ※4は、専攻の変更を伴う場合には添付すること。
 5 ※5は、私立の大学の通信教育に係る取組書に添付すること。
 ※6は、学長及び学部長の個人調書のみ添付すること。
 ※7は、学長及び学部長の個人調書に添付すること。

学部・学科等の届出設置に係わるスキーム



(注) 届出者は、届出前に、学部・学科等の設置案件が届出の対象になるかどうか確認したい場合には、大学設置・学校法人審議会（大学設置分科会）に相談できる。

学部・学科等の届出設置に係わる事前相談



(3) 大学評価・学位授与機構が認定した専攻科

文部科学省管轄の大学評価・学位授与機構（平成12年4月より学位授与機構から改組）は、大学卒業者と同等の水準にあると認められる者に対して学位（学士）を授与することとなっている。短期大学、高等専門学校の専攻科からの申し出により大学の学部相当の教育の水準を有しているかを、審査の上、認定された専攻科を、「大学評価・学位授与機構が認定した専攻科」（一般に認定専攻科ともいわれる）という。

(4) 名称変更

短期大学の名称及び学科の名称については、短期大学設置基準第33条の3に「短期大学及び学科（以下、「短期大学等」という。）の名称は、短期大学等として適当であるとともに、当該短期大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。」と定められている。この規定は、平成15年3月の改正の際に、新たに盛り込まれた規定である。

短期大学の名称及び学科の名称の変更は“届出事項”とされているが、変更の際には、新たな名称がこの規定の趣旨に照らして適切であるかどうかには留意する必要がある。

こうしたことから、名称変更については、学科の設置の場合と同様に、名称変更の手続きを行う

ことに特段の支障がないかどうかの判断を、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会に「事前伺い」をすることができるとされている。

(5) 通信教育学科

短期大学は、通信による教育を行う学科を置くことができる（学校教育法第69条の2第6項）。通信による学科を置く場合は、原則として文部科学大臣の認可を受けなければならないが、通信による教育を行う既設学科の分野の変更を伴わない場合については、届出事項となる。

なお、通信による教育を行う学科については、学校教育法第3条及び第88条の規定に基づき、「短期大学通信教育設置基準」が定められている。

3. 学科・専攻の現況

短期大学は昭和24年に暫定的な制度として発足した。そして昭和39年に学校教育法上に位置付けられ、さらに昭和50年には短期大学設置基準が省令化されるなど、高等教育の一機関として整備拡充が計画的に行われてきた。その後、昭和59年に設置された臨時教育審議会が短期大学に対して、社会・経済の複雑化、高度化の急速な進展や国際化、情報化という社会状況の変化に対応する必要性があることを指摘した。そして昭和62年10月に文部大臣から諮問を受けた大学審議会は平成3年2月に「短期大学教育の改善について」という答申を行った。

この答申に基づき平成3年4月に準学士の称号付与が学校教育法に盛り込まれ、同年6月には短期大学設置基準の大幅な改正がなされた。

短期大学設置基準は、昭和24年8月に大学設置審議会の決定事項として定められ、「短期大学の学科又は専攻部門は、文学・語学・図書館学・経済学・商学・理学・工学・農学・水産学・家政・教育（保育を含む）・体育・社会事業・厚生・芸術・新聞・その他の学科又は専攻部門として適当な規模内容があると認められたものとする。」との学科の例示があったが、昭和50年の文部省令の制定でこの例示がなくなり、さらに大学審議会の答申を受けて平成3年に改正された短期大学設置基準により大綱化、弾力化が一段と進んだ内容となった。

こうした法的な整備は、学術の進展や社会の要請に適応した特色ある教育研究を発展させる余地を生じさせ、新しい学科・専攻の設立の動きや再編成の可能性を高まらせている。

その一例がいわゆる「地域総合科学科」で、特定の学問領域に限定せずに、地域の多様なニーズに柔軟に応じることを目的とした新しいタイプの学科である。その特色として、①多様な科目とコース展開、②科目・コースの柔軟な選択、③多様な履修形態、④社会人の積極的受け入れ、⑤第三者機関による適格認定に基づく質の保証、等が挙げられる。

第2章 学生収容定員

1. 定員の概念

定員とは、短期大学設置基準に基づき、文部科学大臣が認めた短期大学が受け入れることができる学生数を指し、各年度の新入生として受け入れることのできる入学定員と、短期大学全体として受け入れることのできる収容定員とに分けられる。定員は、学科ごとに、また、専攻課程を置くときは、専攻課程を単位として学科ごとに学則に定めなければならない。なお、昼夜開講制を実施するときは、これに係る学生定員を明示するものとされている。

設置基準上、定員は設置する校地面積、専任教員数等と不可分の関係にある。すなわち、専任教員数、校地面積、校舎面積等が一定であれば、設置する学科の種類に応じて定員が決められる。逆に、専任教員数、校地面積、校舎面積も、設置する学科の定員数に応じて決められる。

2. 収容定員変更手続

こうしたことから、収容定員を変更しようとする場合には、原則として文部科学大臣の認可が必要とされる（学校教育法第4条第1項、同法施行令第23条第10号）。ただし、平成14年11月の学校教育法並びに学校教育法施行令の改正により、短期大学全体の収容定員の増加を伴わない変更については、届出事項となった（学校教育法第4条第2項第4号、同法施行令第23条の2第5号）。

認可申請書、届出書その他の書類の様式及び提出部数等については、「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則」（平成18年文部科学省令第12号）に示されている。認可申請の期間については、4月又は7月の年2回で3ヵ月の審査となった。短期大学全体としての収容定員の増加を伴わない変更の場合の届出の時期については、変更しようとする年度の前年度の12月31日までとされている。

ところで、収容定員の増加の審査に当たっては、特定の条件を満たす場合を除き、従来から原則抑制の方針が採られていたが、大学間の自由な競争により各大学が社会的な需要等に柔軟に対応することができるよう、平成14年11月の学校教育法改正を機に、抑制方針は撤廃されることになった。同時に、工業（工場）等制限区域・準制限区域内の短期大学等の設置等についても、その抑制方針が撤廃された。ただし、こうした抑制方針の撤廃により教育条件の低下等の事態を招くことがないように、各大学における定員管理の厳格化が今まで以上に求められ、短期大学設置基準においても、平成15年3月の改正により、「短期大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を学生定員に基づき適正に管理するものとする」（第4条第4項）との条文が設けられている。

3. 臨定の延長及び恒常化

期間を付した定員（臨時的定員）の制度は、18歳人口の急増・急減期に対処するために採られた政策である。従って、この制度の趣旨に沿えば、当初の計画である平成11年度で解消すべきものであるが、その後、受験生への影響、臨時的定員の果たした役割、私学経営への影響等を考慮した結果、大学審議会から16年度までの5年間で段階的に解消していく一方で、平成11度の規模の5割程度の恒常的定員化を認めることが適切であるとの方針が示された（「平成9年1月29日大学審議会答申「平成12年度以降の高等教育の将来構想について」」。これを受け、「臨時的定員に関する平成12年度以降の取扱方針」（平成9年2月6日大学設置・学校法人審議会大学設置分科会決定 / 平成13年2月20日大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長決定）が出され、臨時的定員の延長及び恒常化に際しての具体的な指針が示されることになったのである。

第3章 学 則

学則は学校の組織、編成、運営等に関する教学上の基本的規程であって、対外的、学内的に学校の憲法にも相当するものである。

そして、学則は短期大学の設置認可申請に必要な書類の一つとして指定されており（学校教育法施行規則第3条）、学則に記載すべき事項も学校教育法施行規則第4条に次のように定められている。

○学校教育法施行規則

第4条 前条の学則中には、少なくとも、次の事項を記載しなければならない。

（以下略）

以下、学校教育法施行規則第4条第1項各号に規定されている学則記載事項について簡単に触れるが、条文化するに際しては短期大学設置基準に添う必要がある。

① 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日（以下「休業日」という）に関する事項

・修業年限

「2年又は3年」（学校教育法第69条の2第2項）で短期大学の教育目的に応じて学校が定める。

・学年

「小学校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る」（学校教育法施行規則第44条）及びその準用規定「第28条及び第44条の規定は、大学にこれを準用する」（同施行規則第72条）により定める。

・学期

学期は、前期・後期の2学期制が大部分であるが、昭和48年大学制度の弾力化の措置により、3学期制が可能となった。一つの学期の授業期間は10週又は15週にわたること（短期大学設置基準第9条）とされている。

・授業を行わない日（休業日）

学校教育法施行規則第47条、第48条は、小学校における休業日を定めている。短期大学においては準用規定はないが、これに準じて休業日を定めている。

② 学科及び課程の組織に関する事項

学科は教育研究上の必要に応じて組織されるもので、教育上特に必要があるときは専攻課程を置くことができる（設置基準第3条）。

③ 教育課程及び授業日数に関する事項

・教育課程

教育課程は、短期大学及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、学科に係る専門の学芸を教授して職業又は實際生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう体系的に編成し、各授業科目を必修科目、選択科目に分け、各年次に配当する（設置基準第5～6条）。

・単位の計算方法

学則作成例（短期大学教育第48号臨時増刊）では、次のように示している。

第21条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

二 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。

三 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

四 個人指導による〇〇科目については、〇〇時間の授業をもって1単位とする。

五 卒業研究における成果に対しても、その成果を評価して〇〇単位をあたえることができる。

なお、この条項は従来そのまま規定しておくことも可能であるが、より弾力的に扱うことができるようにした趣旨を生かすことが大切である。

・授業日時数

「1年間の授業日数は、35週にわたり210日」という規定が過去にあったが、現在は「定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする」（短期大学設置基準第8条）と日数の規定がなくなった。学則には授業日数を直接明示せず、前記①の「学期」に期間を付し、同「休業日」との関係から間接的に授業日数を表示している例が多い。

④ 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項

・学習の評価

授業科目を履修し、試験に合格した者には所定の単位を与える（短期大学設置基準第13条）ことになるが、学習の評価についての法的規制はなく、通常A、B、C又は優、良、可等の表記で行うことを合否の基準とともに規定する。

・課程修了の認定

卒業の要件を記載する。卒業の要件としては、修業年限及び必要単位数を記載する例がほとんどである。卒業に必要な単位数は2年制の短期大学では62単位以上、3年制の短期大学では93単位以上（短期大学設置基準第18条）であるが、夜間学科等においては修業年限を3年とし、修得単位数を62単位以上とする（短期大学設置基準第19条）こともできる。

⑤ 収容定員及び職員組織に関する事項

・収容定員

ここにおける収容定員は、学生定員のことをさし、学科ごと（専攻課程を置く場合は専攻ごと）に入学定員を規定する。なお、昼夜開講制をとる場合は、昼間主コースと夜間主コースとに分けて規定する（短期大学設置基準第4条）。

・教員組織

職員には教員だけでなく事務職員等も含むが、学則には「本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な職員を置く。」と簡単に規定している場合が多い。なお、副学長等をおく場合にはこの項で規定しておくのが良い。また、この項で教授会についても規定する。教員組織と教員の資格については、短期大学設置基準第20条～第26条に、教授会の設置については学校教育法第59条に規定されている。

⑥ 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項

・入学

入学の時期、入学資格、入学の出願・選考、入学手続、入学許可等について規定する。

・退学

学長の許可が必要である旨を規定する。

・転学

転学者を受け入れる場合には学則に規定する。転学を規定している短期大学は少ないが、規定する場合は、既修得科目と単位の取扱いや在学すべき年数についても触れるようにする。

・休学

休学に必要な修学出来ない期間や休学の最長期間などを規定する。

・卒業

前記④の「課程修了の認定」の項に記したように卒業の要件、卒業の認定、卒業証書の授与について規定する。なお、短期大学士の学位は、学則または学位規則等に規定する必要がある。

⑦ 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項

授業料等については、その納入金額、納入時期、納入方法等（授業料等の免除、返還、休学中の取扱い等）を規定する。なお、入学検定料及び入学料は金額を学則に規定し、納入時期、納入方法は入学募集要項に記載している場合が多い。

⑧ 賞罰に関する事項

賞に関する法令上の規定はないが、罰に関しては懲戒ができる旨の規定（学校教育法第 11 条及び同法施行規則第 13 条）がある。学則には表彰と罰則について規定することになるが、罰則の場合は乱用を防ぐ観点からも具体的な該当項目を規定しておく必要がある。

⑨ 寄宿舍に関する事項

寄宿舍は、なるべく備えるものとする（短期大学設置基準第 28 条第 5 項）ことになっており、寄宿舍がある場合はこのことを条文化する。

以上、学則記載事項について、学校教育法施行規則に規定されている項目について触れたが、この他に当該短期大学で実施している項目があれば、学則に記載する必要がある。その主なものは次のとおりである。

・資格取得に関する事項

教育職員免許状の所要資格を得させるための課程認定を受けている場合は、学則に必要項目を記載する

・科目等履修生、特別聴講学生、留学生に関する事項

・単位互換による履修、短期大学又は大学以外の教育施設等における学修に関する事項

・既修得単位の認定に関する事項

・専攻科、別科等を設置している場合は、その名称、修業年限、学生定員、入学資格、修了の要件、教育課程、納入金等

・長期履修学生に関する事項

短期大学設置基準第 16 条の 2 において、「短期大学は、短期大学の定めるところにより、学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる」として、社会人の様々な学習需要に対応し、大学等が多様で柔軟な学習機会を提供し、社会人の受け入れをいっそう推進し得るように、長期にわたる教育課程の履修を定めている。よって、各短期大学が、同規定による学生（長期履修学生）を受け入れる場合には、授業料、教育課程等、関連の規定を学則に設けておく必要がある。

なお、教育課程、授業料等学則の記載事項を変更する場合は変更する年度の前年度末までに、また、入学検定料を変更する場合は検定料を受験生に納付させる前に文部科学省に「短期大学学則の一部変更届」の届出様式に従って作成し、提出しなければならない。

○学則記載事項・関係法規等の資料

学 校 教 育 法 施 行 規 則 第 4 条 第 1 項		学 校 教 育 法 (条 数)	学 校 教 育 法 施 行 規 則 (条 数)	短 期 大 学 設 置 基 準 (条 数)
①	修 業 年 限	69 の 2 ②		
	学 年		44 (関連 72)	
	学 期			9
	休 業 日		(47 準用)	
②	学 科 ・ 課 程 組 織	69 の 2 ⑤, ⑥	66 ②	3
③	教 育 課 程			5 ~ 7, 11, 12
	授 業 日 数			8
④	学 習 評 価			13 ~ 16
	課 程 修 了 の 認 定		28 (関連 72)	18, 19
⑤	収 容 定 員			4
	教 員 組 織	7, 9, 28 ⑧, 50 ⑤, 58		20 ~ 26, 29 ③, 34, 35
⑥	入 学	56	67, 69, 72 ②	
	退 学		67	
	転 学		67	
	休 学		67, 72 ②	18, 19
	卒 業			
⑦	授 業 料	6		
⑧	賞 罰	11	13	
⑨	寄 宿 舎			25 ⑤

私立短期大学における認可・届出事項一覧

事 項	認可 届出の別	関係書類の提出時期	担当窓口	備 考
1 短期大学の新設	認 可	開設年度の前年度の4月30日まで	大学設置室	
2 短期大学の廃止	認 可	在学生がいなくなることが確定した時	”	
3 学科の設置	認 可	開設年度の前年度の6月30日まで	”	
4 学科の設置（当該短期大学が設置する学科の分野の変更を伴わないもの）	届 出	開設年度の前年度の12月30日まで	大学設置室 短期大学係	
5 学科の廃止	届 出	在学生がいなくなることが確定した時	短期大学係	
6 専攻課程の設置	届 出	開設年度の前年度の12月31日まで	”	当該大学の収容定員の総数が増加する場合には認可申請が別途必要
7 専攻課程の廃止	届 出	在学生がいなくなることが確定した時	”	
8 通信教育の開設	認 可	開設年度の前年度の6月30日まで	大学設置室	
9 通信教育の開設（当該短期大学が設置する通信教育に係る学科の分野の変更を伴わないもの）	届 出	開設年度の前年度の12月31日まで	大学設置室 短期大学係	
10 通信教育の廃止	届 出	在学生がいなくなることが確定した時	短期大学係	
11 専攻科、別科の設置	届 出	開設年度の前年度の12月31日まで	”	
12 専攻科、別科の廃止	届 出	在学生がいなくなることが確定した時	”	
13 短期大学の収容定員の総数の増加	認 可	増加しようとする年度の前年度の4月30日又は7月31日まで	大学設置室	
14 学科等の収容定員の増加（当該短期大学の収容定員の総数の増加を伴わないもの）	届 出	増加しようとする年度の前年度の12月31日まで	短期大学係	
15 学科等の収容定員の増加（当該短期大学の通信教育に係る収容定員の総数の増加を伴わないもの）	届 出	増加しようとする年度の前年度の12月31日まで	”	
16 収容定員の減少	届 出	減少しようとする年度の前年度の12月31日まで	”	
17 臨時的定員の変更	届 出	変更しようとする年度の前年度の12月31日まで	”	平成16年度までの間に限る

事 項	認可の別 届出	関係書類の提出時期	担当窓口	備 考
18 専攻課程間の収容定員の変更	届 出	変更しようとする年度の前年度の12月31日まで	短期大学係	当該短期大学の収容定員の総数が増加する場合には認可申請が別途必要
19 学則の変更	届 出	変更しようとする時	〃	
20 目的の変更	届 出	変更しようとする時	〃	
21 名称の変更	届 出	変更しようとする時	〃	
22 位置の変更	届 出	変更しようとする時	〃	
23 校地・校舎の変更	届 出	変更しようとする時	参 事 官	
24 通信教育に係る規程の変更	届 出	変更しようとする時	短期大学係	
25 学長の変更	届 出	変更した時	〃	
26 学生募集の停止	報 告	募集停止を決定した時	〃	
27 設置者の変更	認 可	変更しようとする時	大学設置室	

第4章 大学評価

1. 自己点検・評価のスタート

自己点検・評価とは、各短期大学が自らの教育研究の理念に照らして、教育活動及び研究活動の状況を点検・評価することである。

大学評価については、昭和61年の臨時教育審議会の第2次答申の中で、大学の自己検証・自己評価が要請されているが、大学評価についての本格的な議論が始まったのは、平成3年2月の大学審議会答申「短期大学教育の改善について」においてである。この答申の最大のポイントは、短期大学設置基準の様々な制約を大幅に緩和すべきこと、短期大学自身による自己点検・評価が重要であること指摘した点である。すなわち、規制緩和の社会的な流れの中で各短期大学がカリキュラムを組むに際して大幅な“自由”を与えるのと引き換えに、自己点検・評価を課すことにより、“自由”に対する保証を求めたものとなっている。いわゆる大綱化と自己点検・評価は表裏の関係にあると言える。

大学審議会のこの答申を受けて大綱化された短期大学設置基準においては、自己点検・評価は、次のように規定されていた。

『第2条 短期大学は、その教育研究水準の向上を図り、当該短期大学の目的及び社会的使命を達成するため、当該短期大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めなければならない。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。』

大学、短期大学関係者にとって、自己点検・評価はあまり馴染みのないものであったために、当初は若干の戸惑いも見られたが、次第に自己点検・評価は、多くの大学等で実施されるようになり、平成10年度の文部省の調査によると、9割近い大学、短期大学等が実施していることが明らかになった。

2. 自己点検・評価の義務化と大学評価・学位授与機構の発足

平成10年10月、大学審議会は「21世紀の大学像と今後の改革方策について—競争的環境の中で個性が輝く大学—」との答申を行った。その中で、自己点検・評価については、「形式的な評価に陥り教育研究活動や組織運営の改善に十分結び付いていない」との指摘がなされた。その上で、今後は、「大学の教育研究活動の透明性を高めるため、現在は努力義務である自己点検・評価の実施とその結果の公表を各大学の義務として位置付けることが必要である。」との方針を示すととも

に、そのためにも「第三者機関を設置する必要がある、速やかな対応が望まれる。」としている。この答申を受け、平成11年9月、短期大学設置基準が改正された。これにより、自己点検・評価について定めた第2条は、自己点検・評価は、“努力義務規定”から“義務規定”となり、その結果についても公表するものとされ、また、結果については、学外者による検証が“努力義務”として、次のように改められた。

- 『第2条 短期大学は、その教育研究水準の向上を図り、当該短期大学の目的及び社会的使命を達成するため、当該短期大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。
 - 3 短期大学は、第1項の点検及び評価の結果について、当該短期大学の職員以外の者による検証を行うよう努めなければならない。』

また、同様に答申を受けて、平成11年4月、学位授与機構の中に大学評価機関（仮称）創設準備室及び同準備委員会が設置され、平成12年2月には、学位授与機構を改組し、「大学評価・学位授与機構」が発足することとなった。

それまで、学位授与機構は、生涯学習活動推進の観点から、大学・大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対する学位授与の途を開く国の機関として、一定の役割を果たしてきたが、新たに第三者評価を行う大学評価機関として、国公立大学の評価を実施することになったものである。

なお、大学評価・学位授与機構は、これらの役割のほかに、大学評価や学位授与に関する調査研究、情報提供等の活動を行っている。

3. 認証評価機関による第三者評価

中央教育審議会は、平成14年8月「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」と題する答申を提出した。この答申の中で、それまでの我が国の大学評価については「自己点検・評価が定着してきているものの、第三者評価は未熟であり、大学の質の保証システムとしては不十分にある。」との評価を下している。その上で、大学の自主性・自立性に配慮しながらその教育研究の質の維持向上を図っていくためには、現在、活動を展開している「様々な第三者評価機関のうち国の認証を受けた機関（認証評価機関）が、自ら定める評価の基準に基づき大学を定期的に評価し、その基準を満たすものかどうかについて社会に向けて明らかにすることにより、社会による評価を受けるとともに、評価結果を踏まえて大学が自ら改善を図ることを促す制度を導入する」ことを提言している。

この提言を受け、平成14年11月学校教育法が改正され、認証評価機関による第三者評価が義務化されることになった。認証評価を実施する期間については、学校教育法施行令第40条により、7年に1度の割合で実施するものと定められている。

なお、認証評価に係る規定については、平成16年4月1日から施行された。

現在、認証評価機関として認められた機関は、財団法人短期大学基準協会、財団法人日本高等教育評価機構、財団法人大学基準協会などがある。

○学校教育法

第69条の3 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育

研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であって、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

3 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であって、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

4 前2項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前2項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。）に従って行うものとする。

認証評価機関となるための基準については学校教育法第69条の4において、次のように定められている。

1 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。

2 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。

3 第4項に規定する措置（同項に規定する通知を除く。）の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。

4 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次号において同じ。）であること。

5 次条第2項の規定により認証を取り消され、その取消の日から2年を経過しない法人でないこと。

6 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

また、同条第4項においては、「認証評価機関は、認証評価を行ったときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければならない。」とされている。

上記のとおり、自己点検・評価の義務については、学校教育法に規定され、併せて自己点検・評価の方法についても、次のとおり学校教育法施行規則に規定された。

○学校教育法施行規則

第71条の2 大学は、学校教育法第69条の3第1項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。

さらに、自己点検・評価に関する事項が、学校教育法及び同施行規則に規定されたことにより、短期大学設置基準における自己点検・評価に関する規定が削除された。

4. 法令違反状態の大学に対する措置

設置基準等の法令違反の状態にある私立大学に対する国の措置としては、行政指導以外には、現行制度上は、大学自体の閉鎖を命ずる“閉鎖命令”という最終措置があるのみで（国公立大学に対しては、法令違反の是正を命ずる“変更命令”がある）、大学の自主性・自立性を踏まえた緩やかな改善措置についての規定が未整備となっている。

平成14年8月、中央教育審議会は、こうした現行法上の問題点を踏まえ、「違法状態にある大学に対しては、緩やかな措置から段階的に是正を求めべく、新たに改善勧告制度を導入するとともに、私立大学についても変更命令を可能とし、閉鎖命令に至る事前の措置を規定する」ことを提言した。

これを受け、平成14年11月、学校教育法が改正され、第15条として次の条文が追加された。

○学校教育法

第15条 文部科学大臣は、公立又は私立の大学及び高等専門学校並びに放送大学学園の設置する大学が、設備、授業その他の事項について、法令の規定に違反していると認めるときは、当該学校に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による勧告によってもなお当該勧告に係る事項（次項において「勧告事項」という。）が改善されない場合には、当該学校に対し、その変更を命ずることができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定による命令によってもなお勧告事項が改善されない場合には、当該学校に対し、当該勧告事項に係る組織の廃止を命ずることができる。

4 文部科学大臣は、第1項の規定による勧告又は第2項若しくは前項の規定による命令を行うために必要があると認めるときは、当該学校に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

第5章 取得可能な資格等

短期大学を卒業する際に得られる諸資格は非常に広範囲にわたっている。以下に例を示す。

① 無試験で取得できる資格等

教育職員免許状 中二（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，職業，職業指導，英語，外国語，宗教）小二 幼二 養二 医療事務管理士 医療秘書士衛生管理者 栄養士 学芸員補 介護福祉士 図書館司書 学校図書館司書教諭 社会教育主事補（任用） 社会福祉主事（任用） 食品衛生管理者 測量士補 毒物劇物取扱責任者 上級秘書士 秘書士 上級情報処理士 情報処理士 ビジネス実務士 上級ビジネス実務士 保健師 保育士 レクリエーションインストラクターなど

② 受験資格が得られるもの

園芸装飾技能士 家畜人工受精師 看護師 灸師 歯科衛生士 歯科技工士 自動車整備士（二級，三級） 社会保険労務士 助産師 鍼師 診療放射線技師 税理士 造園技能士 二級建築士 農業機械整備技能士 美容師 ボイラー技士 溶接技術者（一級） 理学療法士 作業療法士 臨床検査技士 臨床工学技師 健康運動実践指導者など

③ 実務経験を経て取得できる資格等

学芸員 社会教育主事 測量士 ボイラー・タービン主任技術者など

④ 実務経験を経て受験資格が得られるもの

一級建築士 インテリアプランナー 危険物取扱者（甲種） 建設機械施行技士 社会福祉士造園施工管理技士 電気主任技術者（二種，三種） 作業環境測定士 マイクロコンピュータ応用システム開発技術者 健康運動指導士など

⑤ 第一次試験・予備試験等が免除されるもの

衣料管理士（二級） 火薬類取扱保安責任者 技術士 公認会計士 繊維製品品質管理士 総合無線通信士（二級） 第二種電気工事士 不動産鑑定士 陸上無線技術士（二級） など

第6章 教務所管事項の記録と整理

短期大学は、学校教育法第69条の2に規定されているように、教育と研究の両方の機能を有している。このうち教育の機能、特に授業にかかわる分野の事務を総称して、教務所管事務という。したがって、その中心業務は、学生がどの授業科目を履修し、卒業に必要な単位を修得したかの記録を行い、整理・保存することにある。

学生が大学を卒業するという事は、それぞれの短期大学の教育目的を達成したことを意味し、短期大学が卒業生を世に送り出すことは、社会に対し、このことを保証することになる。このため、学生に対してなされる教務関係の記録は正確であることが求められ、かつ、これらの記録が必要に応じいつでも検索出来るように分類・整理されていなければならない。

学校が記録・保存しておかなければならない表簿は、「I 学生編」第2章5、学籍簿の編成と保存の項(P. 27～30参照)で述べたとおり学校教育法施行規則第15条第1項及び学校保健法施行規則第6条第1項(健康診断票)に規定されている。これらの中には教務所管事項とは一概にはいえないものもあるが、一応、大学の事務部門で扱われている。

このほか、大学には直接関係しないが、設置者である学校法人としては、私立学校法第47条に規定されている財産目録等や、学校保健法施行規則第12条第1項に規定されている職員健康診断票の作成が義務付けられている。

これらの表簿類の保存期間は、学校教育法施行規則第15条第2項で規定されている。

○学校教育法施行規則

第15条② 前項の表簿(第12条の3第2項の抄本又は写しを除く。)は、別に定めるもののほか、5年間、これを保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、20年間とする。

この項において「別に定めるもの」とは、学校保健法施行規則第6条第4項で規定する健康診断票及び歯の検査票の保存期間5年間をさしている。

ただし、大学は歯の検査を除くことができる。

また、「指導要録」とは在学又は卒業した者の学習及び健康の状況を記した書類の原本をいう(学校教育法施行規則第12条の3)が、その性格は児童・生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、指導及び外部に対する証明等のために役立たせるための原簿としての性格をもっている(昭和55年2月29日文初小第113号改正通知)ため、現実には「健康の状況」を記載する様式にはなっていない。

「指導要録の写し」とは文字とおりこの原本の写しであり、「指導要録の抄本」とは原本の一部を転記（複写）したもので、大学入学試験時に高校から提出される調査書がこれに相当する。

したがって、指導要録及びその写しのうち、入学、卒業等の学籍に関する記録の部分は20年間、その他の部分は5年間保存しなければならないことになっている。

なお、指導要録の抄本については、当該学校に在学する期間保存することになっており、大学においてもこれを準用すればよいであろう。指導要録の抄本の記載事項はおおむね次の事項を含むことになっており（昭和56年12月24日文初高第303号改正通知等）、生徒が進学した場合に校長が作成して進学先へ送付すること（学校教育法施行規則第12条の3）とされている。

参考：指導要録の抄本の記載事項

- ① 学校名、所在地、課程及び学科名
- ② 生徒の氏名、性別、生年月日及び現住所
- ③ 卒業月日
- ④ 各教科・科目の学習の記録
- ⑤ 最終年度の特別活動の記録
- ⑥ 最終年度の行動及び性格の記録
- ⑦ その他将来の指導上必要と思われるものがある場合にはその事項

大学には法令に基づかない表簿も数多くあるが、これらの書類の保存期間は当然のことであるが学校教育法等には明示されていない。したがって、これらの書類が利害関係を有する場合には、民法第167条第2項の消滅時効である20年間の保存が必要となるが、実質的な利害関係や義務づけられた表簿の保存期間から類推して、一般的には5年間保存すればよいと考えられる。

このように、教務所管事項の記録については義務づけられていることが多いので、学内の規定類を整備し、書類ごとの保存期間・整理方法を明文化しておき、年度により、あるいは事務担当者により取扱いの異なることのないような注意が肝要である。